

令和6年
岩手県教育委員会定例会
3月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和6年3月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和6年3月21日（木）午後1時30分

- 第1 会期決定の件
- 第2 事務報告1 令和5年度冬季大会の結果について (保健体育課)
- 第3 議案第46号 岩手県教育振興計画(2024~2028)の策定に関し議決を求めることについて (教育企画室)
- 第4 議案第47号 いわて特別支援教育推進プラン(2024~2028)の策定に関し議決を求めることについて (学校教育室)
- 第5 議案第48号 第5次岩手県子どもの読書活動推進計画の策定に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第6 議案第49号 文化財の指定及び保持団体の認定に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第7 議案第50号 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (教職員課)
- 第8 議案第51号 岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令 (教職員課)
- 第9 議案第52号 令和6年度教科用図書選定審議会委員の任命に関し議決を求めることについて (学校教育室)
- 第10 議案第53号 本庁の室課の長等の人事に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第11 議案第54号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第12 議案第55号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第13 議案第56号 学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第14 議案第57号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第15 議案第58号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

閉会

事務報告 1

令和5年度冬季大会の結果について

本年度、冬季間に開催された各種大会の結果について報告します。

令和6年3月21日

令和5年度冬季大会の結果について

1 令和5年度全国高等学校総合体育大会

(1) 第73回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会

- ア 会 期 令和5年1月18日(木)～23日(火)
イ 会 場 地 スピード：岐阜県恵那市、アイスホッケー：青森県八戸市、フィギュア：茨城県ひたちなか市
ウ 参 加 数 参加校6校、選手18名
エ 成 績 入賞なし

(2) 第73回全国高等学校スキー大会

- ア 会 期 令和5年2月8日(木)～11日(日)
イ 会 場 地 富山県南砺市
ウ 参 加 数 参加校6校、選手23名
エ 成 績 入賞なし

2 令和5年度全国中学校体育大会

(1) 第44回全国中学校アイスホッケー大会

- ア 会 期 令和6年1月25日(木)～1月28日(日)
イ 会 場 地 東京都 西東京市
ウ 参 加 数 参加チーム1チーム(13校合同)、選手20名
エ 成 績 1競技1種目入賞
オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	チーム名
1	5位 (ベスト8)	アイスホッケー	—	岩手県選抜

(2) 第61回全国中学校スキー大会

- ア 会 期 令和6年2月6日(火)～9日(金)
イ 会 場 地 長野県野沢温泉村
ウ 参 加 数 参加校14校、選手28名
エ 成 績 1競技3種目入賞

オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手・チーム名
1	5位	クロス カントリー	男子 4×5kmリレー	岩手県 中畠 永遠 (奥中山中1年) 古舘 拓 (雫石中3年) 新田 眺大 (沢内中3年) 古舘航太郎 (雫石中3年)
2	6位		女子 3kmクラシカル	西舘 陽里 (奥中山中2年)
3	7位		女子 4×3kmリレー	岩手県 西舘 陽里 (奥中山中2年) 釜石 知奈 (奥中山中3年) 川又 倫 (安代中3年) 米倉恵美子 (矢巾北中2年)

3 第78国民スポーツ大会冬季大会

(1) スケート競技会・アイスホッケー競技会

ア 会 期 令和6年1月27日(土)～2月3日(土)

イ 会 場 地 北海道苫小牧市

ウ 参 加 数 少年種別選手7名

エ 成 績 1競技2種目入賞

オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手名
1	6位	スピード	少年女子 500m	三浦 陽 (盛岡工業高3年)
2	7位		少年女子1000m	三浦 陽 (盛岡工業高3年)

(2) スキー競技会

ア 会 期 令和6年2月21日(水)～24日(土)

イ 会 場 地 山形県山形市、上山市、最上町

ウ 参 加 数 少年種別選手22名

エ 成 績 1競技2種目入賞

オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手名
1	7位	クロス カントリー	少年男子4×10kmリレー	内記 孝宗 (盛岡南高1年) 古舘 諒誠 (盛岡南高2年) 新田 眺平 (沢内中3年) 高橋 朋也 (岩手高2年)
2	8位		女子4×5kmリレー	大堰 喜代 (盛岡南高1年) 小山田凜花 (盛岡南高1年) (中嶋 愛優 (成年選手)) 釜石 知奈 (奥中山中3年)

議案第46号

岩手県教育振興計画（2024～2028）の策定に関し議決を求めることについて
岩手県教育振興計画（2024～2028）を別添のとおり策定することについて、議決を求める。

令和6年3月21日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一 男

理由

岩手県教育振興計画（2024～2028）を別添のとおり策定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

【計画の位置付け】

- ・ 本県の教育振興基本計画 (教育基本法第 17 条第2項)
- ・ 本県の教育振興の取組の指針

いわて県民計画(2019~2028) 基本目標
「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」

新たな教育振興基本計画 コンセプト
・2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

第1章 岩手の教育をめぐる状況

1 岩手の教育の歩み

- ・ 学制150周年
- ・ 新たな学習指導要領の実施
- ・ 教育振興運動、いわて教育の日の取組
- ・ 諸調査の活用による組織的な授業力の向上
- ・ 県立博物館、美術館、図書館における学び
- ・ 文化、スポーツ分野での多くの子どもたちや本県出身者の活躍
- ・ 新たな世界遺産、ユネスコ無形文化遺産の登録

2 前計画期間中の成果と課題

【成果】

- ・ 学校のICT環境、冷房設備等の整備完了
- ・ 児童生徒の体力・運動能力⇒高い水準
- ・ 地域等と連携・協働による教育活動の充実
- ・ 全市町村でコミュニティ・スクールを導入
- ・ SNSを活用した情報提供の充実

【課題】

- ・ 岩手の産業等を担う人材の育成等
- ・ ICTのより効果的な活用
- ・ 多様な体験活動等の一層の充実
- ・ 運動に親しむ機会の確保等
- ・ 教育的ニーズに対応した指導・支援体制の充実
- ・ 増加傾向にあるいじめや不登校児童生徒への対応
- ・ 社会情勢の変化に対応した教育環境の整備
- ・ 私立学校の教育の充実に向けた支援
- ・ 教育振興運動や地域学校協働活動の充実
- ・ 家庭教育を支える環境づくり
- ・ 多様な人材の育成や学習コンテンツの充実
- ・ 文化財の適切な保存・継承と活用

3 社会状況の変化と今後の展望

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応
- ② 少子化・人口減少と高齢化の進行
- ③ 社会全体のデジタル化の進展
- ④ グローバル化の進展と持続可能な社会づくり
- ⑤ 東日本大震災津波からの復旧・復興

10の政策分野の取組方向

- (1)健康・余暇
～健康寿命が長く、いきいきと暮らすことができ、また、自分らしく自由な時間を楽しむことができる岩手～
- (2)家族・子育て
～家族の形に応じたつながりや支え合いが生まれ、また、安心して子育てをすることができる岩手～
- (3)教育
～学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手～
- (7)歴史・文化
～豊かな歴史や文化を受け継ぎ、愛着や誇りを育てている岩手～

子どもたちの意見
夢や目標をかなえたい！ 地域のことをもっと知って何ができるか考えたい！

第2章 目標・取組の視点

基本目標

学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり
～ 自分らしい生き方の実現に向けた 新たな時代のいわての教育 ～

学校教育における目指す姿

岩手の子どもたちが、自分らしくいきいきと学び、夢を育み、希望あるいわてを創造する「生きる力」を身に付けている

社会教育・家庭教育における目指す姿

主体的・協働的な学びを通じて、地域や家庭におけるつながりや支え合いが生まれ、県民一人ひとりが、自分らしくいきいきと学び、暮らしている

取組の視点

- ① 一人ひとりの可能性を伸ばす学びの確保
- ② 郷土に誇りと愛着を持ち、岩手で世界で活躍する人材の育成
- ③ 岩手らしさを生かした生涯にわたる学びの充実
- ④ 教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤ 東日本大震災津波の経験や教訓を踏まえた学びの推進

今後の教育政策に関する基本的な方針

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

第3章 具体的な施策の内容

【学校教育】

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成
- 2 確かな学力の育成
- 3 豊かな心の育成
- 4 健やかな体の育成
- 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進
- 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進
- 7 学びの基盤づくり
- 8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進

【社会教育・家庭教育】

- 9 学校と家庭・地域との協働の推進
- 10 子育て支援や家庭教育支援の充実
- 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり
- 12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承

◎岩手県教育振興計画(2024~2028) の具体的な施策の内容

【学校教育】

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成
 - ① 「いわての復興教育」などの推進
 - ② キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
 - ③ 岩手と世界をつなぐ人材の育成
 - ④ イノベーションを創出する人材の育成
- 2 確かな学力の育成
 - ① これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
 - ② 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実
 - ③ 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進
- 3 豊かな心の育成
 - ① 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成
 - ② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
 - ③ 学校における文化芸術教育の推進
 - ④ 主権者教育などによる社会に参画する力の育成
- 4 健やかな体の育成
 - ① 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実
 - ② 適切な部活動体制の推進
- 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進
 - ① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
 - ② 各校種における指導・支援の充実
 - ③ 教育環境の充実・県民理解の促進
- 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進
 - ① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処
 - ② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
 - ③ デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進
- 7 学びの基盤づくり
 - ① 安全・安心でより良い教育環境の整備
 - ② 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保
 - ③ 目標達成型の学校経営の推進
 - ④ 魅力ある学校づくりの推進
 - ⑤ 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保
 - ⑥ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上
 - ⑦ 「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革
- 8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進
 - ① 各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援
 - ② 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進

【社会教育・家庭教育】

- 9 学校と家庭・地域との協働の推進
 - ① 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり
 - ② 豊かな体験活動の充実
- 10 子育て支援や家庭教育支援の充実
 - ① 子育てや家庭教育に関する学習機会の提供
 - ② 子育てや家庭教育を支える環境づくりの推進
- 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり
 - ① 多様な学習機会の充実
 - ② 岩手ならではの学習機会の提供
 - ③ 学びと活動の循環による地域の活性化
 - ④ 社会教育の中核を担う人材の育成
 - ⑤ 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実
- 12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承
 - ① 部活動や地域と連携した取組などを通じた民俗芸能の保存と継承
 - ② 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進

岩手県教育振興計画(2024~2028)の策定の参考とするため、子どもからの意見聴取を実施しました。

【意見聴取の概要】

- 1 対象

県内の学校に通う小学校5年生から高校3年生までに相当する個人またはグループ(特別支援学校、高等専門学校、専修学校を含む。)
- 2 方法

個人で所有する端末又は学校で配布されている端末等を利用したオンライン調査(無記名/任意)
- 3 期間

令和5年7月25日(火)~8月25日(金)
- 4 調査項目
 - ①校種
 - ②関心があるテーマと選択したテーマについての記述
- 5 回答数 3,965件

岩手県教育振興計画（2024～2028）

令和6年3月
岩手県教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 岩手の教育をめぐる状況	
1 岩手の教育の歩み	3
2 前計画期間中の成果と課題	5
3 社会状況の変化と今後の展望	7
第2章 目標・取組の視点	
1 目標	10
2 取組の視点	12
3 「いわて県民計画（2019～2028）」との柱立て項目の関係	16
第3章 具体的な施策の内容	
【Ⅰ 学校教育】	
1 岩手で、世界で活躍する人材の育成	17
2 確かな学力の育成	23
3 豊かな心の育成	29
4 健やかな体の育成	35
5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進	41
6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進	47
7 学びの基盤づくり	52
8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進	63
【Ⅱ 社会教育・家庭教育】	
9 学校と家庭・地域との協働の推進	66
10 子育て支援や家庭教育支援の充実	70
11 生涯にわたり学び続ける環境づくり	73
12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承	79

はじめに

1 趣 旨

岩手県教育委員会では、本県の教育振興の取組の指針となる「岩手県教育振興計画」を策定し、教育関係者だけではなく、家庭や地域、企業、NPOなどの様々な主体と連携し、目標の実現に向けて、一体となって取り組んで参りました。

今般、「岩手県教育振興計画」の計画期間が令和5年度で終了することに伴い、新たな教育振興の取組の指針となる「岩手県教育振興計画（2024～2028）」を策定するものです。

この計画は、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とし、今後5年間の教育施策の方向性や具体的な取組方策などを定め、本県の教育振興の取組の指針となるものです。

また、教育基本法第17条第2項に基づき、令和5年6月に策定された国の新たな教育振興基本計画を参酌して策定する「本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

2 構 成

「岩手県教育振興計画（2024～2028）」は、次の3章で構成しています。

第1章 岩手の教育をめぐる状況

第2章 目標・取組の視点

第3章 具体的な施策の内容

まず、第1章では、岩手の教育の歩み、前「岩手県教育振興計画」における成果と課題、社会状況の変化と今後の展望について、概括的に記載しています。

第2章は、計画の基本目標を定め、その目標を実現していくうえで、県民、教育関係者等が一体となって取り組んでいく岩手の教育振興の考え方及びその取組の視点等を示しています。

第3章は、今後5年間に実施する12の具体的な施策の内容を、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」の2つの政策分野を柱として、それぞれ「現状と課題」、「目指す姿」、「目指す姿を実現するための取組の方向性」、「取組にあたっての役割分担」、「具体的な推進方策」を示しています。

今回の計画策定に当たり、パブリック・コメントの実施や関係機関への意見照会に加え、子どもからの意見聴取を行いました。

子どもたちからは、自らの夢や目標に向けた思いや決意、地域に対する考えについて、多く意見をいただきました。

計画策定に当たっては、子どもからの意見も踏まえ検討を行い、第2章「目標・取組の視点」や第3章「具体的な施策の内容」において盛り込みました。

また、県のホームページにおいて、子どもからの意見に対するコメントや取組を紹介しています。

第1章 岩手の教育をめぐる状況

1 岩手の教育の歩み

我が国の学校教育は、明治5年に公布された学制により開始され、令和4年に150年目を迎えました。

この150年の長きにわたる教育史の中で、特に昭和22年に制定された教育基本法の下、教育の機会均等や教育水準の向上が図られ、我が国の発展に大きく貢献し、豊かな経済社会や国民の安心な生活を実現する大きな原動力となりました。

しかし、制定から半世紀以上が経過し、少子高齢化の進行など、教育をめぐる状況も大きく変化してきたことから、教育改革に向けた新たな一歩として、平成18年に教育基本法の大きな改正が行われました。

この改正教育基本法に基づき、国は教育振興基本計画を策定し、様々な教育政策を推進してきたところです。

令和5年6月に閣議決定された国の新たな教育振興基本計画では、総括的な基本方針として、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング¹の向上」を掲げています。

現行学習指導要領は、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から実施され、高等学校は令和4年度から年次進行で実施されています。

この学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程の実現」を目指し、子どもたちに必要な資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱として整理しました。

子どもたちに必要な力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善と各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実が求められています。

本県の教育は、多くの教育関係者のたゆまぬ研鑽の積み重ねによって築かれ、これまで培われてきた岩手の教育の優れた伝統と基盤を継承しながら、時代とともに変化する様々な教育を取り巻く環境や多様なニーズに対応するための取組を進めてきました。

¹ ウェルビーイング (well-being) : 国の教育振興基本計画においては、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」と定義されている。
(https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_oseisk02-100000597_01.pdf)

具体的には、令和6年度に60周年を迎える地域ぐるみで子どもたちを育む本県独自の教育振興運動²の基盤があります。

また、平成17年に、11月1日を「いわて教育の日」と定める「いわて教育の日に関する条例」が制定され、県民一人ひとりが教育の重要性を再認識し、本県における教育のあり方を考える契機となるよう、「いわて教育の日」のつどいをはじめとする様々な取組を行っています。

学校教育では、平成19年から全国学力・学習状況調査の実施が始まっています。

本県が独自に毎年実施している「県小・中学校学習定着度状況調査」も併せて、子どもたちの学習状況をきめ細かく把握するとともに、「わかる授業」の実践に向けて、組織的な教員の授業力の向上や、家庭学習の充実などに取り組んできました。

社会教育では「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、県内のコミュニティ・スクール³導入を推進し、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動⁴の充実に取り組んできました。

また、平成13年に県立美術館が新たに整備され、平成18年には、県立図書館の移転整備による機能強化を図るなど、県民が生涯を通じて学び続けられる環境づくりに努めてきました。

スポーツでは、平成19年からスタートした「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」の修了生が北京2022オリンピックに出場し、メダルの獲得や入賞を果たすなど、オリンピックや世界大会で活躍する選手、アメリカのメジャーリーグや日本のプロ野球で活躍する選手など、世界や全国を舞台に活躍する本県出身の選手が続々と輩出されています。

子どもたちが憧れる本県出身の選手たちの活躍は、岩手の子どもたちに、将来に夢を持ち努力し続けることの大切さを示してくれています。

文化芸術では、平成23年6月に中尊寺・毛越寺などの「平泉の文化遺産」が、平成27年7月に釜石市の「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」が、そして、令和3年7月に一戸町の「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」がそれぞれ世界遺産に登録されました。

² 教育振興運動：岩手県において昭和40年から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

³ コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置する学校のこと、学校と保護者や地域の人々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることにより、連携・協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み。

⁴ 地域学校協働活動：登下校指導、校庭整備、各教科の学習支援、地域の資源回収、地域行事への参加等、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。教育振興運動の内容もこれに当たり、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」とともに「地域とともにある学校づくり」を目指すもの。

また、平成 21 年 9 月に花巻市の「早池峰神楽」が、平成 30 年 11 月に大船渡市の「吉浜のスネカ」を含む「来訪神：仮面・仮装の神々」が、令和 2 年 12 月に二戸市の「日本産漆生産・精製（漆掻き技術）」を含む「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が、そして、令和 4 年 11 月に盛岡市の「永井の大念仏剣舞」や北上市及び奥州市の「鬼剣舞」を含む「風流踊」がユネスコの無形文化遺産として登録されるなど、本県に伝わる文化芸術が世界的に認められてきています。

子どもたちの文化芸術活動においてもスポーツ同様、多くの子どもたちが個性と創造性あふれる素晴らしい活躍を見せてくれています。

2 前計画期間中の成果と課題

(1) 学校教育における成果と課題

【成果】

- ・ 郷土を愛し、岩手の復興・発展を支える人材や産業人材の育成を推進し、その定着に取り組んだところ、「自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合」は各校種とも肯定的な回答が 85%を超えました。また、令和 5 年 3 月高卒者の県内就職率は 73.6%となりました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を契機として、1 人 1 台端末等 ICT 環境の整備が完了しました。
- ・ 児童生徒の自己肯定感や有用感を育む道徳教育や特別活動の充実に取り組みました。
- ・ 本県の児童生徒の体力・運動能力は、全国と比較して高い水準を維持しています。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒への切れ目のない支援が行われるよう、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に基づくサポート体制の充実が図られてきているとともに、「引継ぎシート」等を活用し、校種間の引継ぎや、医療・福祉機関との連携等の取組が進んできています。
- ・ 学校の冷房設備の整備、地域や産業界等と連携・協働による教育活動の充実などに取り組みました。

【課題】

- ・ 人口減少が進行する中、「いわての復興教育」の取組を推進するとともに、関係団体等と連携し、産業等を担う人材の育成、確保、定着などに取り組む必要があります。

- ・ ICTをより効果的に活用し、教育の質や学習効果の向上を図る必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により体験等の機会が減少しましたが、令和5年5月に感染症法上の5類に移行したことにより、各学校で制限されていた様々な体験活動や文化芸術活動が再開しており、引き続き、多様な体験活動等の一層の充実を図る必要があります。
- ・ 運動時間の減少や児童生徒の肥満の割合の増加が見られることから、運動に親しむ機会の確保や健康に関する正しい知識の定着等に向けて取り組む必要があります。
- ・ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への切れ目のない支援の充実に取り組んでおり、今後も、多様化する障がいの状況など個々の教育的ニーズに対応するため、市町村や関係機関等と連携し、教育環境の充実や指導・支援体制の強化等を推進する必要があります。
- ・ いじめへの組織的な指導体制や不登校等の未然防止のための教育相談体制の充実に取り組みましたが、いじめの認知件数や不登校児童生徒数は増加傾向にあることから、アウトリーチ型の支援やICTの活用等による相談・支援体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の確保に取り組む必要があります。
- ・ 今後の児童生徒数の大幅な減少など社会情勢の変化に対応するため、安全でより良い教育環境の整備、魅力ある学校づくりの推進など、教育の質の向上に向けた取組を推進する必要があります。
- ・ 教育ニーズが多様化する中、特色ある教育活動を実施している私立学校に対する期待が高まっており、引き続き、教育活動の充実に向けた支援に取り組む必要があります。

(2) 社会教育・家庭教育における成果と課題

【成果】

- ・ 県内全市町村においてコミュニティ・スクールが導入され、本県の導入率は全国平均を上回りました。
- ・ 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える保護者を支援するため、相談窓口の周知や利用促進を図るとともに、メールマガジンやSNSを活用し、家庭教育に役立つ情報等の提供に取り組みました。
- ・ 生涯学習の推進を支える指導者・ボランティアの育成や、県立社会教育施設における岩手ならではの学習機会の提供により、生涯を通じて学び続けられる場の充実を図りました。

- ・ 県が策定した「岩手県文化財保存活用大綱」に基づき、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」への支援を行った結果、市町村による計画作成が進んでいます。

【課題】

- ・ 引き続き、県内全学校へのコミュニティ・スクール導入促進を図るとともに、その仕組みを生かして教育振興運動や地域学校協働活動を充実させるため、中核となる人材の育成や配置支援に取り組む必要があります。
- ・ 子育てや家庭教育に関する相談件数が増加傾向にあることから、家庭教育を支える環境づくりを推進し、保護者に対する支援の一層の充実を図る必要があります。
- ・ ICTの活用など県民の学びの形が大きく変化していることから、多様なニーズに合わせた人材の育成や学習コンテンツの充実を図る必要があります。
- ・ 文化財を後世に伝え、その活用による地域活性化を図るため、引き続き文化財の適切な保存・継承・活用に取り組む必要があります。

3 社会状況の変化と今後の展望

① 新型コロナウイルス感染症への対応

国では、令和2年2月、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当の指定感染症に位置付け、様々な対策を行ってきました。

本県においても、同年2月に「岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染拡大防止と社会経済活動との両立に取り組みました。

同年3月には国の要請等に基づく全県の学校の一斉臨時休業措置、同年5月には「岩手県緊急事態措置」を踏まえ、多くの学校が一斉臨時休業措置を実施しました。その後は、児童生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、地域の感染状況を踏まえた対応を行ってきました。

各学校においては、感染症対策を講じながら教育活動を継続してきましたが、修学旅行等の学校行事の延期・中止、部活動の制限や各種大会等の中止など、体験活動や地域活動が制限されました。県民向けの学びの場を提供する社会教育施設においても同様に、企画展や公開講座等の中止等を余儀なくされました。

一方、新型コロナウイルス感染症対策として、社会全体のデジタル化が急速に進展しました。教育分野においても、タブレット端末等を活用したオンライン学習や、学習アプリやデジタルコンテンツを活用した学びなど、学びの保障に向けた取組を推進してきました。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に感染症法上は5類に移行しましたが、引き続き、日常的な感染症対策に取り組む必要があります。

また、コロナ禍において改めてその価値と重要性を認識した学校や地域における人との関わりを中心とした学びと、デジタル技術等を活用した一人ひとりの状況やニーズに応じた学びを推進する必要があります。

② 少子化・人口減少と高齢化の進行

我が国の人口は、平成20年をピークとして減少局面にあり、令和2年国勢調査による総人口1億2,615万人が令和52年には8,700万人に減少することが推計されています⁵。

また、小・中・高・特別支援学校の児童生徒数も、少子化の影響から減少傾向にあり、令和5年度学校基本調査結果では、小学校及び中学校において過去最少となっています。

本県においても、人口は平成9年以降減少を続け、令和2年は約121万人と、ピークであった昭和36年の約145万人と比べ約16%減少しています。

小・中・高・特別支援学校の児童生徒数についても年々減少を続け、令和5年には約11万3千人と、平成元年の約24万7千人と比較して54%も減少しています。児童生徒数はさらに減少することが見込まれており、学校の統廃合や小規模化が避けられない状況です。

このような状況下にあって、子どもたちの学びが保障されるとともに、地域において生涯にわたって学び、活躍し続けることができる環境づくりなどが求められています。

③ 社会全体のデジタル化の進展

令和元年12月、「GIGAスクール構想」（多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現）が示されました。コロナ禍において、社会全体のデジタル活用が進展する中で、「GIGAスクール構想」における1人1台端末や通信環境整備も加速度的に進められてきました。

また、近年、デジタル技術が急速に発展し、RPA⁶やAIなど多方面で利活用が進んでいます。特に生成AIは、多大な利便性をもたらす可能性がある一方、発展途上でもあり教育分野における様々な懸念が指摘されています。

⁵ 出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位推計）
https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp

⁶ RPA：Robotic Process Automationの略。これまで人が行っていたパソコン上の定型、繰り返し作業等をソフトウェアや情報システムで自動化する技術や仕組みのこと。

④ グローバル化の進展と持続可能な社会づくり

グローバル化が進展してきましたが、新型コロナウイルス感染症により、留学をはじめとした人的な国際交流は停滞しました。また、ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化、気候変動問題など世界規模の課題などに対して、持続可能な社会の構築に向けた人づくりの重要性がますます高まっています。

⑤ 東日本大震災津波からの復旧・復興

東日本大震災津波から13年が経過しました。教育分野においては、令和元年に公立学校の、令和3年に公立社会教育施設の災害復旧が完了しましたが、被災した児童生徒への就学支援や心のサポートなどは、今後も継続して中長期的に取り組む必要があります。

また、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材の育成に向けて、全公立学校において「いわての復興教育」を推進してきました。

一方、東日本大震災津波を経験した児童生徒、教職員の減少により、この記憶が風化していくおそれがあります。今後も安全・安心な地域社会の構築に向けた取組が求められています。

第2章 目標・取組の視点

1 目標

■ 基本目標

学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり

～ 自分らしい生き方の実現に向けた 新たな時代のいわての教育 ～

子どもたちや教育をめぐる環境が大きく変容していきます。

学校教育においては、コロナ禍における社会全体のデジタル化の進展の中で、教育分野においても同様であり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて取り組む環境が整いました。

社会教育・家庭教育においては、コミュニティ・スクールの導入促進や地域等との連携・協働による教育活動の充実など「地域とともにある学校づくり」を推進してきましたが、今後、少子化・人口減少と高齢化の進行の中で、地域コミュニティの基盤を支え、地域の将来を担う人材を育成していくことが重要になります。

教育ニーズが多様化しており、県民一人ひとりのそれぞれのニーズに応じた学びの提供や支援を行うことが必要です。

どのような時代にあっても、岩手の子どもたち一人ひとりの夢の実現を支え、岩手の未来の創り手として社会全体で育てていくことが岩手の教育の使命です。

また、人生100年時代を見据え、社会人のリカレント教育をはじめとする生涯を通じた学びの必要性・重要性が高まっています。学び続け、学びの成果を自己や地域の課題解決に生かし、年齢を問わず未来に夢を持ち、元気に活躍できる社会を実現していくことが重要です。

国の新たな教育振興基本計画では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。

また、「いわて県民計画（2019～2028）」では、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指すことを理念とし、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標に各種政策を展開しています。

これらを踏まえ、計画の基本目標である「学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり」を継承しつつ、新たな時代の中で、誰一人として取り残されず、県民一人ひとりの個性や能力が発揮され、自分らしくいきいきと活躍できる社会の実現に向けて、教育の分野で貢献していくことを基本目標とします。



目指す姿

(1) 学校教育における目指す姿

岩手の子どもたちが、自分らしくいきいきと学び、夢を育み、希望あるいわてを創造する「生きる力」を身に付けている

学校教育においては、時代を超えても変わらない教育の基盤となる「不易」の部分を守りつつ、時代の変化に即した教育の一層の「創造的な変革」も進めながら、一人ひとりの実態に応じた学びや創造性を育む学びを実践していくことが求められています。

変化の激しい社会の中で、岩手の子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備え、社会を創造するための「生きる力」を育む教育を進めていく必要があります。

岩手の子どもたちが、一人ひとりの良さや可能性を生かしながら、他者との関わりによる学びを通じて、将来に夢や希望を持ち、未来の岩手を持続可能なものに創造していく「生きる力」を身に付けることができる学びを学校教育における目指す姿とします。

(2) 社会教育・家庭教育における目指す姿

主体的・協働的な学びを通じて、地域や家庭におけるつながりや
支え合いが育まれ、県民一人ひとりが、自分らしくいきいきと学
び、暮らしている

社会教育は、地域住民の生活課題や地域課題に根差して行われる各種の学習を教育的に高める活動であり、家庭教育は、全ての教育の出発点として、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する教育活動です。

人口減少や少子高齢化などにより、これまで地域や家庭の教育力を支えてきた地域コミュニティの機能低下が危惧されています。

県民一人ひとりがそれぞれの地域において様々な人との協働により自ら学び続けることで、地域における人と人とのつながりや支え合いが育まれ、その地域における学びの場が活性化するという学びの循環と、豊かで活気のある地域社会の形成と県民一人ひとりの生活の充実につなげることを社会教育・家庭教育における目指す姿とします。

2 取組の視点

視点1

一人ひとりの可能性を伸ばす学びの確保

人口減少や少子高齢化の進行は、地域づくりの担い手不足や地域コミュニティの機能低下につながります。地域における学びという側面を持つ社会教育・家庭教育の推進にも大きな影響を与えます。

また、児童生徒の減少により、学校の統廃合や小規模化が進行しています。本県は、広い県土を有し多くが中山間地域であることから、地理的条件によらない学びの確保が求められています。

県民の学びのニーズは多様化しています。特別な支援を要する子ども、不登校児童生徒、外国人の児童生徒などは多様なニーズを有しています。また、ヤングケアラーや子どもの貧困などの諸課題への対応も求められています。これらに対応するための体制整備や様々な学びの場の確保が必要です。

この際、一人ひとりのニーズに合わせた教育資源の配分を行うという「公平、公正」の考え方も重要になってきます。

遠隔授業やオンライン教育などICT機器を効果的に活用することで、それぞれの地域で県民の実情に応じた質の高い教育を受ける機会を確保することができます。

教職員や社会教育関係者の資質向上、専門的知見を有する外部専門家の活用、NPO等民間団体との連携による支援体制の整備なども重要になってきます。

このように、教育関係者が一丸となって、それぞれの地域で一人ひとりの可能性を伸ばし、誰一人取り残されない学びの確保に向けて取り組んでいきます。

視点2

郷土に誇りと愛着を持ち、岩手で世界で活躍する人材の育成

本県では、進学期・就職期の県外への転出を主な要因とした社会減が続いており、少子高齢化と相まった人口減少の進行により、地域における様々な分野での人手不足や民俗芸能などの地域の文化を継承する人材の減少が懸念されています。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地元志向・地方志向の高まりが見られます。

また、県立学校においては、高校魅力化を通じて地域の担い手育成に取り組んでいるところです。

持続的に発展が可能な地域社会を形成していくためには、主権者教育などにより社会に参画する力を育成するとともに、その地域への誇りや愛着を持ち、地域のためにできることを主体的に考え、地域や地域産業を支える人材を育成していくことが必要です。

また、県外や外国で生活していても、郷土への思いやこれまでのつながりが様々な形となって、岩手の発展を支援することにつながっていくものと期待されます。

このため、「郷土に誇りと愛着を持ち、岩手で世界で活躍する人材の育成」という視点で、学校教育と社会教育・家庭教育に取り組んでいきます。

視点3

岩手らしさを生かした生涯にわたる学びの充実

一人ひとりの生涯にわたる学びへのニーズが多様化し、社会人のリカレント教育をはじめとする生涯にわたる学びの必要性・重要性が高まっています。生涯にわたる学びを充実させるためには、学校教育においてその基礎となる資質・能力を育成するとともに、主に社会教育において多様なニーズに応える学びを充実させるという学校教育と社会教育との連携が重要になってきます。

岩手には豊かな自然環境や、世界遺産である「平泉の文化遺産」「釜石市の橋野鉄鉱山・高炉跡」「一戸町の御所野遺跡」に代表される様々な文化財や伝統文化と、政治、学術・文化など多彩な分野において多くの偉人を輩出してきた歴史があり、「結（ゆい）」の精神や、令和6年度に60周年を迎える教育振興運動など、人と人とのつながりを大切にしてきた地域における学びの基盤もあります。

このような岩手らしさを生かし、県民一人ひとりが生涯を通じて学び続けることができる環境づくりと、学びと地域活動との循環につなげていきます。

視点4

教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、社会全体のデジタル化が加速しました。学校教育分野においても、「GIGAスクール構想」が加速し、1人1台端末や通信環境の整備が進みました。ICTを活用した遠隔授業など児童生徒の多様なニーズに対応する環境が整ったこととなります。

現行学習指導要領においては、情報活用能力（情報モラルを含む。）を、言語能力や問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、その育成のために日常的にICTを活用した学習活動の充実が求められています。

また、教職員の業務負担軽減など学校の働き方改革の推進においても、ICTの積極的な活用が重要です。

社会教育分野においては、オンライン学習やデジタルコンテンツの提供など新たな学びのニーズに対応する必要があります。地域における学びである社会教育には、デジタルデバイドの解消や地域住民のデジタルリテラシー及びデータリテラシーの向上という役割も期待されています。

業務の効率化を図りながら、更に質の高い学びを県民に提供できるよう、教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進していきます。

これまで、「いわての復興教育」などにより、東日本大震災津波の経験や教訓から得られた3つの教育的価値（「いきる」「かかわる」「そなえる」）を育む学びを学校や地域の実情に応じて実践してきました。この学びは自分で情報を把握し、主体的に対応を判断するという新型コロナウイルス感染症への対応にも生かされてきました。

しかし、東日本大震災津波の経験や記憶のない児童生徒、教職員が増えてきており、記憶の風化が懸念されています。

また、今後起こりうる巨大地震・津波をはじめとした大規模自然災害や新たな感染症など、様々なリスクに備える必要があります。

「いわての復興教育」の根底には、「東日本大震災津波を乗り越え、未来を創造していくために、10年後、20年後の岩手の復興・発展を担う子どもたちを育成することが、今後の岩手の教育に課せられた使命である。」という理念があります。

この理念に立ち返り、岩手の子どもたちがどんな時でも生き抜くための力を身に付けられるよう、東日本大震災津波の経験や教訓を踏まえた学びを学校、家庭・地域等の連携により推進し、岩手の未来を担う人づくりを推進していきます。

いわて県民計画（2019～2028）

幸福を守り育てる 10 の政策分野

I 健康・余暇

5 生涯を通じて学び続けられる場づくり

II 家族・子育て

- 6 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
7 地域コミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもを教え、育む仕組みづくり

III 教育

- 11 【知育】児童生徒の確かな学力の育成
12 【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成
13 【体育】児童生徒の健やかな体の育成
14 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進
15 いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校づくり
16 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質向上の推進
17 多様なニーズに応じた特色ある私学教育の充実
18 地域に貢献する人材の育成

IV 居住環境・コミュニティ

V 安全

VI 仕事・収入

VII 歴史・文化

41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境づくり

VIII 自然環境

IX 社会基盤

X 参画

岩手県教育振興計画（2024～2028）

学校教育と社会教育・家庭教育の2つの政策分野

II 社会教育・家庭教育

11 生涯にわたり学び続ける環境づくり

- 10 子育て支援や家庭教育支援の充実
9 学校と家庭・地域との協働の推進

I 学校教育

- 2 確かな学力の育成
3 豊かな心の育成
4 健やかな体の育成
5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進
6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進
7 学びの基盤づくり
8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進
1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

II 社会教育・家庭教育

12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承

第3章 具体的な施策の内容

I 学校教育

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

(1) 現状と課題

- 1 東日本大震災津波の記憶の風化が懸念されることから、東日本大震災津波の記憶のない児童生徒に対し教訓や経験を伝承するとともに、自他の生命を守り抜く主体性を備え、復興・発展を支える地域の担い手の育成を推進する必要があります。
- 2 児童生徒の興味・関心や適性に基づいた進路実現が可能になるよう、学校全体で計画的・組織的にキャリア教育を更に推進する必要があります。また、児童生徒が職業について知り、自らのライフデザインについて考える機会の充実を図る必要があります。
- 3 I o TやA Iなど最新のデジタル技術やデータを効果的に活用し、地域課題の解決や利便性の向上、新たな価値の創造につなげることができる人材を育成する必要があります。
- 4 グローバル化が急速に進展する中、英語をはじめとした外国語によるコミュニケーション能力は生涯にわたる様々な場面で必要となることから、児童生徒の英語力の向上を図る取組を推進する必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 「いわての復興教育」の推進により、児童生徒が復興教育の理念に基づく「いきる」「かかわる」「そなえる」という3つの教育的価値を身に付け、東日本大震災津波の教訓等を後世に伝承しています。
- 2 キャリア教育の充実により、児童生徒の「総合生活力」や「人生設計力」の育成が図られ、各分野における専門知識や技術の習得・向上が図られています。

- 3 英語をはじめとした外国語教育の強化や国際理解を促進する交流事業の推進により、世界や地域で活躍するグローバル人材、グローバル人材が育っています。
- 4 科学技術やものづくり、理科・数学などに対する関心を高める教育環境の整備により、岩手の産業や地域を支える人材、世界で活躍する人材が育っています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値	目標値				
	R4	R6	R7	R8	R9	R10
① 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小 82.6% 中 73.3%	小 83.3% 中 74.5%	小 83.6% 中 75.2%	小 84.0% 中 76.0%		
② 自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合	小 71% 中 54% 高 43%	小 73% 中 57% 高 49%	小 73% 中 59% 高 51%	小 74% 中 60% 高 52%		
③ 中学3年生、高校3年生において求められている英語力を有している生徒の割合	中 42.6% 高 50.0%	中 47.0% 高 53.0%	中 49.0% 高 55.0%	中 51.0% 高 57.0%		
④ 高卒者の県内就職率	73.6%	84.5%	84.5%	84.5%		

※ 目標値のうち、令和9年度及び令和10年度については、「いわて県民計画（2019～2028）」第3期アクションプランの策定時に決定するものである。以下同じ。

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 「いわての復興教育」などの推進

- ・ 岩手の復興・発展を支える人材を育成するため、東日本大震災津波の経験や教訓を学校教育に生かして、内陸部と沿岸部の学校間や小・中・高・特別支援学校の異校種間の交流を推進するとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組の充実を図ります。
- ・ 東日本大震災津波の記憶の風化をはじめ、様々な社会状況の変化に対応し、復興教育を充実させるため、「いわての復興教育」プログラムや副読本、絵本の効果的な活用、「いわての復興教育」の実践発表会の開催など、県内全ての学校が教科横断的な取組を推進します。

- ・ 郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促し、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組などにより、地域の担い手の育成を推進します。

2 キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

- ・ 「いわてキャリア教育指針」【改訂版】に基づくキャリア教育の推進を図るとともに、キャリア・パスポートの活用によるキャリア教育実践の充実に取り組みます。
- ・ 各学校が作成した「キャリア教育全体計画」に基づき、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を育成するため、キャリア教育を一層推進し、社会人講師によるライフデザインに関する講演や社会人との交流会等に取り組みます。
- ・ 地域を担う産業人材を育成するため、就業支援員等を活用し、生徒の適性を踏まえた就職指導や地元企業と連携した教育活動に取り組みます。
- ・ 児童生徒、保護者、教員の地域企業等への理解や関心を高めるため、県内の産業界等と連携し、企業見学会や企業ガイダンスの開催などに取り組みます。

3 岩手と世界をつなぐ人材の育成

- ・ 児童生徒の異文化への理解を深めるため、海外派遣等による国際交流の機会や県内に居住する外国人・留学生等との交流を深める体験機会の充実などを推進します。
- ・ 児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、正確な発音を習得し、英語で情報を伝えたり、自分の考えを述べたりするとともに、相手の発話を聞いて理解するための機会が日常的に確保されるよう、ALT等を活用した指導の充実やデジタル教科書等のICTの活用などに取り組み、児童生徒の学習意欲の向上を図ります。また、英語担当教員の英語指導力向上に向けた実践的な研修をはじめとする各校種での教員研修の充実を図ります。

4 イノベーションを創出する人材の育成

- ・ 外部専門人材の活用による講演や研究事業等、理科・数学への興味・関心や児童生徒の科学技術・ものづくりへの探究心を高める取組を行います。
- ・ 地域の課題解決を図るため、産業界と連携し、課題解決能力と創造的な発想力を持ち、これからの技術革新や市場ニーズの変化に柔軟に対応できる人材の育成を推進します。

(4) 取組にあたっての役割分担

1 各学校は、「いわての復興教育」プログラムや「いわてキャリア教育指針」【改訂版】に示されている考え方に基づき、それぞれの実情に応じて、復興教育及びキャリア教育に取り組みます。

また、グローバル人材、グローバル人材の育成に向けて、県等が実施する国際関連事業に参加した児童生徒を中心に、各学校においてその成果を他の児童生徒へ波及させる工夫を行い、学校の外国語教育等への充実に取り組みます。

2 家庭及び地域は、学校と連携し復興教育やキャリア教育を進め、地域を支える人材を育成します。

3 産業界は、学校と連携し、児童生徒・保護者・教員が地域企業等の理解を深める学習や、社会で求められる資質・能力の育成を図る教育を支援します。

4 県と市町村の教育委員会は、家庭、地域及び関係機関等と連携しながら、復興教育・キャリア教育の考え方や実践例を紹介し共通理解を図りながら、学校の取組を支援します。

また、グローバル人材、グローバル人材の育成に向けて、様々な生きた外国語に触れる交流事業等を実施し、児童生徒が体験できる機会を拡充するほか、学校における理数教育の充実に向けて、各産業界についての情報などを提供しながら、学校の取組を支援し、イノベーションを創出する人材育成を目指します。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>① 「いわての復興教育」などの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災の教訓や、教育的価値が継承される復興教育の推進 郷土への誇りと愛着を醸成し、地域の担い手を育成する教育の推進 産業界等との連携による、地域産業等を理解する学びの推進 					
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> いわての復興教育スクールの実施、充実 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> 内陸部と沿岸部の学校の交流 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> 異校種間の交流 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> 地域と連携した「いわての復興教育」プログラムの実践 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 児童生徒による実践発表会の開催 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 副読本等の活用による教科横断的な復興教育の推進 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 「いわての復興教育」や総合的な探究の時間等を活用した、地域を探究する学びの推進 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 地域産業や伝統産業を理解する学びの推進 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> 地域、地元産業界等との連携体制の強化・充実 </div>				
<p>② キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校策定の「キャリア教育全体計画」の着実な実施 産業界と連携した児童生徒や保護者等の地元企業等への理解の促進 児童生徒が社会人・職業人として自立して生きる「総合生活力」の育成 児童生徒が主体的に人生設計を立て、決定する「人生設計力」の育成 					
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 各学校におけるキャリア教育全体計画の毎年度着実な実施 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 企業見学会の実施や企業ガイダンスへの参加を推進 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 地域産業や伝統産業を理解する学びの推進 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> 地域、地元産業界等との連携体制の強化・充実 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> ライフデザインに関する講演や社会人との交流の推進 </div>				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
③ 岩手と世界をつなぐ人材の育成 ・ 異文化への理解や、外国人・留学生等との交流を深める体験機会の充実 ・ 小・中・高を通じた英語教育の推進や、コミュニケーション能力の育成	● 高校生の海外派遣・相互交流の実施				
	● 英語4技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）を統合した指導の工夫及び充実				
	● 小中高を通じた英語指導の充実				
	● 外部検定試験等外部試験の活用による授業改善と生徒の動機付け				
	● 英語担当教員の英語指導力の向上研修の充実				
④ イノベーションを創出する人材の育成 ・ 専門人材による、科学技術への探究心を高める取組の推進 ・ 産業界と連携し、課題解決能力と創造的な発想力を持つ人材の育成	● 各学校における授業と連動した外部人材活用による講演や授業の充実				
	● 専門高校を中心に、産業界と連携したものづくりへの探究心を高める取組				

2 確かな学力の育成

(1) 現状と課題

- 1 変化の激しい社会を生きる子どもたちの資質・能力の育成を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進等により学校の教育活動の質を更に向上させ、学習効果を高める必要があります。
- 2 令和5年度全国学力・学習状況調査結果によると、本県の小・中学校におけるICT機器の活用状況は、前年度と比較して大幅に改善し、全国平均との差も縮小しているものの、依然として全国平均を下回っている状況です。全ての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現していくためにも、学校における効果的なICT活用に取り組んでいく必要があります。
- 3 児童生徒に身に付けさせたい資質・能力の育成に重きを置きながら各学校が作成した「確かな学力育成プラン」に基づき、学力向上に向けた取組を推進してきたところであり、さらに、学校の組織的な取組の充実や、児童生徒の自主的かつ計画的な家庭学習の習慣化を図る必要があります。
- 4 児童生徒が社会から求められる資質・能力を身に付け、希望する進路を実現し、よりよい社会の創り手となるよう学習指導要領が掲げる「社会に開かれた教育課程」の理念に基づいて、自ら課題を発見し解決に向けて取り組む学習をより一層推進し、社会に参画できる力を備えた主体的に未来を切り拓く多様な人材を育成する必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 岩手の子どもたち一人ひとりが自己実現を図り、よりよい社会の創り手となるために必要な資質・能力が求められていることから、教育におけるDXや学校と地域の「共創」による学びなどにより、主体的に学び、他者との協働により学びを深め新たな価値を創造する力を身に付けています。
- 2 学習指導要領等を着実に進めるとともに、学校、家庭、地域が連携・協働しながら、全ての子どもたちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られています。
- 3 自ら課題を発見・解決する探究的な学びを推進し、多様な大学入試制度に対応した進学支援の充実や産業界等との連携による専門的な知識・技術等の習得を進め、高校生の希望する進路が実現されています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合	小 81.2% 中 83.2%	小 82.5% 中 85.4%	小 82.5% 中 85.4%	小 82.5% 中 85.4%		
② 授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合	小 82.6% 中 83.3%	小 83.0% 中 83.5%	小 83.0% 中 83.5%	小 83.0% 中 83.5%		
③ 学校の宿題だけでなく、自主学習に取り組んでいる児童生徒の割合	小 62% 中 56% 高 51%	小 64% 中 58% 高 53%	小 65% 中 59% 高 54%	小 66% 中 60% 高 55%		
④ 諸調査結果や日々の授業から明らかになった児童生徒のつまずきに着目した授業改善を行っている学校の割合	小 50% 中 40% 高 51%	小 54% 中 44% 高 55%	小 56% 中 46% 高 57%	小 58% 中 48% 高 59%		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- ・ 児童生徒の言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を確実に育成するとともに、子どもが自ら学び取る姿勢を育むため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図りながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントを引き続き推進します。また、新聞・統計資料などを活用した学習や教科等横断的な学びによる課題発見・解決学習などに取り組みます。
- ・ 各教科等の学習の充実を図るため、研修の充実やICT支援員等の外部人材の活用などによるICTを活用した教員の指導力向上の取組を推進します。

また、各市町村が配置する I C T 支援員相互の連携の促進やネットワークの拡大に取り組みます。

- ・ 「いわて就学前教育振興プログラム⁷」に基づき、学びの連続性に配慮した就学前教育の充実を図るため、いわて幼児教育センターを中核とした幼児教育推進体制を強化し、市町村幼児教育アドバイザーの配置・活用を促進します。また、小学校におけるスタートカリキュラムの充実、小学校及び中学校における学びの状況の共有、小中・中高の合同教員研修の充実など、幼児期から高等学校までの円滑な接続を推進します。
- ・ 各学校が作成した「確かな学力育成プラン」に基づいた学力向上の取組が、組織的で継続的な検証改善サイクルに基づき実施されるよう、モデル校における実践的な研究や事例の普及に取り組みます。
- ・ 授業等でのデジタル教科書を含む I C T の効果的活用の実践に全県的に取り組むため、G I G A スクール運営支援センター⁸等による広域的な活用支援や、全県統一の統合型校務支援システムの導入等、県と市町村が連携した取組を推進します。
- ・ 児童生徒 1 人 1 台端末や大型提示装置の計画的な更新、高速大容量通信に対応したネットワーク環境の充実を図ります。
- ・ 1 人 1 台端末の授業における活用や家庭への持ち帰りを進め、I C T を活用することにより、いつでもどこでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育の実現に取り組みます。
- ・ 小規模校において生徒のニーズに応じた多様な教科・科目が開設できるように、配信拠点から I C T により専門性の高い授業を各小規模校に配信する遠隔授業の実施に取り組みます。

2 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実

- ・ 児童生徒の学習上のつまずきに着目したきめ細かな指導を行うため、諸調査の内容等の改善・検討と調査結果の効果的な活用、学校訪問指導による改善、校種間連携の取組など、児童生徒の実態把握に基づいた授業改善に向けた取組を推進します。
- ・ 児童生徒の学習内容の定着と学習意欲の向上のため、自主的かつ計画的な家庭学習の充実に取り組みます。

⁷ いわて就学前教育振興プログラム：幼児期から高校までの資質・能力の育成を見通し、本県における就学前教育の質の向上と円滑な幼小接続を図るための一体的な就学前教育推進体制の構築及び取組に係る振興プログラム。

⁸ G I G A スクール運営支援センター：ヘルプデスクや訪問指導等により授業での効果的な I C T 活用を支援する目的で設置したもの。

- ・ 児童生徒の学習面・生活面へのきめ細かな指導の充実などを図るため、少人数教育や学習習熟度などに応じた教育を推進します。

3 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

- ・ グローバルに活躍する人材や地域課題解決をけん引する人材など、将来の本県の発展を担う多様な人材を育成するため、大学や地域等との連携による探究的な学習の推進など、生徒の課題発見・解決能力の育成に取り組みます。
- ・ 高校生の希望する進路を実現するため、多様な大学入試制度に対応した進学支援の充実や、産業界等との連携による専門的な知識・技術等の習得などに取り組みます。
- ・ 文理の枠を超えた学びを通じて、高等学校の早期の段階から生徒の理数分野への興味・関心をかん養し、理系人材やデータを収集・分析・利活用し総合的に社会の課題を解決できる人材の輩出を加速するため、探究的な学習をSTEAM⁹の視点から深める取組を推進します。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、学校長のマネジメントの下、それぞれの課題に応じた学習指導や学校運営の改善等に一体となって取り組むとともに、児童生徒の学習上のつまずきを把握し、きめ細かな指導につなげるため、学力向上のための検証改善サイクルに基づく取組を推進します。
- 2 家庭は、家庭学習の習慣付けや学習に関する動機付けなど、家庭における学習環境の改善に取り組みます。
また、早寝早起きの心がけや、テレビやスマートフォン等の適切な視聴や使用に関するルールを話し合うなど、家庭における望ましい生活習慣の確立に取り組みます。
- 3 県と市町村の教育委員会は、連携を強化しながら、学校教育目標の達成に向けた教育課程の編成とカリキュラム・マネジメントの支援・指導や、教員の指導力等の資質の向上を図るとともに、家庭・地域と協働して学校が推進する家庭学習の充実に向けた取組を支援し、家庭学習習慣の確立を図ります。
また、新たに「(仮称) 岩手県学校教育DX・学力育成協議会」を組織し、児童生徒自らに合った学習方法の習得と学習内容の確実な定着に向けて、課題を正確に分析・把握、共有し、全県的な施策について協議します。

⁹ STEAM (教育)：教育再生実行会議第11次提言において、「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされているもの。

(5)

具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>① これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習基盤となる資質・能力の育成 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントの推進 いわて幼児教育センターを中核とした幼児教育推進体制による幼児期から高等学校までの円滑な接続を推進 小規模校における遠隔授業を実施 ICTの効果的活用の実践と教員研修の充実等を通じたICT機器等の活用の推進 					
	<p>言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成</p> <p>「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの推進</p> <p>新聞、統計資料などを活用した学習の推進</p> <p>教科横断的な学びによる問題発見・解決学習の推進</p>				
	<p>学校の組織的な取組の推進</p> <p>検証改善モデル校事業等の推進</p> <p>モデル校事例の普及等による学校の取組の推進</p>				
	<p>幼児期の教育と小学校教育の接続の推進</p> <p>幼保小の架け橋期のカリキュラムの開発・実施</p> <p>各種研修会・会議等における好事例の情報共有等による幼保小連携取組の推進</p>				
	<p>小規模校における遠隔授業の実施</p>				
	<p>ICT機器等の活用の推進</p> <p>ICT機器等の計画的な更新・ネットワーク環境の充実</p> <p>ICTの効果的活用の実践と教員研修の充実</p> <p>GIGAスクール運営支援センター等による活用支援</p> <p>(仮称)岩手県学校教育DX・学力育成協議会による連携</p> <p>統合型校務支援システム導入</p> <p>統合型校務支援システム運用</p> <p>ICT支援員の連携促進とネットワークの拡大</p>				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>② 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 諸調査結果の効果的な活用、校種間連携の取組などによる児童生徒の実態把握に基づいた授業改善に向けた取組を推進 自主的かつ計画的な家庭学習の充実 少人数教育や学習習熟度などに応じた教育の推進 					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">個々の学習段階に沿ったきめ細かな指導</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">諸調査の内容等の改善・検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">調査結果の効果的な活用、校種横断的な取組の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">個々のつまづきに着目したきめ細かな指導の推進</div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指導改善に資する教員研修の充実</div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自主的・計画的な家庭学習の充実</div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">少人数教育や学習習熟度などに応じた教育の推進</div>				
<p>③ 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学や地域等との連携による探究的な学習の推進 多様な大学入試制度に対応した進学支援の充実や産業界等との連携による専門的な知識・技術等の習得 探究的な学習をSTEAMの視点から深める取組の充実 					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">大学や地域等との連携による探究的な学習の推進</div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">いわて進学支援ネットワーク事業における、各学校の特色ある取組や合同事業の充実、継続的な改善</div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">大学入学共通テストや総合型選抜、学校推薦型選抜の結果分析を踏まえた対策の充実</div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">データの収集・分析・利活用に基づく課題解決型学習を推進し、探究的な学びのSTEAMの視点からの充実</div>				

(1) 現状と課題

- 1 多様性と包摂性が重視される社会の中で、多様な価値観を認め合い、様々な人々と協働していく人間性や社会性の育成が重要であり、自他の生命を大切にしながら多様な価値観を認め合う道徳性のかん養や人権意識の醸成に向けた教育の充実に取り組む必要があります。
- 2 令和5年度全国学力・学習状況調査結果によると、いじめはいけないと思う児童生徒の割合は、小学校 97.3% (全国 96.9%)、中学校 96.7% (全国 95.5%) と全国水準より高い状況にありますが、よりよい人間関係を構築する能力を育成するとともに、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促していく必要があります。
- 3 令和5年度子どもの読書状況調査結果では、本県の児童生徒の読書率は全国と比較して概ね高い傾向{1か月の読書冊数:小学校5年生 17.1冊(全国 12.6冊)、中学生 4.8冊(全国 5.5冊)、高校生 2.2冊(全国 1.9冊)}にあることから、さらに生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣につなげていく必要があります。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校・家庭・地域が連携・協働した体験活動、様々な文化芸術の鑑賞及び体験の機会が減少したところであり、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性、創造性などを育むために、多様な体験活動や文化芸術活動などの一層の充実を図る必要があります。
- 5 生徒の文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保などを目的に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めることとしており、学校と地域が協働・融合した形での地域の文化芸術環境の充実、地域クラブ活動の実施主体として想定される文化芸術団体等の整備、専門性や資質を有する指導者の確保等に向けて取組を推進する必要があります。
- 6 学校や地域の状況、社会の変化、他者との共生等を踏まえ、児童生徒自身が参画して校則の見直しなどが行われています。今後も児童生徒が、他者と協働する姿勢を身に付け、主体的に選択・決定する取組の充実を図る必要があります。
- 7 選挙権年齢や成年年齢が18歳となったことを踏まえ、各教科や総合的な探究の時間を中心とした現代の諸課題を考察し、解決策を構想する学習などにより、より一層児童生徒が社会に主体的に参画しようとする態度の育成に向けた取組の充実を図る必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 多様な価値観を認め合う機会や教育振興運動と連携した他者との協働活動等の充実により、これからの社会における多様性や様々な課題等に対応した道德教育及び人権教育を推進し、児童生徒一人ひとりが自他の生命を大切にし、人権を尊重する心や良好な人間関係を構築できる協調性が育まれています。
- 2 家庭や地域との協働によるボランティア活動や読書活動の充実により、思いやりの心や感動する心が身に付いています。
- 3 文化芸術活動等の鑑賞・体験の機会の充実や、文化部活動の活性化により、生涯を通じて伝統文化や芸術に親しむことができる豊かな感性の育成が図られています。
- 4 主権者教育や消費者教育などの推進により、主権者としての自覚と政治的教養を育成し、児童生徒一人ひとりに自立した消費者として合理的に意思決定できる力などが身に付いています。また、児童生徒が校則の見直しや学校行事の企画・運営などに主体的に参画し、意見を表明することなどを通して、自己指導能力や他者と協働する姿勢が身に付いています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒の割合	小 66% 中 68% 高 65%	小 70% 中 68% 高 67%	小 70% 中 68% 高 68%	小 70% 中 68% 高 70%		
② 自己肯定感を持つ児童生徒の割合	小 77.3% 中 78.1%	小 78.0% 中 78.5%	小 79.0% 中 79.0%	小 80.0% 中 79.0%		
③ 「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合	小 87% 中 84% 高 82%	小 90% 中 85% 高 85%	小 90% 中 85% 高 85%	小 90% 中 85% 高 85%		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成

- ・ 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心を育成するため、多様な教育活動と関連付けたカリキュラム編成や教員の指導力向上に向けた教員研修、互いの人権や多様性を認め合う機会を重視した教育実践の普及など、道徳教育及び人権教育等の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒の自殺を予防するため、教員研修の充実や専門職による相談体制を整備するほか、道徳教育や特別活動などを活用して「命を大切にする教育」「SOSの出し方に関する教育」「心の健康の保持に係る教育」の充実に取り組みます。
- ・ 教員が子どもの人権を尊重し多様性を包摂する視点をもつことにより、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばす教育を推進します。

2 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成

- ・ 幼児児童生徒が、社会や地域における貴重な体験を通して、様々な人々と関わり合いながら達成感や有用感を得ることができるよう、教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験・職場体験等への参加促進、放課後子供教室における学習・体験プログラムの実施など、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。
- ・ 素直に感動できる豊かな情操を育てるため、児童生徒が多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読書活動や、読書ボランティアと連携した読み聞かせ、学校司書の配置の拡充、地域の人材育成を図る研修会の実施などによる学校図書館を生かした読書活動等の充実に取り組みます。

3 学校における文化芸術教育の推進

- ・ 民俗芸能をはじめとする文化芸術への理解を深めるため、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会及び様々な文化芸術の鑑賞会等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会など部活動を通じた取組を推進します。
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。
- ・ 学校部活動の質的向上等を図るため、合同部活動の導入や部活動指導員の適切な配置などに加え、地域クラブ活動への移行について、市町村の教育委員会や地域文化芸術団体などと連携して取り組みます。

4 主権者教育などによる社会に参画する力の育成

- ・ 児童生徒が日々変化する社会の動きや身近な地域課題に対して関心を高め、主体的に社会の形成に参画しようとする態度を育成するため、関係機関と連携した探究的な学習や、政治への参画意識を高める主権者教育、多様な契約・消費者保護の仕組みなどを理解する消費者教育の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒が他者と連携して、多様な価値観や考えを踏まえながら解決方法を生み出し、より良い社会を形成しようとする態度を養うため、各教科の授業や特別活動等でのグループ活動や話合いの充実を図ります。
- ・ 多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦したり、他者と協働して創意工夫したりする機会の充実に取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、「豊かな人間性と社会性を育む教育」を学校経営計画に明確に位置付け、道徳教育や特別活動などを通して人権意識を育むとともに、自殺予防対策に向けた教育相談体制の充実や、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の視点に立った不登校の未然防止の取組を推進します。

また、教育振興運動などと連携して体験活動や文化芸術活動の充実を図るとともに、学校図書館の整備・充実、学習指導要領を踏まえた読書活動の推進を通じ、読書習慣の形成・読書の機会の確保により、読書への関心を高めます。

さらに、社会や時代の変化等を踏まえ、校則等学校生活上の決まりごとについて、児童生徒・学校関係者等の意見を聞きながら絶えず見直し等を行うほか、学校のホームページ等での公開を進めます。

- 2 家庭は、学校と協働して体験活動に子どもを積極的に参加させるとともに、家庭での読書の充実に取り組みます。
- 3 地域及び関係団体等は、教育振興運動を通じた体験活動の実施や、読書活動、講演会等への支援、協力を行うとともに、学校部活動の地域クラブ活動への移行を見据えた体制の整備に取り組みます。
- 4 県と市町村の教育委員会は、道徳科の授業改善や、自殺予防対策に係る研修等を実施します。

また、各学校の校則等の内容、見直し状況について把握し、必要に応じてその見直しを働きかけます。

さらに、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能に加え、別室登校や特別な配慮が必要な児童生徒を含めた、全ての児童生徒にとっての安全・安心な居場所づくりなど、魅力ある学校図書館の機能の充実を図ります。

- 5 市町村教育委員会は、地域及び関係機関と連携して、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた体制の整備に取り組みます。
- 6 県教育委員会は、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」の周知や手引きの作成により、市町村教育委員会等の学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組を支援します。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>① 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心を育成するための道徳教育及び人権教育等の充実 ・ 自殺予防対策として相談体制の整備や命を大切にする教育等の充実 ・ 教員が子どもの人権を尊重し多様性を包摂する視点を持ち、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばす教育を推進 					
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 道徳教育及び人権教育の充実 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 多様な教育活動と関連を図ったカリキュラム編成と道徳科の指導改善に向けた教員研修の実施 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 自他の生命や多様性を認め合う機会を重視した教育の充実 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 自殺予防対策の推進 </div>				
<p>② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験・職場体験等への参加促進、放課後子供教室など多様な体験活動の推進 ・ 物事に主体的に関わり素直に感動できる豊かな情操を育てる読書活動の充実 					
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 教育振興運動と連携した多様な体験活動の推進 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 「第5次岩手県子どもの読書活動推進計画」の周知・啓発及びそれに基づく読書活動の環境充実 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 子どもの読書状況調査の実施による児童生徒の状況把握・分析読書に親しみを持たせる児童生徒への指導の充実 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 学校司書の配置の拡充による学校図書館機能の充実 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 学校司書や読書ボランティア、学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修機会の提供 </div>				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>③ 学校における文化芸術教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会及び様々な文化芸術の鑑賞会等の機会の充実 文化部の生徒を対象とした技能講習会など部活動を通じた取組の推進 市町村の教育委員会や地域文化芸術団体などと連携した地域クラブ活動への移行に向けた支援 					
	学校教育における文化芸術鑑賞や体験機会の充実				
	文化部の活性化に向けた技能向上の支援				
	学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行				
<p>④ 主権者教育などによる社会に参画する力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した探究的な学習や政治への参画意識を高める主権者教育の充実 多様な契約・消費者保護の仕組みなどを理解する消費者教育の充実 各教科等における協働的な学びの推進や、他者との交流の機会の充実 					
	関係機関と連携した探究的な学習、主権者教育、消費者教育等の充実				
	各教科等の授業や特別活動等でのグループ活動や話し合いの充実				

4 健やかな体の育成

(1) 現状と課題

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響などによる運動時間の減少、肥満である児童生徒の増加、学習以外のスクリーンタイム¹⁰の増加などの課題があることから、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、各習慣を相互に関連付けた一体的な取組を推進する必要があります。
- 2 薬物乱用などの健康に関する問題を防止するため、発達段階に応じた薬物乱用に関する基礎知識、薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等について効果的な啓発を行う必要があります。
- 3 性情報の氾濫や性の多様性など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化していることから、児童生徒が性に関して適切に理解し、行動することができるようにする必要があります。
- 4 部活動への加入は「任意加入」であり、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の徹底について周知する必要があります。
- 5 部活動における指導方針等について、学校、保護者、外部指導者等の共通理解が図られ、望ましい活動となるよう、学校に対する働きかけを行う必要があります。
- 6 部活動における暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導を許さない学校風土の醸成と教職員一人ひとりの意識の改革が求められています。
- 7 生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会の確保などを目的に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めることとしており、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実や、地域クラブ活動の実施主体として想定されるスポーツ団体等の整備等に向けて取組を推進する必要があります。

¹⁰ スクリーンタイム：テレビ、スマートフォン、パソコン、ゲーム機器等の使用時間。

(2) 目指す姿

- 1 児童生徒一人ひとりが自らの体力や健康に関心を持ち、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を形成することにより健康の保持増進が図られ、生涯を通じて健康で活力ある生活を送ることができる力が身に付いています。
- 2 生徒の自主的・自発的な参加等や部活動休養日の設定等による適切な部活動が推進されています。

また、部活動における暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導を許さない教職員一人ひとりの意識や学校風土が醸成されています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合	小男65.0% 小女77.1% 中男73.6% 中女88.4%	小男70.0% 小女80.0% 中男75.0% 中女90.0%	小男70.0% 小女80.0% 中男75.0% 中女90.0%	小男70.0% 小女80.0% 中男75.0% 中女90.0%		
② 運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合	88%	89%	89%	89%		
③ 朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小 96.6% 中 88.4%	小 97.0% 中 91.0%	小 97.0% 中 92.0%	小 97.0% 中 93.0%		
④ 毎日一定の時刻に就寝する児童生徒の割合	小 81.5% 中 79.9%	小 85.0% 中 85.0%	小 85.0% 中 85.0%	小 85.0% 中 85.0%		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

- 1 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実
 - ・ 「希望郷いわて元気・体力アップ60運動」の取組をICT等も活用しながら発展、継承させ、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、学校内における各分野の担当者が連携し、相互に関連付けながら、児童生徒一人ひとりのよりよい生活の確立に取り組む「60プラスプロジェクト」を推進します。

- ・ 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、体力・運動能力調査結果を踏まえた地域毎の取組、学校の指導者研修会を実施します。
- ・ 児童生徒が体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、体育・保健体育授業の改善に向けた指導者研修等の実施などにより、指導の充実を図ります。
- ・ 食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭をはじめ、教職員の児童生徒の食に関する自己管理能力育成に向けた指導力の向上を図るため、各学校の優良実践を共有するなど、研修内容の充実に取り組みます。
- ・ 児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、生活の基盤である家庭への啓発に取り組みます。
- ・ スマートフォン等の過度な利用による心身への影響等を踏まえ、児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせるため、家庭、地域、関係機関と連携しながら、適切なスマートフォン等の利用に関する普及啓発に取り組みます。
- ・ 生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力の育成に向け、生活習慣病やゲートウェイドラッグ¹¹と言われる喫煙・飲酒を含めた薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。
- ・ メンタルヘルスやアレルギー疾患等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校、家庭、関係機関が連携した学校保健委員会での情報共有の一層の充実や、養護教諭をはじめとした教職員の資質・能力向上を図るための研修などに取り組みます。
- ・ 児童生徒が成長過程において性に関する正しい知識を身に付けるとともに、自他共に尊重できる心を育成し行動できるよう、関係機関と連携した効果的な指導体制を構築します。

2 適切な部活動体制の推進

- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の推進を図るとともに、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導体制の推進に取り組みます。
- ・ 部活動の方針等の共通理解を図るため、教職員や保護者、外部指導者等による部活動連絡会等の開催を推進します。

¹¹ゲートウェイドラッグ：比較的入手しやすい薬物Aを使用したことがきっかけで、より作用の強い薬物Bの使用につながってしまった場合、薬物Aを薬物Bのゲートウェイドラッグという。喫煙・飲酒は、麻薬へのゲートウェイドラッグになることが危惧されている。

- ・ 「再発防止岩手モデル」の適切な運用等により、部活動指導者による暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導の根絶に向けて、効果的・実践的な指導者研修の充実に取り組みます。また、大会で勝つことのみを重視し、心身に過重な練習を強いることがないように、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導者研修の充実に取り組みます。
- ・ 学校部活動の質的向上等を図るため、合同部活動の導入や部活動指導員の適切な配置に加え、地域クラブ活動への移行について、市町村の教育委員会や総合型地域スポーツクラブ等の地域団体などと連携して取り組みます。
- ・ 高校生の部活動指導体制の充実を図るため、体育協会や種目別協会等との連携を図りながら、スポーツ特別強化指定校¹²制度の推進に取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 家庭は、肥満予防等に向けた基本的な生活習慣や食習慣、運動習慣の定着に取り組めます。
- 2 各学校は、家庭や地域と連携し、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を相互に関連付けて一体的に取り組めます。
また、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の推進、部活動休養日の設定、暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導のない部活動の適切な運営に取り組めます。
- 3 地域及び関係団体は、学校部活動の地域クラブ活動への移行を見据えた受入れ体制の整備に取り組めます。
- 4 市町村教育委員会は、地域及び関係機関と連携して、学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた体制の整備に取り組めます。
- 5 県教育委員会は、「再発防止岩手モデル」の適切な運用等により、部活動指導者による暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導の根絶に向けて、効果的・実践的な指導者研修の充実に取り組めます。
また、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」や「公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引き」の周知等により、市町村教育委員会等の学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組を支援します。

¹²スポーツ特別強化指定校：本県の競技スポーツにおける高校生の選手強化、競技力向上を図るために指定された公立高校。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>① 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を相互に関連付けた一体的な取組「60（ロクマル）プラスプロジェクト」の推進 体力・運動能力向上の取組や体育・保健体育授業改善に向けた指導者研修の充実 多様化・深刻化する子どもの健康課題への対応や教職員の資質・能力向上研修の充実 					
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を相互に関連付けた一体的な取組（60（ロクマル）プラスプロジェクト）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">ICTを活用した健康管理の推進</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">チャレンジカードの活用</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">校内における指導体制の構築</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">「運動」「食」「生活習慣」各研修会における研修内容等の充実</div> <p>「よりよい運動習慣」</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">体力・運動能力調査結果を踏まえた地域ごとの取組推進や指導者研修会の実施</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">モデル校の体育・保健体育授業改善における実践研究の実施</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">オリンピック・パラリンピック（オリパラ）のレガシーを活用した持続可能なオリパラ教育の推進</div> <p>「望ましい食習慣」</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">食育の推進</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">保護者を対象とした食習慣啓発資料の活用促進</div> <p>「規則正しい生活習慣」</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">家庭、地域、関係機関と連携した普及啓発（基本的な生活習慣の定着）</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">スマートフォンやインターネットの使用に係るルール等の徹底</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">薬物乱用防止教育講習会の開催 薬物乱用防止教育の充実に向けた情報発信</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">学校におけるがん教育マニュアルの活用促進 がん教育の充実に向けた情報発信</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">性に関する指導の充実に向けた情報発信</div> </div>				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>② 適切な部活動体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」の普及・推進 合同部活動の導入や部活動指導員の配置に加え、地域クラブ活動への移行の推進 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「再発防止岩手モデル」及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を踏まえた活動の徹底</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>部活動方針の理解・浸透</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>部活動指導員の配置</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>部活動指導者研修の充実</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>スポーツ特別強化指定校による 高校生の部活動指導体制の充実</p> </div>				

5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進

(1) 現状と課題

- 1 「第5次障害者基本計画」の策定や学習指導要領の改訂など、全ての学校における特別支援教育に係る支援体制の構築が求められています。
- 2 児童生徒の障がいの状況は多様化しており、特別な支援を必要とする児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実していく必要があります。また、全ての教職員の専門性の向上を図る必要があります。
- 3 小・中学校等及び高等学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が増加していることから、継続型訪問支援や随時訪問支援等による地域支援など特別支援学校のセンター的機能の更なる充実を図る必要があります。
- 4 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、引き続き、特別支援教育に対する地域等の支援体制の構築を推進する必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの自立や社会参加を目指し、切れ目のない支援が行われるよう、「個別の指導計画」¹³や「個別の教育支援計画」¹⁴の作成・活用などにより、就学前から卒業後までの一貫した支援が図られています。
- 2 全ての児童生徒が地域の学校で共に学ぶことができるよう、通級による指導¹⁵や特別支援学級での指導の充実などにより、一人ひとりの教育的ニーズに対応するとともに、教職員の専門性の向上が図られています。
- 3 共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育の視点を踏まえた教育環境の整備、県民向け公開講座の実施や特別支援教育サポーターの養成など、県民と協働した特別支援教育の体制づくりの推進が図られています。

¹³ 個別の指導計画：学校で指導を行うに当たって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの目標、内容、方法、役割分担、期間等について作成する計画。特別支援学校及び特別支援学級、通級による指導においては全員について作成することとなっているもの。

¹⁴ 個別の教育支援計画：教育サイドが主体となって作成する「個別の支援計画」。本人・保護者の参画や関係機関との連携により、継続した一貫性のある支援をねらいとして作成するもの。

¹⁵ 通級による指導：小・中学校・義務教育学校及び高等学校の通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒に対して、個別に教育的ニーズに応じた指導を週に数時間程度行う特別支援教育の一つの形態。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 特別支援学校が適切な指導・支援を行っていると感じる保護者の割合	96.6%	96.0%	96.0%	96.0%		
② 特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した小中学校等及び高等学校の教員数（累計）	593人	780人	905人	1,030人		
③ 特別支援教育サポーターの登録者数	364人	420人	450人	480人		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

- ・ 幼児児童生徒一人ひとりの障がいに応じたきめ細かな支援を行うため、教育課程や指導計画に基づいた学習指導における「個別の指導計画」や、学校、家庭、福祉・医療等の関係機関との連携による総合的な支援を定めた「個別の教育支援計画」に基づくサポート体制の充実を図ります。
- ・ 幼少期から継続した一貫性のある支援を行うため、引継ぎシート¹⁶や就学支援ファイル¹⁷等を活用して、幼稚園・保育所等から小学校等への適切な接続と、進学時における学校種間の円滑な引継ぎに取り組みます。また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制のもとに、医療・福祉・労働などの関係機関とのネットワークを構築しながら、個に応じた指導・支援が推進されるよう取り組みます。

¹⁶ 引継ぎシート：支援を必要とする児童生徒に対して継続した一貫性のある指導・支援につなげるための各校種間等の引継ぎを行うシート。

¹⁷ 就学支援ファイル：「個別の教育支援計画」に関連する資料。「いわて特別支援教育推進プラン」において、幼児期からの円滑な就学に向けた相談支援のための資料として作成、活用されるよう働きかけているもの。独自の様式を作成、活用して運用を行っている市町村もあるもの。

- ・ 生徒のニーズに応じた進路指導・支援の充実を図り、特に就労を希望する生徒の進路を実現するため、特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場を継続的に設けるとともに、企業側の生徒の理解を促進する特別支援学校技能認定制度¹⁸やいわて特別支援学校就労サポーター制度¹⁹の活用により、実習先の確保や雇用の拡大に取り組みます。

2 各校種における指導・支援の充実

- ・ 児童生徒の相互理解が促進されるよう、「交流籍」²⁰を活用した特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習など、「共に学び、共に育つ教育」を推進します。
- ・ 小・中学校等及び高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、通級による指導を進めます。
- ・ 地域の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンター的機能を担い、特別支援教育の専門性を生かしながら、幼稚園、保育所や小・中学校等及び高等学校に適切な助言や援助を行います。
- ・ 全ての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るため、各校種や地域の実情・ニーズに応じた研修、さらには、特別支援学級、通級による指導担当教員等の研修を実施するとともに各学校等の取組に係る協議や情報交換などの実践的な内容を取り入れた研修の充実を図ります。
- ・ 長期入院を必要とする児童生徒の学習を保障するため、小・中・高等学校と特別支援学校との連携や、各学校と医療機関との連携に取り組みます。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の円滑な意思疎通や自立した生活を支援するため、特別支援学校や特別支援学級におけるAT（アシスティブテクノロジー）²¹やICT機器の更なる活用を推進するとともに、実践的・効果的な授業改善に向けた教員研修を実施します。

3 教育環境の充実・県民理解の促進

- ・ 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」の推進や発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向け公開講座を実施します。
- ・ 地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。

¹⁸ 特別支援学校技能認定制度：地域の企業への就労につなげるため、企業関係者や特別支援学校等で特別支援学校の生徒の能力を客観的に見る技能認定会を開催するもの。

¹⁹ いわて特別支援学校就労サポーター制度：特別支援学校と企業との連携強化、進路指導や雇用の機会拡大を目的とし、趣旨に賛同した企業に登録証を交付し、特別支援学校の生徒の就業体験や産業現場等実習の受入れ先として協力いただくもの。

²⁰ 交流籍：特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒のかかわりの広がりや深まりにつなげるもの。

²¹ AT（アシスティブテクノロジー）：一人ひとりの障がい等に応じた支援機器及び支援技術。

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの多様なニーズに対応するため、医療、福祉、心理等の専門家を活用した指導・支援の充実を図ります。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、学校への医療的ケア看護職員の適切な配置に努めるとともに、安全で適切なケアを行うための医療的ケア看護職員を対象とした研修を実施します。
- ・ 全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、「岩手県立特別支援学校整備計画」に基づき、インクルーシブ教育の視点を踏まえた教育環境の整備について、市町村などの関係機関との調整を進めます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 幼稚園、保育所及び学校は、障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実に取り組みます。
- 2 家庭、地域は、サポーターとして、特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する引継ぎシート・就労支援ファイル等の作成に協力します。
- 3 企業は、生徒の進路実現のために、特別支援学校と企業との連携協議会への参画や技能認定制度への協力、いわて特別支援学校就労サポーターへの登録、就業体験や産業現場等実習の受入れを行うなど、就労促進に向けた支援を行います。
- 4 労働・福祉関係機関は、学校と連携しながら児童生徒の障がい者雇用等の就労支援や自立に向けた支援を行います。
- 5 県と市町村の教育委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒に対する就学前から高等学校卒業までの一貫した支援について、医療、福祉、労働等の関係機関と連携して取り組みます。

また、県教育委員会は、「いわて特別支援教育推進プラン」を計画的に実行するとともに、市町村教育委員会と連携して、各学校における特別支援教育の充実に取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 引継ぎシートや就学支援ファイル等を活用して、幼稚園・保育所等から小学校への適切な接続と、進学時における学校種間の円滑な引継ぎの充実 特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制のもとに、医療・福祉・労働などの関係機関とのネットワークの構築 特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場の設置 特別支援学校技能認定制度やいわて特別支援学校就労サポーター制度の活用 					
	小学校就学前から小中学校等における引継ぎシートの活用				
	特別支援学校と企業との連携協議会の推進				
	地域ごとの特別支援学校技能認定会の実施				
いわて特別支援学校就労サポーター制度の推進					
② 各校種における指導・支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 交流籍を活用した特別支援学校と小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の推進 通級による指導による特別な支援を必要とする児童生徒の支援 地域における特別支援教育のセンター的機能を有する特別支援学校による各学校に対する適切な助言や援助 長期入院を必要とする児童生徒の学習を保障するため、小・中・高等学校と特別支援学校との連携や、各学校と医療機関との連携強化 特別支援学校や特別支援学級におけるA TやI C T機器の更なる活用 全ての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図る研修の充実 					
	特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習				
	小・中学校等及び高等学校における「通級による指導」の推進				
	特別支援学校による幼稚園、保育所や小・中学校等及び高等学校への助言や援助				
	長期入院児童生徒への訪問教育の実施 長期入院高校生の教育支援（学習保障）制度の運用				
	A T等の支援機器・支援技術の活用の推進・研修の充実				
	知的障がい特別支援学校における公開授業研究会の実施				
	特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修の実施				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
③ 教育環境の充実・県民理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉、心理等の専門家を活用した指導・支援の充実 学校への医療的ケア看護職員の適切な配置、医療的ケア看護職員を対象とした研修を実施 「共に学び、共に育つ教育」の推進や発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向け公開講座を実施 授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成 岩手県立特別支援学校整備計画に基づく教育環境整備 	医療・福祉・心理等専門家を活用した指導・支援の推進				
	医療的ケア看護職員の適切な配置と研修会の実施				
	県民向け公開講座の開催				
	公開講座の内容充実・受講者数拡大への取組推進				
	特別支援教育サポーター養成講座の開催				
	養成講座の内容充実・講座受講者数拡大への取組推進				
特別支援学校整備計画に基づく教育環境の整備					

(1) 現状と課題

- 1 いじめを一因とする自殺事案の発生を契機として、学校におけるいじめ防止対策に関する県民の意識が一層高まるとともに、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえたいじめ防止などの更なる取組の推進が求められています。
- 2 令和5年度全国学力・学習状況調査結果によると、いじめはいけないと思う児童生徒の割合は、小学校 97.3% (全国 96.9%)、中学校 96.7% (全国 95.5%) と全国水準より高い状況にありますが、よりよい人間関係を構築する能力を育成するとともに、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促していく必要があります。
- 3 学校における教育相談体制の充実などを背景に、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果による小・中学校等における1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校 11.3人 (全国 17.0人)、中学校 46.5人 (全国 59.8人)、高等学校 20.1人 (全国 20.4人) と全国水準より低く推移していますが、増加傾向にあることから、引き続き、未然防止や、発生した場合の早期発見・適切な対応に一層取り組む必要があります。
- 4 スマートフォンなどの情報端末の利用時間の増加や、SNS上での誹謗中傷などのいじめやネット犯罪等に巻き込まれる危険が深刻化していることを踏まえ、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動等を更に推進する必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づくいじめ防止対策や、組織的な指導体制の充実により、いじめ事案への適切な対応が図られています。
- 2 不登校などの未然防止、早期発見・適切な対応を推進するため、アウトリーチ型の支援やICTを活用した教育相談体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の確保により、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策が図られています。

- 3 児童生徒がデジタル社会等において健全な生活を送るため、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動などにより、児童生徒に適切な情報活用に関する能力や規範意識が身に付いています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値	目標値				
	R4	R6	R7	R8	R9	R10
① いじめはいけな いと思う児童生徒の割合	小 97.3% 中 97.2%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%		
② 認知したいじめが 解消した割合	97.7%	100%	100%	100%		
③ 学校が楽しいと思 う（学校に満足してい る）児童生徒の割合	小 85% 中 85% 高 89%	小 89% 中 87% 高 90%	小 90% 中 89% 高 91%	小 91% 中 91% 高 91%		
④ スマートフォンやイ ンターネットを使うと きは、危険に巻き込ま れる可能性等があるこ とを理解している児童 生徒の割合	小 98% 中 99% 高 99%	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処

- ・ 各学校がいじめ問題に対して組織的に対応していくため、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組を徹底します。
- ・ 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、いじめについて考える話合いの機会など児童生徒による主体的な活動の促進とともに、思いやりの心と社会性を育成する道徳教育や人権教育の充実を図ります。
- ・ いじめの積極的な認知やいじめが発生した際の迅速な対応を行うため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査や個人面談の実施の徹底を図ります。
- ・ 県教育委員会に「いじめ対応・不登校支援等アドバイザー」を配置し、学校のいじめ等の初期段階における適切な対処を支援します。

- ・ 教職員の生徒指導や教育相談の資質向上を図るため、「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」を活用した研修を実施します。

2 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

- ・ 魅力ある学校づくりを推進するとともに、学校の教育相談体制の充実を図るため、学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターを養成するとともに、教員の資質を高めるための研修を実施します。
- ・ 児童生徒の悩みについて、1人1台端末等を利用した教育相談「こころの相談室」や児童生徒の心身の変化を把握する「心の健康観察」の導入・活用などの教育相談体制の充実を図ります。
- ・ 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置します。
- ・ 不登校児童生徒の一人ひとりの状況に応じて、教育支援センター、フリースクール等民間団体等の様々な関係機関と連携し、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保するとともに、不登校児童生徒の社会的自立への支援に取り組みます。
- ・ オンラインやICTの活用を視野に入れ、校内の空き教室を活用した「校内教育支援センター」の体制整備の支援を図り、学校内の居場所づくりに努めます。
- ・ 県教育支援センター「ふれあいルーム」分室を県立図書館内に設置し、不登校児童生徒やその保護者に対するアウトリーチ型支援の充実を図ります。

3 デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

- ・ 児童生徒が、デジタル社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うため、児童生徒の情報モラルの啓発を図るとともに、教員研修を実施し、情報モラル教育の推進に取り組みます。
- ・ 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動に、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、いじめや不登校などの生徒指導上の諸課題に対する組織的な未然防止、早期発見・適切な対応に努めるほか、SNSの適切な活用などの情報モラル教育の実践と保護者への啓発を行います。
- 2 家庭は、日頃から子どもとのコミュニケーションを大切にし、子どもが悩みを相談できる家庭づくりに努めます。
- 3 地域は、児童生徒の思いやりの心や社会性を育成できるよう、いじめ防止の取組等に学校や家庭と連携して取り組みます。
- 4 関係団体等は、児童生徒が、社会の中で健全に成長していけるよう、学校、家庭、地域等と連携を図りながら、情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する啓発活動に取り組みます。
- 5 県と市町村の教育委員会は、それぞれが課題を共有しながら、各学校における取組を支援するとともに、教育相談体制の一層の充実に取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組の徹底 ・ 児童生徒による主体的な活動の促進と道徳教育や人権教育の充実 ・ 定期的なアンケート調査や個人面談の実施の徹底 ・ 学校のいじめ等の初期段階における適切な対処の支援 ・ 「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」を活用した研修の実施 	「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組の徹底				
	学校行事を通じた児童生徒の話合いの機会の拡充				
	各学校における道徳教育や人権教育の推進				
	授業改善及び児童生徒の主体的な活動に関する優良事例の普及				
	いじめ対応・不登校支援等アドバイザーを活用した支援				
	「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」の活用による指導体制及び研修の充実				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターを養成、教員研修を実施 「こころの相談室」「心の健康観察」の導入・活用 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24時間子供SOSダイヤル相談員等の配置 教育支援センター、フリースクール等民間団体等の様々な関係機関と連携したICTを活用した学習支援、不登校児童生徒の社会的自立への支援 校内の別室を活用した「校内教育支援センター」の体制整備の支援 					
	学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターの養成と活用				
	教育相談体制の充実				
	専門的知見からの支援				
	スクールカウンセラーの配置				
	スクールソーシャルワーカーの配置				
	24時間子供SOSダイヤル相談員等の配置				
	教育支援センター等との連携				
	「校内教育支援センター」の体制整備の支援				
	ICTを活用した学習支援				
<p>③ デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報モラル教育の推進 保護者や地域、関係団体等と連携したスマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動の推進 					
	情報モラルに係る児童生徒向けの指導資料を作成・配付				
	情報モラル教育の推進				
	情報モラル研修会の実施				
	情報モラル教育の優良事例の普及				
	家庭や地域、関係機関と連携した児童生徒の健全育成に向けた普及啓発				
スマートフォンやインターネットの使用に係るルール等の徹底					

7 学びの基盤づくり

(1) 現状と課題

- 1 全国における通学・通園時の事件・事故の発生を受けて、学校・家庭・地域や関係機関との連携による見守り活動や交通安全教室の実施、通学等でバスなどを利用する場合における児童生徒の安全確保の強化が必要です。
- 2 学校施設の老朽化や新たな教育ニーズへの対応など引き続き、安全な教育環境の整備とともに、学校施設の機能の向上を図る必要があります。
- 3 地域とともにある学校づくり、魅力ある学校づくりを更に推進するため、コミュニティ・スクールを計画的に導入し、保護者や地域の評価も取り入れた目標達成型の学校経営を推進する必要があります。
- 4 県立高等学校においては、地域等との連携・協働の場であるコンソーシアム(コミュニティ・スクールを含む。)の設置が進むとともに、全ての高等学校でスクール・ポリシーが策定されています。各校の特色ある教育活動の推進のため、コンソーシアムの活用等を通じた地域等との協働による学校運営の更なる充実に取り組む必要があります。
- 5 母子家庭の保護者のうち2割以上の保護者が、経済的な事情を理由に、「子どもに、理想的には大学まで進んでほしいけれども現実的には高校まで」と考えており、また、世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高くなっているところですが、子どもの教育を経済的に支援する制度の周知が不足しています。
- 6 児童生徒の減少を背景に学校の小規模化や統廃合が進む中で、児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化しており、社会の変化や地域の期待に応える教育環境の整備が求められています。
- 7 県内の不登校児童生徒は増加傾向にあります。また、県内に在住する外国人の増加により、外国人の児童生徒などの増加も見込まれています。このような多様な教育ニーズに対応するため、教育機会を確保するとともに、相談体制の充実に取り組む必要があります。
- 8 児童生徒の障がいの状況は多様化しており、特別な支援を必要とする児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実していく必要があります。
- 9 これからの本県教育を担う、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を採用するため、教員採用試験志願者の確保に取り組んでいく必要があります。

- 10 教職員は児童生徒の人格形成に大きな影響を与える重要な職務を担うものであることから、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、教職員一人ひとりが児童生徒の人権を尊重する意識を高める必要があります。
- 11 全国的に教職員の長時間勤務による負担が増加しており、「学校における働き方改革」を早急に進める必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 学校・家庭・地域や関係機関との連携による見守り活動や交通安全教室等の安全教育の推進により、通学時の児童生徒の安全が確保されています。
- 2 学校施設の老朽化の進行や新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、計画的に学校の施設や設備の充実が図られています。
- 3 「地域とともにある学校」「魅力ある学校づくり」を進め、スクール・ポリシーに基づく特色ある教育活動の充実、目標達成型の学校経営や学校・家庭・地域との連携・協働の仕組みであるコミュニティ・スクールの取組の充実が図られています。
- 4 就学に関する様々な支援制度により、家庭の経済状況など生まれ育った環境に左右されず、全ての児童生徒等が安心して学ぶことのできる教育機会が確保されています。
- 5 学校に通学することが困難な児童生徒や外国人の児童生徒などの学びの場など、多様なニーズに対応した教育機会が確保されています。
- 6 社会情勢の変化等に応じて、教員採用試験の実施時期や内容等を見直すことや、教員等育成指標に基づく新たな研修及び研修履歴を活用した管理職等との対話による受講奨励による必要な学びを主体的に行っていくことができる仕組みを構築することで、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保と資質の向上が図られています。
- 7 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、教職員一人ひとりが児童生徒の人権を尊重する意識を向上させ、暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導を許さない学校風土の醸成が図られています。

- 8 「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく学校における働き方改革を通じた管理職の適切なマネジメントやICTの活用などにより、教職員の勤務負担の軽減が図られ、業務への充実感や健康面での安心感が向上し、心身共に健康で、意欲を持って子どもたちに向き合っていくための勤務環境の改善が図られています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値	目標値				
	R4	R6	R7	R8	R9	R10
① 地域住民などによる見守り活動が行われている小中学校の割合	94.9%	85.0%	85.0%	85.0%		
② 県立学校の長寿命化改修・大規模改造等実施施設数（累計）	3 施設	5 施設	7 施設	9 施設		
③ 県立学校のトイレ洋式化率（生徒等に対する充足率）	77.6%	81.8%	83.9%	86.0%		
④ 自分の住む地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある高校2年生の割合	58%	75%	75%	75%		
⑤ 教育支援センターを設置している市町村数	22 市町村	27 市町村	30 市町村	33 市町村		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 安全・安心でより良い教育環境の整備

- ・ 自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化が見込まれることから、児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。
- ・ 学校安全計画に基づく事故等の未然防止策等が徹底されるよう、教職員への研修や訓練を行います。

- ・ 通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、保護者、地域住民、関係機関の協力を得ながら、スクールガード等による通学時の見守りや通学路の定期的な点検の実施、交通安全教室や防犯教室の実施による安全教育に取り組みます。
- ・ 児童生徒が自らの安全を確保する力を身に付けることができるよう、発達段階に応じて、東日本大震災津波の経験・教訓を踏まえた、特色ある防災教育に取り組みます。
- ・ 安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進します。また、施設の木質化、省エネルギー化等脱炭素化への取組を推進するとともに、市町村、民間との共創による施設整備に取り組みます。
- ・ 家庭や社会の環境の変化に伴い、学校施設の機能の向上を図るため、トイレの洋式化を進めるとともに、防災機能の強化など新たなニーズ等に対応した学習環境の改善に取り組みます。
- ・ 「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の考え方を基本とする「新たな県立高等学校再編計画後期計画」に基づく教育環境の充実に取り組みます。
- ・ 今後一層進むことが見込まれる生徒数の減少など社会の変化に対応した教育環境の整備を図るため、次期県立高等学校再編計画の議論を深め、よりよい教育環境に配慮した計画の策定に向けて取り組みます。

2 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保

- ・ 児童生徒等が経済的理由で就学をあきらめることのないよう、小・中学校等における学用品の支援を行う就学援助、授業料の支援を行う高等学校等就学支援金、授業料以外の教育費の支援を行う奨学給付金の給付などを対象世帯に周知し、適切な運用を図っていきます。

3 目標達成型の学校経営の推進

- ・ 「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「まなびフェスト」や学校、家庭、地域が連携したコミュニティ・スクールの仕組みの活用を図るとともに、学校経営計画で設定した目標の達成状況等の評価結果を広く公表し、学校運営の改善に取り組みます。

4 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 学校と地元自治体や企業、高等教育機関等との連携・協働を進める場であるコンソーシアムを活用し、地域等と協働して策定したスクール・ポリシーに基づく教育活動の充実に取り組みます。

5 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保

- ・ 県立高等学校入学者選抜において、調査書を評価の対象としない「チャレンジ枠（仮称）」を導入するなど、学ぶ意欲がありながら様々な事情を抱える生徒への支援の充実を図ります。
- ・ 不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援のため、学校内外の教育支援センターの設置を促進するとともに、フリースクール等民間団体等との連携を推進します。また、不登校児童生徒の多様な学びの場（学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）等を含む。）の確保に向けた検討を進めます。
- ・ 本県においても増加傾向にある外国人の児童生徒などの学びの場の確保、ヤングケアラーや子どもの貧困、高校中途退学等への対応について、関係機関と連携して取り組みます。
- ・ 幼・小・中・高等学校において、特別な支援を必要とする子どもが充実した学習活動が行えるよう、関係機関との連携を図りながら学習環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の推進に取り組みます。
- ・ 市町村教育委員会と連携し、様々な理由で義務教育を修了していない者等の学び直しの場の在り方について検討を進めます。

6 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上

- ・ 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づき、教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を確保し、育成するため、学生等への説明会を実施し、求める教員像や教員の魅力について発信します。また、社会情勢の変化等に応じて、教員採用試験の内容等を見直すとともに、体系的な研修を行います。
- ・ 「学び続ける教師」として教員の更なる資質向上等を図るため、教員の過度な負担とならないよう留意しつつ、研修の充実に取り組みます。また、研修履歴を活用した管理職等との対話により、教員が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことができる仕組みを構築します。
- ・ 本県の教育課題の解決に資する研究・実践の成果を積極的に発信するとともに、多様な研修による教員の支援や、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励など教員の資質向上に資する取組の充実により、総合教育センター機能の充実に取り組みます。
- ・ 教員の専門性の向上を図るため、教職大学院などの関係機関と連携しながら有為な人材の育成に取り組みます。

- ・ 「再発防止岩手モデル」の適切な運用等により、全ての児童生徒の人権が尊重される学校づくりに向けて、教職員の人権意識を高めます。また、児童生徒に対する暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導は決して許されない重大な人権侵害であるとの認識のもと、校内研修等を実施するなど、根絶に向けた学校体制を確立します。

7 「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革

- ・ 「統合型校務支援システム」の全県導入など教職員の働き方改革に資する具体的取組を推進します。
- ・ 「チームとしての学校」を構築していくため、引き続き小・中学校全学年での少人数学級等の実施や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ等の配置を行います。
- ・ 学校の諸課題の速やかな解決と教職員の負担軽減を図るため、スクールロイヤーによる法務相談体制を構築します。
- ・ 部活動の適正な運営を図るため、公立中学校や県立高等学校への部活動指導員の配置や、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日及び活動時間の基準の徹底を図ります。
- ・ 教職員の勤務時間の適正化等を図るため、タイムカード等による客観的な勤務時間把握や、盆・年末年始等の学校閉庁日の設定などを進め、「岩手県教職員働き方改革プラン」の目標の達成に取り組みます。
- ・ 労働安全衛生体制の確立を図るため、小・中学校等を対象とする労働安全衛生管理研修会を開催します。
- ・ 心とからだの健康対策として、長時間勤務者への産業医による保健指導、専門医によるメンタルヘルス相談窓口の設置等を行います。
- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の推進を図るとともに、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の指導体制の推進に取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

1 各学校は、教育振興運動やコミュニティ・スクールの仕組みを生かして、学校安全計画等の策定及び検証・改善に取り組むとともに、目標達成型の学校経営計画の策定とPDCAサイクルによる学校マネジメントの実践・評価に取り組めます。また、教職員の人権意識をより向上させ、暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導を許さない学校づくりの取組を推進します。

各県立学校においては、「岩手県教職員働き方改革プラン」を踏まえ、学校毎のアクションプランを策定し、主体的に働き方改革の取組を進めます。

2 家庭、地域は、通学時における児童生徒の安全確保等を支援するとともに、各学校が策定する学校経営計画等を踏まえた教育活動や学校評価の取組に参画・協働します。

3 関係機関は、学校と連携し、各学校が策定する学校経営計画等を踏まえた教育活動や学校評価の取組に参画・協働します。

4 県と市町村の教育委員会は、各学校が行う学校安全、学校評価、魅力ある学校づくり等の取組を支援します。

また、市町村教育委員会は、市町村立学校施設の学習環境の改善に向けた施設・設備の整備を進めます。

5 県教育委員会は、市町村教育委員会の教育支援センターの設置に向けた取組を支援するとともに、不登校児童生徒の多様な学びの場（学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）等を含む。）の確保に向けて市町村教育委員会と連携して検討を進めます。また、様々な理由で義務教育を修了していない者等の学び直しの場の在り方について市町村教育委員会と連携し検討を進めます。

「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく取組が市町村教育委員会においても同様に行われるよう働きかけを行い、県と市町村の教育委員会が連携しながら、学校における働き方改革を推進します。

「再発防止岩手モデル」の適切な運用等により、児童生徒に対する暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導の防止のためコンプライアンス意識向上の啓発を行います。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>① 安全・安心でより良い教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善 ● 東日本大震災津波の経験・教訓を踏まえた特色ある防災教育 ● 県立学校施設の長寿命化改良や大規模改造等の実施 ● 市町村立学校施設の長寿命化等の取組を支援 ● 県立学校におけるトイレの洋式化、新たなニーズ等に対応した学習環境の整備 ● 「新たな県立高等学校再編計画後期計画」に基づく教育環境の充実 ● 次期県立高等学校再編計画の策定に向けた検討 					
	● 学校安全計画等の検証・改善				
	● 資質向上のための研修開催、市町村が実施する研修の支援				
	● 学校安全体制整備推進協議会による地域ぐるみでの学校安全の推進				
	● 関係機関との連携による通学路交通安全プログラム、登下校防犯プラン等の推進				
	● 見守り活動の充実に向けた人材確保やモデル事例の収集と情報発信				
	● 学校安全教育の普及・推進				
	● 自転車の安全な利用の充実				
	● 県立学校施設の長寿命化改良や大規模改造等の実施				
	● 市町村立学校施設の長寿命化等の取組を支援				
	● 県立学校におけるトイレの洋式化、新たなニーズ等に対応した学習環境の整備				
	● 「新たな県立高等学校再編計画後期計画」に基づく教育環境の充実				
	● 次期県立高等学校再編計画の策定に向けた検討				
<p>② 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就学援助、高等学校等就学支援金、奨学給付金の周知と適切な運用 					
	● 就学援助等の周知と適切な運用				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>③ 目標達成型の学校経営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校経営計画で設定した目標の達成状況等の評価結果の公表などの学校運営の改善の推進 					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の理解促進と移行奨励</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">関係者への制度及び事例に関する理解促進（推進フォーラムや関係者研修会の実施・関係機関の要請に応じた随時訪問説明 等）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">運営モデル構築（委員会・学校）と成果の検証・普及（質的向上に関する調査 等）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市町村教育委員会・学校・保護者や地域住民等への支援</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">実状に応じた移行・運営モデルの検討・構築</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50%; text-align: center;">コミュニティ・スクールの成果の検証</div> </div>				
<p>④ 魅力ある学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校と地元自治体や企業、高等教育機関等との連携・協働を進める場であるコンソーシアムを活用 地域等と協働して策定したスクール・ポリシーに基づく教育活動の充実 					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">学校経営計画に係る評価結果の活用の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">単年度で評価・検証が可能な目標設定とPDCAサイクルの推進（会議等での周知、事例の情報提供）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">魅力ある学校づくりの推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">各学校における特色ある教育活動への支援、情報発信</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">学校と地域社会や産業界等との連携・協働の推進</div>				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>⑤ 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育支援センターやフリースクール等民間団体等との連携による不登校児童生徒への教育機会の確保 不登校児童生徒の多様な学びの場の確保に向けた検討 関係機関と連携した外国人の児童生徒などの学びの場の確保、ヤングケアラーや子どもの貧困、高校中途退学等への対応 関係機関との連携による特別な支援を必要とする幼児児童生徒の学習環境を整備、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の推進 義務教育の学び直しの場の在り方の検討 					
	市町村等と連携した不登校児童生徒への教育機会の確保				
	教育支援センターの設置と機能強化の支援				
	不登校児童生徒の多様な学びの場の確保に向けた検討				
	関係機関と連携した外国人の児童生徒などへの学びの場の確保				
	「いわて特別支援教育推進プラン」に基づく幼・小・中・高等学校における特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実				
	義務教育の学び直しに関するニーズ調査の実施・学びの場の在り方の検討				
<p>⑥ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集に係る広報活動の強化等による潜在的な志望者の掘り起こし 「大学推薦特別選考」の実施 教員採用試験の見直しの検討（実施時期の早期化や内容等） 研究や実践の成果の発信、多様な研修による教員の支援、研修履歴の活用等、総合教育センター機能の充実 「再発防止岩手モデル」の適切な運用等 					
	資質の向上に関する指標に基づく教員採用試験の随時見直し、研修を含めた体系的な人材育成				
	有為な人材の確保 教員採用試験の随時見直し、説明会の実施等				
	総合教育センターの機能強化				
	研修の多様化・個別最適化により学び続ける教師を支える体制づくり				
	研修履歴の記録・組織的な共有及び活用				
	最新情報の収集・研究、評価・分析結果の発信				
	大学等との連携による教育課題解決に向けた本県の教育課題の解決に資する研究の実施・普及				
	教職大学院への教員派遣				
	「再発防止岩手モデル」の適切な運用等				

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
⑦ 「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「チームとしての学校」の推進、教職員業務改善、部活動の適正な運営を行いながら、「学校・教師が担う業務」について更なる役割分担・適正化を推進 ・ 県立学校間、各教育委員会間における学校の働き方改革の取組状況の「見える化」 ・ 勤務時間の適正管理、労働安全衛生体制の確立、心とからだの健康対策 					
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;"> 「チームとしての学校」の推進、教職員業務改善、部活動の適正な運営 </div>				
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; width: 80%;"> 勤務時間の適正管理、労働安全衛生体制の確立、心とからだの健康対策 </div>				

(1) 現状と課題

- 1 教育ニーズが多様化する中、建学の精神などに基づいた特色ある教育活動を実施している私立学校に対する期待が高まっており、引き続き教育活動の充実に向けた支援に取り組む必要があります。また、私立学校運営費補助等により、キャリア教育を行う私立高等学校や私立専修学校に対する支援を行い、卒業後の進路の選択肢を拡大して岩手の産業や地域を支える人材の地元定着を促進させる必要があります。
- 2 私立学校の運営基盤は脆弱な上、少子化の影響等もあり、多様なニーズへの対応が難しい面もあるほか、校舎等の耐震化などが全国平均や公立学校に比較して進んでいない状況にあり、私立学校施設の耐震化補助などによる支援に取り組む必要があります。

(2) 目指す姿

- 1 建学の精神などに基づく多様な教育ニーズに対応した特色ある教育活動を支援することによって私学教育を充実し、児童生徒の希望する進路の選択肢を拡大することで、将来の自己実現を達成しています。
- 2 私立学校の教育環境の整備に向けた取組を促進し、幼児児童生徒が良好な教育環境で安全に学校生活を送っています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 私立高等学校における特色ある教育活動の実施率	64.1%	67.5%	70.1%	73.5%		
② 私立学校の耐震化率	91.9%	92.9%	93.5%	94.1%		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援

- ・ 各私立学校の建学の精神や中期計画に基づく特色ある教育活動を充実することにより、私立学校に通う生徒が希望する進路を選択し、自己実現の意欲が高まるよう、継続して支援を行います。
- ・ 岩手の産業や地域を支える人材定着を促進するよう、私立学校運営費補助により、質の高い教育を行う私立専修学校への支援を行います。

2 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進

- ・ 生徒が安心して教育を受けられる教育環境の整備を図るため、私立学校耐震改修事業費補助等により施設の耐震化を促進し、安全安心な教育環境の整備を支援します。
- ・ 私立学校運営費補助等により良好な教育環境の整備を促進し、教育の質の向上を支援します。

(4) 取組にあたっての役割分担

1 私立学校は、建学の精神や独自の校風の下、それぞれの学校の強みを生かし、様々なニーズに対応する特色ある教育活動に取り組みます。

また、就学支援や授業料減免等の制度の周知と適切な運用や、計画的な学校施設整備、教職員の人材育成・確保により質の高い教育の提供に取り組みます。

2 県は、各私立学校の特色ある教育活動の充実と良好な教育環境の整備を図るため、私立学校運営費補助等をはじめとした各種私学助成等により支援を行います。

3 関係団体は、私立学校と連携し、各学校が策定する計画等を踏まえた教育活動や施設整備、教職員の研修等の取組を促進します。

(5)

具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① 各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援 ・ 私立学校運営費補助による支援					
		私立高等学校の次期中期計画の策定支援	→	私立高等学校の次期中期計画に基づく取組支援画に基づく取組支援	→
		学力向上・進路実現に向けた教育活動の支援			
		豊かな心を育む教育活動の支援			
		防災教育の実施に向けた教育活動の支援 (関係機関との連絡調整・事例等の情報提供)			
② 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進 ・ 私立学校耐震改修事業費補助等による施設の耐震化を促進 ・ 私立学校運営費補助等による教育環境の整備					
		私立学校の耐震化率向上の取組への支援			
		私立学校の耐震診断実施に係る普及啓発等の実施			
		人材確保、ICT等教育環境の充実に対する支援			

II 社会教育・家庭教育

9 学校と家庭・地域との協働の推進

(1) 現状と課題

- 1 人口減少・高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響等により、学校支援活動や公民館活動・子供会行事等の継続が困難な地域があることから、学校・家庭・地域が一層の連携・協働を図り、子どもの学びや育ちを支える仕組みづくりを推進する必要があります。
- 2 放課後子供教室や県立青少年の家等において、地域の実情に合わせた学習支援や体験活動が展開されていますが、家庭での学習が困難な子どもたちや、多様な体験を望む子どもたちに対して、より一層の支援が求められていることから、引き続き、地域住民等の協力を得ながら、学習支援や体験活動を行う機会の拡充を図ることが必要です。

(2) 目指す姿

- 1 「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の両面から、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもの学びや育ちを支える持続的な取組が展開されています。
- 2 地域の実情に応じた子どもの学びの場が整備され、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行う機会の拡充が図られています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値	目標値				
	R4	R6	R7	R8	R9	R10
① コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	61.0%	80.0%	85.0%	90.0%		
② 保護者や地域住民による教育支援活動が行われている学校の割合	小 73.1% 中 57.4%	小 78.5% 中 63.8%	小 79.0% 中 65.8%	小 79.5% 中 67.8%		
③ 放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合	73.1%	80.0%	85.0%	90.0%		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

- ・ 「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、子どもたちの社会参画の機会を確保しつつ、コミュニティ・スクールとの連携による教育振興運動や地域学校協働活動の充実等に取り組みます。
- ・ 地域学校協働活動を持続的な取組とするため、市町村における地域と学校をつなぐコーディネーター人材の配置を支援します。
- ・ 児童生徒を取り巻く現状や課題を踏まえ、地域における教育課題の解決及び「確かな学力の育成」や「不登校対策の強化」に資する取組について、教育振興運動やコミュニティ・スクールの仕組みを生かして促進します。

2 豊かな体験活動の充実

- ・ 子どもたちに放課後等の学習の場を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子供教室や放課後児童クラブ等による居場所づくり、地域学校協働活動等による多様な体験活動の実施に取り組みます。
- ・ 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家や野外活動センターなどの社会教育施設において、周辺の自然や歴史・文化を生かした体験活動等の充実に取り組みます。

- ・ 子どもたちの体験活動を充実させるため、従来の実体験プログラムとオンラインプログラムを組み合わせた放課後子供教室の特色ある事例を市町村等に情報提供するなど、取組の拡充を図ります。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 学校は、「地域とともにある学校づくり」を実現するため、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした学校運営に取り組みます。
また、教育振興運動や地域学校協働活動など、家庭・地域との連携・協働による教育活動を展開します。
- 2 家庭・地域は、「学校を核とした地域づくり」を目指し、教育振興運動や地域学校協働活動への参画により、学校と連携・協働する取組を進めます。
また、子どもたちへの学習支援や多様な体験活動機会の提供等、地域の実情に応じた子どもの学びの場づくりに努めます。
- 3 市町村教育委員会は、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりを推進するとともに、教育振興運動や地域学校協働活動の指導・支援を行います。
また、地域と学校をつなぐコーディネート人材の配置や放課後子供教室の運営支援等に加え、ICT機器をはじめとした環境整備に努めます。
- 4 県教育委員会は、コミュニティ・スクールの導入・充実及び教育振興運動や地域学校協働活動の推進に向け、人材の配置等に係る支援や関係者を対象とした研修会の充実等に努めます。
- 5 社会教育施設は、周辺の自然や歴史・文化を生かした体験活動等の充実に取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>① 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ・スクールの制度等の説明、市町村教育委員会等への支援 ・ 地区別フォーラム等、関係者対象の研修会の実施 ・ 調査等によるコミュニティ・スクールの成果の検証 ・ 連携・協働の実態把握、モデルとなる事例等の情報提供 ・ 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を育成する研修会の実施 					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の理解促進と移行奨励 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 関係者への制度及び事例に関する理解促進（推進フォーラムや関係者研修会の実施・関係機関の要請に応じた随時訪問説明 等） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 運営モデル構築（委員会・学校）と成果の検証・普及（質的向上に関する調査 等） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 市町村教育委員会・学校・保護者や地域住民等への支援 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 実状に応じた移行・運営モデルの検討・構築 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> コミュニティ・スクールの成果の検証 </div> </div>				
	地域と学校が連携・協働した活動への参加促進（教育振興運動や地域学校協働活動の活性化）				
	地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の養成・資質向上研修会				
	人材の活用促進				
<p>② 豊かな体験活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後の居場所づくりに携わる関係者の資質向上を目的とした研修会の実施及び先進事例の情報提供 ・ 社会教育施設における事業の周知啓発 ・ 教育振興運動や地域学校協働活動の充実に向けた事例の情報提供 					
	放課後子供教室等児童生徒の放課後の居場所づくりの推進、充実				
	研修会開催による資質向上				
	先進事例紹介等の情報提供				
	地域住民等による多様な活動の実施				
	新たな推進体制による活動充実				
	社会教育施設の特徴を生かしたプログラム開発				
	市町村で実施可能なプログラムモデルの情報発信・普及				
	教育振興運動による多様な体験活動の充実				

10 子育て支援や家庭教育支援の充実

(1) 現状と課題

核家族化の進行に伴い、子育てや家庭教育についての「知恵」や「経験」の継承が十分に行われにくいことに加え、コロナ禍を経て人間関係の築き方や生活環境に悩みや不安を抱える保護者が増加するなど、家庭や地域の子育て力が低下してきている傾向にあることから、子育てや家庭教育を支える環境づくりを推進し、保護者等を支援する取組が必要です。

(2) 目指す姿

- 1 子育てや家庭教育に取り組む保護者の多様なニーズに応じた学びの機会が提供されることにより、安心して子どもを生み育てていくことができる家庭環境が整っています。
- 2 子育てサポーター等による保護者への子育て支援活動が充実し、地域社会全体で子育て家庭を支援する環境が整っています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値	目標値				
	R4	R6	R7	R8	R9	R10
① すこやかメールマガジンの登録人数	4,062人	5,000人	5,500人	6,000人		
② 子育てサポーター等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数	892人	625人	635人	645人		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 子育てや家庭教育に関する学習機会の提供

- ・ 子育てや家庭教育に関する保護者の学習活動を促進するため、広く県民に学習情報や学習資料を提供します。
- ・ 子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実を図ります。
- ・ 子どもの自己肯定感を育成するため、達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりすることができるよう、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。

2 子育てや家庭教育を支える環境づくりの推進

- ・ 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える親を支援するため、電話やメールによる相談窓口の周知と利用促進を図るとともに、すこやかメールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。
- ・ 子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 各学校は、家庭・地域との連携・協働による学校運営を展開し、学校・家庭・地域の教育力を高めるとともに、児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図る取組を実施します。
- 2 家庭・地域は、基本的な生活習慣の定着や家庭学習の習慣付けに関わるなど、学校と協働して取組を進めます。
また、地域における歴史、伝統、文化及び行事等、地域力を生かした子どもの健全育成に向けた取組を展開します。
- 3 県と市町村の教育委員会は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てや家庭教育についての相談体制の一層の充実を図り、家庭の多様なニーズに応じた学習情報や学習資料を提供し、子育てに悩みや不安を抱える保護者を支援します。
- 4 市町村は、結婚、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制を充実させるとともに、子育てサポーターや子育て支援関係者の活動を支援し、地域が子育てや家庭環境を支える環境づくりを推進します。

- 5 企業等は、仕事と子育てが両立できる職場環境を整備し、専門的な知識・経験による子育て支援をするなど、家庭環境支援に取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① 子育てや家庭教育に関する学習機会の提供 ・ 保護者の学習活動を促進する学習情報や学習資料の提供 ・ 子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実	電話やメールによる相談窓口の開設と利用促進				
	すこやかメールマガジン等による学習情報の提供 すこやかメールマガジンの受信登録者拡大の取組 SNS等による発信方策の工夫・改善				
	親子共同体験を通じた子育ての仲間づくりの促進				
② 子育てや家庭教育を支える環境づくりの推進 ・ 地域において保護者を支援する人材の育成 ・ 地域における子育て支援ネットワークの拡充	子育てサポーター等の研修の充実とネットワーク強化				
	家庭教育支援チームの登録と活用の促進				
	市町村における子育て・家庭教育支援事業の推進支援				

11 生涯にわたり学び続ける環境づくり

(1) 現状と課題

- 1 生涯学習の推進を支える指導者・ボランティアの人材登録者数が増加するなど、県民の学習機会の充実を図る取組が進みましたが、ICTを活用した学習情報や学習機会の提供が急速に普及するなど、県民の学びの形が大きく変化していることから、ICTを活用した学びを支援する取組を推進することが必要です。また、スマートフォンの普及等による余暇活動の多様化が進む中、生涯を通じて楽しく学ぶ基盤づくりのため、幼少年期や中高生の読書活動の推進がより一層求められています。
- 2 県立社会教育施設で「岩手」をテーマとした歴史や文化等を中心とした講座を開催し多くの参加者を得ましたが、今後も県民の学びのニーズに対応するため、社会教育施設等における学習機会の充実やコンテンツの多様化に取り組むことが必要です。
- 3 県民一人ひとりが学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を一層推進する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により学びと活動の機会が減少傾向にあります。
- 4 社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会等を開催することで県内各地域での関係者の資質向上が図られましたが、ICTを活用した学習情報や学習機会の提供が急速に普及していることから、情報リテラシーを高める取組など、県民の生涯を通じた学習活動を支援するための新たな取組が求められています。
- 5 各社会教育施設の特徴を生かし、学びのニーズに応じた事業内容の充実を図ってきましたが、生涯学習に取り組んでいる人の割合が増加しており、県民が学びたい時に学べる環境がより一層求められています。

(2) 目指す姿

- 1 生涯を通じて楽しく学び、その学びがコミュニティの再生・維持・向上や地域の課題解決に活用され、生きがいを感じながら、県民一人ひとりが地域の一員として活躍しています。

- 2 全国に誇ることができる岩手県独自の運動である教育振興運動と、地域学校協働活動が総合的かつ一体的に取り組まれ、学校を核とした地域づくりが進められています。
- 3 岩手が誇る自然、文化、歴史など、あらゆる資源を学びの対象や場としながら、岩手ならではの学びを深め、県民一人ひとりが郷土に対する誇りや愛着を持って生活しています。
- 4 地域における多様な学びを支援することのできる人的体制が整い、指導者相互のネットワーク化が図られています。また、地域の様々な世代が学びたい時に共に学び合うことのできる場として、社会教育施設の活用が図られています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
① 生涯学習に取り組んでいる人の割合	36.9%	48.0%	49.0%	50.0%		
② 生涯学習情報提供システム(データベース)利用件数	2,785件	4,750件	4,950件	5,150件		
③ 社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会の受講者数	155人	140人	150人	160人		
④ 県立博物館・県立美術館の企画展における観覧者の満足度の割合	92%	91%	91%	91%		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

1 多様な学習機会の充実

- ・ 生涯を通じて楽しく学ぶ基盤づくりのため、子どもの読書への関心を高める読み聞かせや読書会など、幼少年期や中高生の読書活動を推進します。

- ・ 「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられ、また、それぞれのタイミングで学び直しすることができる環境づくりのため、市町村や関係機関と連携を図りながら、県立生涯学習推進センター等による、ICTを活用した学びの機会や活躍の場等に関する情報の集積・提供など、学習情報提供の仕組みを一層充実させるとともに、オンライン学習等、学びの継続を支える仕組みや魅力づくりに取り組みます。
- ・ 障がい者の生涯を通じた学習活動の推進に向け、文化芸術やスポーツ、福祉等の関係部局をはじめ、社会福祉法人やNPO団体等の関係機関と連携を図るとともに、障がいの理解や心のバリアフリー²²を推進するための研修会を実施します。また、特別な事情により就学困難な生徒等の学習機会の充実を図るため、個別の学習ニーズに応じた学習相談や情報提供を行います。
- ・ 県民の主体的な学びを支援するため、図書館において資料・情報の収集・活用の促進を図り、利用者の学習活動を支えるレファレンス業務²³の充実に取り組みます。

2 岩手ならではの学習機会の提供

- ・ 県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組みます。
- ・ 県立図書館における震災津波資料の収集を集中的に行い、復興及び防災・安全等に関して、「I-ルーム」を活用した児童生徒やグループによる学び・探究等の支援、県民への啓発及び県内外への情報発信に取り組みます。

3 学びと活動の循環による地域の活性化

- ・ 地域住民が生涯学習で学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を促すため、「地域とともにある学校づくり」を推進するフォーラムや学校と地域の連携・協働の充実に向けた研修会の開催など、コミュニティ・スクールの導入・充実と教育振興運動や地域学校協働活動への参加促進に取り組みます。
- ・ 地域の活性化に向けた仕組みづくりを進めるため、PTAをはじめとする各種社会教育関係団体の活動の支援を行うとともに、団体相互の連携・協力に向けた交流の機会を提供します。

²² 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合うこと。

²³ レファレンス業務：情報を求めている方に、調べている事柄の事実関係が分かる資料の提示や、文献探しのサポートを行う業務。

- ・ 地域づくり人材の育成のため、県立生涯学習推進センターを活用し、教育分野の枠を越えた地域づくりに関する研修・交流の場を提供します。

4 社会教育の中核を担う人材の育成

- ・ 県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、社会教育指導員や地域づくり関係者、地域学校協働活動推進員などを対象に、ICT機器の操作・利用等に関する研修会を開催するとともに、研修会での交流などを通じた指導者相互のネットワーク化を図り、社会教育の中核を担う人材の育成に取り組みます。

5 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実

- ・ 県民一人ひとりが学びたい時に学べる環境を提供するため、博物館等の県立社会教育施設における利便性の向上やデジタルコンテンツの充実を図り、また、幅広い学びのニーズに応じた学習機会を提供する拠点づくりを進めます。
- ・ 市町村が設置する公民館等の学びの拠点の発展のため、ニーズに応じた事業支援や優れた活動の周知・交流を積極的に進めます。
- ・ 社会教育施設について計画的な老朽化対策により維持保全に努めるとともに、施設の整備方針について検討を進めます。また、多様なニーズに応じた学習方法に対応するため、ICT機器活用のための環境整備に取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

1 市町村やNPO・各種団体、企業等は、多様な住民の幅広いニーズや地域課題を踏まえ、ICT等を活用した多様な学習機会の提供に努めるとともに、障がい者の生涯を通じた学習活動の支援やボランティア活動をはじめとする地域活動への参画を促すなど、学びと活動が循環する機会づくりに取り組みます。

2 県と県教育委員会は、市町村等との連携・協力を図りながら、ICT等を活用した多様な学習情報及び学習機会の提供の充実を図り、地域の中核を担う人材を育成するための研修の充実、障がい者を含めた生涯を通じた学習活動の推進及びニーズの把握に努め、多様な学習を支援する環境づくりを進めます。

また、地域における家庭教育や社会教育の充実を図るため、教育振興運動や地域学校協働活動への参加を促進し、学びと活動の循環による地域の活性化を進めます。

更に、県立社会教育施設における利便性の向上やデジタルコンテンツの充実を図り、多様なニーズに応じた学習方法に対応したICT環境整備に取り組むとともに、社会教育関係団体の支援・育成や団体相互の連携・協力を促進します。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
① 多様な学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> 指導者・ボランティア研修会の開催と指導者・ボランティア登録の促進 市町村や各種団体等が提供する学習機会をはじめとする関連情報の集約及び提供 ニーズに応じた指導者養成及び研究成果の普及 	県内各地での指導者・ボランティア研修会の開催と指導者・ボランティア登録の促進				
	県内市町村と連携した生涯学習情報提供システムの内容充実 多様なニーズに対応した提供コンテンツの充実				
	障がい者の生涯学習活動支援のニーズに応じた研修の充実				
	「第5次岩手県子どもの読書活動推進計画」の周知・啓発及びそれに基づく読書活動の環境充実				
② 岩手ならではの学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした社会教育施設等での公開講座の開催 	オンラインコンテンツ等の充実				
	岩手の自然・文化・歴史等の資源に関する情報収集				
	社会教育施設等における公開講座の開催 講座の体系化				
③ 学びと活動の循環による地域の活性化 <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクールの導入・教育振興運動や地域学校協働活動への参加促進 社会教育関係団体の活動支援 地域づくり人材の育成のための研修・交流の場の提供 	社会教育関係団体の支援・団体相互の連携協力の促進				
	生涯学習推進センターの機能強化				
	課題に対応した研究・研修の充実等				
	センターを核とした県内各地における地域づくりに関する研修・交流の場の充実				
	研修内容の継続的な改善				
	地域と学校が連携・協働した活動への参加促進 (教育振興運動や地域学校協働活動の活性化)				
	地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の養成・資質向上研修会				
	人材の活用促進				
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の理解促進と移行奨励					

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
④ 社会教育の中核を担う人材の育成 ・ 各種指導者研修会の開催及び指導者相互のネットワーク化の推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 市町村の生涯学習・社会教育事業の推進支援と課題解決支援 </div>				
⑤ 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実 ・ 博物館等の県立社会教育施設の充実 ・ 市町村公民館等の事業支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 県立博物館及び県立美術館における多様なニーズに応じる企画展の開催 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 県立青少年の家・野外活動センターにおける多様なニーズに応じる体験プログラムの実施 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 市町村が設置する公民館等の支援 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 社会教育施設等の職員研修の充実 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 個別施設計画に基づく維持保全 </div>				

12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承

(1) 現状と課題

- 1 民俗芸能などの地域の文化を継承する人材の減少や、文化芸術活動の担い手の高齢化が懸念されており、民俗芸能などを継承する人材の育成が求められています。
- 2 文化財は、地域の歴史を理解する上で貴重な財産であるとともに、地域の活性化の取組の核となる地域資源として、次世代への確実な保存・継承と積極的な活用が求められています。

(2) 目指す姿

- 1 児童生徒の部活動等や地域と連携した伝承活動などを通じた活動により、民俗芸能等の保存・継承が促進されています。
- 2 地域の活性化に向けた文化財の保存・継承と活用を図るため、文化財の保存と活用に関する「岩手県文化財保存活用大綱」と市町村の文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の適切な保存・継承と活用が推進され、新たな文化の創造に向けた取組が行われています。

【参考】関連する「いわて県民計画（2019～2028）」における主な指標

目標項目（指標）	現状値 R4	目標値				
		R6	R7	R8	R9	R10
国、県指定文化財件数	579 件	583 件	586 件	589 件		

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

- 1 部活動や地域と連携した取組などを通じた民俗芸能の保存と継承
 - ・ 将来の民俗芸能の担い手を育成するため、児童生徒の部活動などを通じた取組を推進するとともに、地域等と連携して指導環境の充実に努めます。

- ・ 民俗芸能をはじめとする文化芸術への理解を深めるため、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会及び様々な文化芸術の鑑賞会等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会など部活動を通じた取組を推進します。

2 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正及び文化財の保存と活用に向け策定した「岩手県文化財保存活用大綱」を踏まえ、市町村の文化財保存活用地域計画の作成に向けて情報提供や助言を行うとともに、現地調査等による文化財保護の取組を推進します。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護とともに、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、歴史的価値などの調査を進めながら、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。

(4) 取組にあたっての役割分担

- 1 学校は、地域と連携して、児童生徒の民俗芸能の部活動等を促進するとともに、身近な歴史や文化について理解を深めるために、地域の人々との交流を行い、博物館等の社会教育施設も積極的に活用します。
- 2 教育機関等は、伝統文化継承活動の取組実施、支援、情報発信を推進します。また、博物館等の社会教育施設の積極的な活用を図ります。
- 3 伝統文化活動団体は、伝統文化継承活動の取組実施、支援、情報発信を行います。
- 4 県教育委員会は、市町村や関係団体との連携を深めながら、県立社会教育施設の充実や、文化財の周知、保存及び公開・活用の更なる推進に取り組みます。また、市町村の文化財保存活用地域計画の作成を支援し、県と市町村が相互に協力しながら、地域の力による総合的な文化財の保存・活用と新たな文化の創造に向けて取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

具体的な推進方策	5年間の取組（工程表）				
	R6	R7	R8	R9	R10
<p>① 部活動や地域と連携した取組などを通じた民俗芸能の保存と継承</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における民俗芸能に取り組む部活動等の促進 					
	民俗芸能に取り組む部活動等の促進				
<p>② 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の文化財保存活用大綱に基づく文化財の保存・活用の推進 現地調査等による文化財の保護 有形・無形文化財の調査・指定 指定文化財の保存管理に係る指導・助言及び修理等への支援 平泉町の柳之御所遺跡の整備と活用の推進 					
	文化財保存活用大綱に基づく文化財の保存・活用の推進				
	現地調査等による文化財の保護				
	有形・無形文化財の調査・指定				
	指定文化財の保存管理に係る指導・助言及び修理等への支援				
	柳之御所遺跡の整備と活用				

議案第 47 号

いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の策定に関し議決を求めることについて
いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）を別添のとおり策定することについて、議決を求める。

令和 6 年 3 月 21 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）を別添のとおり策定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

【概要版】 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028） ～共に学び、共に育つ教育の推進～（案）

岩手県教育委員会

国の動向

共生社会の一員として生きられる社会の構築
インクルーシブ教育システムの理念の構築
連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
特別支援教育を担う教師の養成

目指す姿

共生社会の実現

～全ての人がお互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる地域づくり～

基本理念

「共に学び、共に育つ教育」の推進

いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）

つなぐ

～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

【主な施策】

- 「教育支援リーフレット」の活用した情報提供
- 引継ぎシートの作成・活用
- 特別支援学校等と地域企業との連携

【取組後の主な課題】

- 「教育支援リーフレット」の活用と情報提供の一層の推進
- 引継ぎシートの周知と活用の更なる推進
- キャリア教育の充実と就労に関する情報提供

いかす

～各校種における指導・支援の充実～

【主な施策】

- 特別支援教育中核コーディネーターの養成・委嘱
- 「支援が必要な幼児の育ちを促す保育ガイド」改訂版の作成・活用
- 各校種・各職種に応じた研修の実施
- 「交流籍」を活用した交流及び共同学習の充実

【取組後の主な課題】

- 各校種の特別支援教育コーディネーターの連携強化
- 通常の学級における特別支援教育の充実
- 教職員等の専門性の更なる向上のための研修の場の充実
- 「交流籍」を活用した交流及び共同学習の更なる取組推進

支える

～教育環境の充実・県民理解の促進～

【主な施策】

- 特別支援学級等の充実、釜石祥雲支援学校の新築移転
- 「岩手県立学校医療的ケア実施指針」の策定
- 県民向け公開講座、サポーター養成講座の実施

【取組後の主な課題】

- 地域等の実情に基づいた計画的な整備の検討
- 特別支援教育に関する取組の更なる周知
- 県民の理解と生涯学習の推進

キーワードごとの施策の方向性

具体的施策

★：重点施策

つなぐ

～就学前から卒業後までの一貫した支援の充実～

早期からの継続した教育支援体制の整備・充実

保護者が就学に際して必要とする情報を得ながら、幼児児童生徒への指導内容や支援方法が、就学や進学先、進級時に確実に引き継がれることを目指す。

卒業後を見据えた支援の充実

児童生徒が、卒業後を見据えた学習を積み重ね、進路実現につなげることを目指す。

- 「教育支援のためのガイドライン」の改訂と早期からの教育相談・支援
- ★引継ぎシート等による継続した支援
- 県教育支援委員会による市町村教育支援委員会への教育支援に関する助言・援助

- 就労支援ネットワーク会議等を活用した、高等学校等への情報提供
- ★各特別支援学校における地域企業との連携
- ★地域の特色を生かした特別支援学校技能認定会の実施・啓発と教育活動の充実

いかす

～各校種における指導・支援の充実～

地域資源を活用した指導・支援の充実

各校において地域資源を活用した指導・支援の改善に努めることを通して、児童生徒等が、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごすことを目指す。

多様なニーズに対応した指導・支援の充実

特別支援教育に関する専門性の向上に向けた研修を通して、児童生徒等が適切な指導と必要な支援を受けることができることを目指す。

連続性のある多様な学びの場の充実

各校・園において、交流及び共同学習の推進が、共生社会の形成に向けた経験を広げたり、社会性や豊かな人間性、多様性を尊重する心を育てたりすることを目指す。

- ★地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援
- 複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等
- ★特別支援教育エリアコーディネーターの支援体制整備

- ★高等学校における指導・支援の研究
- 各校種の実情やニーズに応じた研修
- 特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修
- 各障がい種特別支援学校における研究・研修の充実による授業力向上
- 特別支援教育コーディネーター研修

- すべての校種における交流及び共同学習
- 特別支援学校と小・中・義務教育学校、高等学校との交流人事促進

支える

～教育環境の整備・充実・県民理解の促進～

多様なニーズに対応した教育諸条件の整備・充実

児童生徒等が、それぞれの学びの場で教育的ニーズに応じた学習内容に取り組むことを目指す。

共生社会の形成に向けた県民の理解促進

特別支援教育等に関して関心や理解を示し、特別支援教育の推進を支える県民が増えることを目指す。

- 特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備推進
- ★特別支援学校の整備推進
- ★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用
- ★医療的ケア児に係る看護職員の配置

- ★県民向け公開講座
- ★特別支援教育サポーター養成
- 卒業後の生涯学習（余暇活動含む）の充実に向けた情報提供

いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）（最終案）

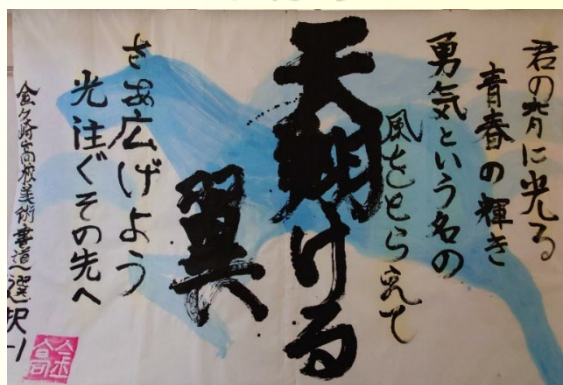
～「共に学び、共に育つ教育」の推進～

<つなぐ>



造形：「わたしのともだち」

<いかす>



書道：「天翔ける翼」

<支える>



写真：岩手県立釜石祥雲支援学校 新校舎

令和6年3月

岩手県教育委員会

はじめに

特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであるとともに、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもので、我が国の現在および将来の社会にとって重要な意味を持っているものとされています。

本県では、特別支援教育推進の基本的な方向を示す「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」を平成31年3月に策定し、各市町村における早期からの支援体制の整備、地域資源を活用した指導・支援の充実、多様なニーズに対応した指導・支援の充実、共生社会の形成に向けた県民の理解等に向けて取り組んできました。

また、東日本大震災津波の経験や教訓を学びに変え、すべての公立学校で取り組んでいる、「いわての復興教育」に示されている「仲間とのつながり」や「地域とのつながり」等は、特別支援教育の推進によって目指す共生社会の実現にも通じるものです。

今般策定いたしました、「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」は、こうした動向を踏まえるとともに、「いわて県民計画（2019～2028）」、「岩手県教育振興計画（2024～2028）」との整合性を図りながら、外部有識者等によって構成された「岩手県発達障がい者整備検討・広域特別支援連携協議会」での議論、教育関係者や保護者約1,700名を対象としたアンケート調査、パブリックコメント等を通じた様々な御意見を基に、本県の特別支援教育の現状や方向性を整理した上で、令和6年度から5年間における具体的な施策を示したものです。

本推進プランは、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を踏まえて、現行推進プランの「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードによる施策の方向性を継承しつつ、早期からの教育支援体制の充実、卒業後を見据えた支援の充実、地域資源等を活用した指導・支援の充実、多様なニーズに対応した指導・支援の充実、連続性のある多様な学びの場の充実、多様なニーズに対応した教育諸条件の充実、共生社会の形成に向けた県民の理解促進等に取り組み、本県の特別支援教育の基本理念である「共に学び、共に育つ教育」のさらなる推進につなげていくものです。

岩手県教育委員会は、本推進プランを着実に推進し、すべての人がお互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会の実現を目指し、各施策に取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解、御支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一男

目次

I 新しい「いわて特別支援教育推進プラン」の基本的な考え方

- 1 特別支援教育に関する推進プラン等の概要と国の動向・・・1
(1) 特別支援教育に関する推進プラン等の概要
(2) 国の動向
- 2 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の基本的な考え方・・・3

II いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）

- 1 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の具体的施策の概要・・・4
- 2 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の施策の具体的な展開・・・5

つなぐ ～就学前から卒業後までの一貫した支援の充実～

- (1) 早期からの継続した教育支援体制の整備・充実・・・5
- (2) 卒業後を見据えた支援の充実・・・7

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

- (1) 地域資源を活用した指導・支援の充実・・・8
- (2) 多様なニーズに対応した指導・支援の充実・・・10
- (3) 連続性のある多様な学びの場の充実・・・13

支える ～教育環境の整備・充実・県民理解の促進～

- (1) 多様なニーズに対応した教育諸条件の整備・充実・・・14
- (2) 共生社会の形成に向けた県民の理解促進・・・16

別添

- 1 いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）による成果と課題・・・17
- 2 いわて県民計画第2期アクションプランにおける特別支援教育に係る指標・・・25



オブジェ：「色と光のシンフォニー」



工作：「龍」

I 新しい「いわて特別支援教育推進プラン」の基本的な考え方

1 特別支援教育に関する推進プラン等の概要と国の動向

(1) 特別支援教育に関する推進プラン等の概要

これまでの特別支援教育に関する推進プランの概要や策定の背景等を以下に示します。

◇「特別支援教育の推進について（通知）」※¹

文部科学省初等中等教育局長通知（H19）

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

◇「岩手県における今後の特別支援教育の在り方」

岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会※²（H20）

【基本理念】

「共に学び、共に育つ教育」の推進

【特別支援教育の目指す姿】

- ▶ 身近な地域において、一人一人の教育的ニーズに応じる教育
- ▶ 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが自己実現できる教育
- ▶ 幼児期からの継続的・系統的な教育

◇「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（H23）」

【目的】

障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら、心豊かに主体的に生活することができる（共に学び共に生きる）地域づくり

◆「いわて特別支援教育推進プラン【平成25年度～平成30年度】（H25）」

【主な施策】

- ・ 県就学指導委員会の機能改善
- ・ 重度重複障がいや通常の学級等に係る研究

◆「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）（H31）」※以下「前推進プラン」

前推進プランは、「いわて県民計画」、「岩手県教育振興計画」の基本目標及び政策推進の基本方針や、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」※³の趣旨を踏まえ、県教育委員会等における他の計画との整合性を図りながら平成31年3月に策定したものであり、令和5年度が完結年度となっています。

そこで、新たに今後の本県特別支援教育の方向性を示す「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」（以下「新推進プラン」という。）を策定し、特別支援教育の取組を推進することにより、すべての人がお互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会※⁴の実現を目指します。

※¹ 特別支援教育の推進について（通知）：特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、各学校において行う特別支援教育の基本的な考え方、留意事項を示したもの。

※² 岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会：障がい児（者）の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援の推進を図るため、関係機関との連携と必要事項の検討を行う組織。令和5年度より「岩手県発達障がい者整備検討・広域特別支援連携協議会」に名称変更。

※³ 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」：障がいについての理解の促進と障がいのある人に対する不利益な取り扱いの解消に関して、基本理念や県等の責務、役割等を定めた条例。平成22年12月に制定。

※⁴ 共生社会：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある方々等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

(2) 国の動向

前推進プラン策定後、我が国においては、令和3年1月に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」※⁵において、「障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す」という基本的な考え方が示されました。

また、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」※⁶においては、「障害のある子供の学びの場の整備・連携強化」、「特別支援教育を担う教師の専門性の向上」、「関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」等、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進するための基本的な考え方が示されています。

令和3年6月の「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」※⁷では、就学をはじめとする必要な支援を行う際の基本的な考え方や、医療的ケア児※⁸の受け入れに際し、就学に関わる関係者の全てが、理解しておくべき基本的な考え方が示されました。

同年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」※⁹が施行され、安心して子どもを生き育てることができる社会の実現を目指す取組についても進められてきているところです。

令和4年3月の「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」※¹⁰では、学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備することや採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験する等の方策が示されました。

また、令和5年3月の「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」※¹¹では、令和4年9月の障害者権利委員会対日審査における総括所見等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念の更なる実現に向けて、特別支援教育に関する校内支援体制の充実、通級による指導の充実、特別支援学校の専門性を活かした取組等を中心に検討を進め、その方向性が示されました。



メタル アース
レリーフ：「Metal Earth」



絵画：「原敬生家」

※⁵ 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」：医療や福祉との連携の推進、障がい者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について、検討を行うための有識者会議。

※⁶ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）：特別支援教育においては、「幼児教育、義務教育、高等学校教育の全ての教育段階において、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」や、今般の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の改正も踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要である」とされている。

※⁷ 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」：障がいのある子供の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、障がいのある子供やその保護者、市区町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方を記載している。

※⁸ 医療的ケア児：経管栄養やたんの吸引など、日常生活において必要とされる医療的ケアを受けている児童生徒等。

※⁹ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」：医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的で作られた法律。

※¹⁰ 「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」：特別支援教育を担う教師の養成の在り方等について検討を行うことを目的として設置された有識者によって構成される会議。

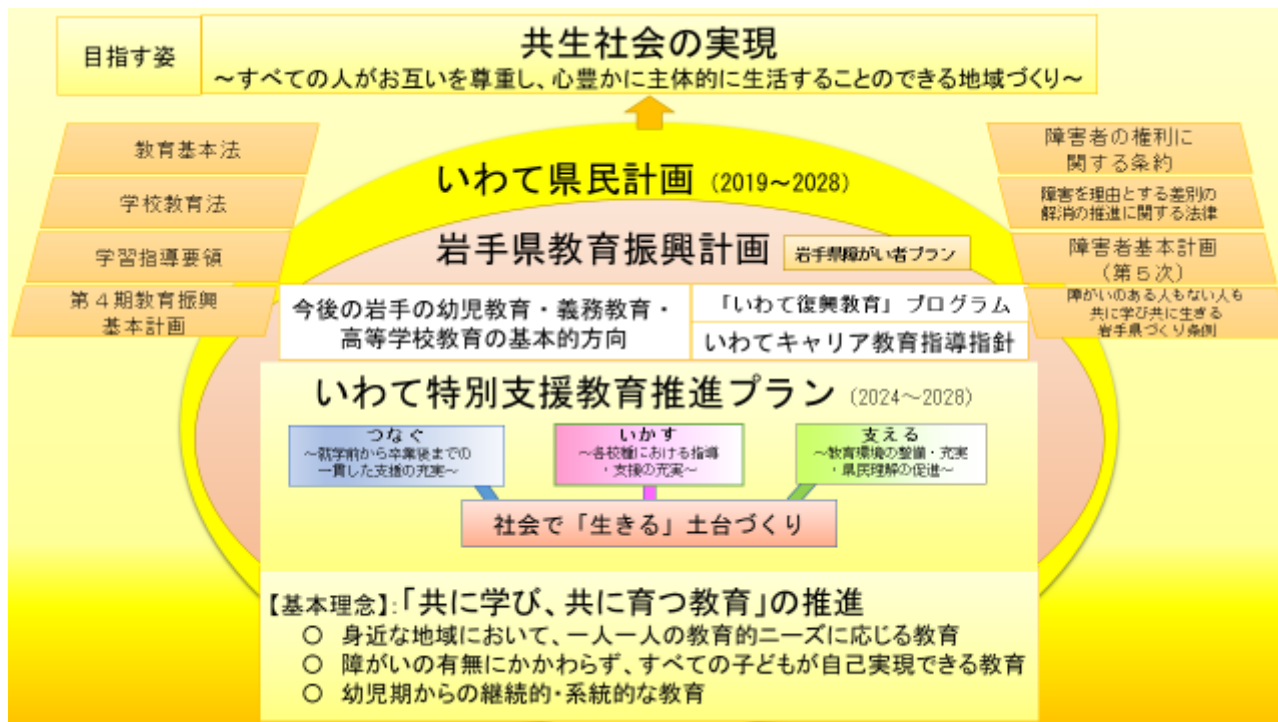
※¹¹ 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」：障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援施策の在り方について外部有識者の協力を得て検討した会議。

2 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の基本的な考え方

新推進プランにおいては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を踏まえ、これまでの推進プランを継承し、基本理念を「共に学び、共に育つ教育」の推進とともに、すべての人がお互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することのできる地域づくりを図ることで、共生社会の実現を目指していきます。

新推進プランは、現推進プランと同様に国の動向や本県の特別支援教育に関する課題等を踏まえた上で、子供たち一人一人が社会で「生きる」土台づくりとなるよう、「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードに基づく施策の方向性と具体的施策により構成しています。また、実行性のある計画となるよう、キーワードごとに施策の方向性に基づく目指す姿を設定し、その実現に向けて具体的施策を推進していきます。

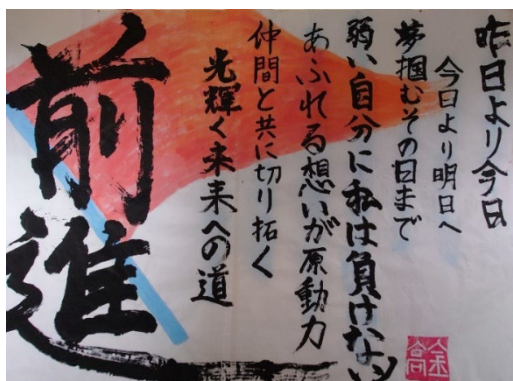
新推進プランは、「いわて県民計画」、「岩手県教育振興計画」の基本目標及び政策推進の基本方針や、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の趣旨を踏まえるとともに、「岩手県障がい者プラン」や、県教育委員会等における他の計画との整合性を図りながら取組を進めていきます。



【図】 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の基本的な考え方の概念

新推進プランは、概ね10年後を見据えながら、令和6年度（西暦2024年）から令和10年度（西暦2028年）までの5年計画とし、代表的な指標と目標値の設定・評価により進捗状況を把握し、各施策の方向性として設定する目指す姿に迫っているかについて評価します。

なお、特別支援教育に関する国内外の動向、現状や課題の変化等によって、新推進プランの実行期間内であっても必要に応じた見直しを行います。



書道：「前進」

Ⅱ いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）

1 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の具体的施策の概要

★：重点施策

つなぐ
一貫した支援の充実
就学前から卒業後までの

早期からの継続した教育支援体制の整備・充実

早期からの継続した教育支援体制の整備・充実

- 「教育支援のためのガイドライン」の改訂と早期からの教育相談・支援
- ★引継ぎシート等による継続した支援
- 県教育支援委員会による市町村教育支援委員会への教育支援に関する助言・援助

卒業後を見据えた支援の充実

進路・就労支援の充実

- 就労支援ネットワーク会議等を活用した、高等学校等への情報提供
- ★各特別支援学校における地域企業との連携
- ★地域の特色を生かした特別支援学校技能認定会の実施・啓発と教育活動の充実

諸記録の作成・活用による状況確認と共有化

- ★引継ぎシート等による継続した支援

いかに
指導・支援の充実
各職種における

地域資源を活用した指導・支援の充実

特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援

- 継続型訪問支援・随時相談支援を活用した指導・支援
- ★地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援

地域の特別支援学級等の充実

- 複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等
- 特別支援教育エリアコーディネーターによる関係者等の連絡・調整・研修支援・支援体制整備
- 特別支援教育エリアコーディネーターの配置・運用
- ★特別支援教育エリアコーディネーターの支援体制整備

関係機関と連携した協議等の充実

- 各分野の関係者による意見交換や情報共有を図る協議の場の設置

多様なニーズに対応した指導・支援の充実

各校種の特別支援教育の推進

- 幼児期における教育上特別な支援を必要とする幼児への指導・支援
- 小・中・義務教育学校における教育上特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援
- ★高等学校における指導・支援の研究
- 特別支援学校における児童生徒への指導・支援
- 多様性を前提とした学級経営、教科教育と特別支援教育の融合

教職員等の専門性の向上

- 公立小・中・義務教育学校管理職研修、○高等学校管理職研修
- 市町村教育委員会指導主事等研修
- 各校種の実情やニーズに応じた研修
- 特別支援学校教員、特別支援学級・通級による指導担当教員等研修
- 特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修
- 各障がい種特別支援学校における研究・研修の充実による授業力向上
- 特別支援学校教員教科等研修
- 国立特別支援教育総合研究所への派遣研修
- 特別支援教育コーディネーター研修

連続性のある多様な学びの場の充実

交流及び共同学習の充実

- すべての校種における交流及び共同学習

連続性のある多様な学びの場の充実

- 特別支援学校と小・中・義務教育学校、高等学校との交流人事促進

支える
教育環境の整備・充実
・県民理解の促進

多様なニーズに対応した教育諸条件の整備・充実

小・中・義務教育学校等における教育諸条件の整備・充実

- 特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による設置

高等学校等における教育諸条件の整備・充実

- 特別支援教育支援員等の総合的観点による配置

特別支援学校における教育諸条件の整備・充実

- ★特別支援学校の整備推進
- ★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用
- 医療との連携による多様な学びの場の保障
- ★医療的ケア児に係る看護職員の配置
- 専門家を活用した指導・支援の充実
- 専門家の活用

共生社会の形成に向けた県民の理解促進

共生社会の形成に向けた県民の理解促進

- ★県民向け公開講座
- ★特別支援教育サポーター養成
- スポーツ活動を通じた生きがいがづくり、地域とのつながりがづくり
- 文化芸術活動を通じた生きがいがづくり、地域とのつながりがづくり
- 卒業後の生涯学習（余暇活動を含む）の充実に向けた情報提供

2 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の施策の具体的な展開

つなぐ ～就学前から卒業後までの一貫した支援の充実～

【「つなぐ」目標指数】 早期からの教育相談・支援体制が整備されてきていると感じる保護者の割合	現状値 (2022)	目標値 (2028)	【目標値の考え方】 前推進プランの「つなぐ」の目標値 91.0%になることを目指す。
	79.0%	91.0%	

(1) 早期からの継続した教育支援体制の整備・充実

就学前から卒業後までの一貫した支援の充実のためには、本人及び保護者に対して十分な情報提供をした上での、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した教育支援体制の整備・充実を図る必要があります。

新推進プランにおいても引き続き、就学前、及び、就学移行期に焦点を当てた具体的施策を展開し、早期からの継続した教育支援体制の整備・充実につなげていきます。

<目指す姿>

- ・教育上特別な支援を必要とする幼児の保護者が、就学に際して必要とする情報を得ながら、適切な就学先の決定につなげることができる。
- ・教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導内容や支援方法が、進級や進学先等に引き継がれる。

<進捗状況確認指標>

引継ぎシート等を活用して、継続して支援を行っている学校の割合

現状 (2022)	目標値 (2028)
100%	100%を維持

具体的施策 ★：重点施策 <実施単位>

早期からの継続した教育支援体制の整備・充実

○「教育支援のためのガイドライン」の改訂と早期からの教育相談・支援

<県（学教）>

- ・「教育支援のためのガイドライン」の改訂と早期からの教育相談・支援
- ・市町村教育支援担当者への「教育支援のためのガイドライン」の理解促進
- ・教育支援に関する各市町村及び特別支援学校への助言・援助

<市町村>

- ・教育支援に係るリーフレット等の作成・活用による、就学に関する保護者への事前の情報提供・教育支援
- ・就学後の合理的配慮や学びの場等の継続した検討・調整

★引継ぎシート等による継続した支援

＜市町村、幼、小、中、高、特、医療、福祉＞

- ・各市町村において引継ぎシート※¹²等を活用した継続した支援
 - ※ 市町村が独自に取り組んでいる場合（例 宮古圏域のPASS、盛岡市の就学支援シート）は、市町村の取組によるものでよい。
- ・中学校段階から高等学校段階への引継ぎシート等を活用した継続支援
 - ※ 中学校段階から高等学校段階への引継ぎについては、必ず引継ぎシートを活用することとし、必要に応じて市町村の取組を加えてもよい。
- ・関係機関（医療機関、相談機関、福祉関係機関等）との情報共有
 - ※ 医療機関や放課後等デイサービス等の関係機関と情報を共有するために、引継ぎシートを活用することも可能であることの周知と活用の促進を図る。

○県教育支援委員会による市町村教育支援委員会への教育支援に関する助言・援助

＜県（学教）、特＞

- ・県教育支援委員会調査員※¹³による、各市町村教育支援状況の確認、県教育支援委員会への報告、市町村教育支援委員会への運営支援
- ・県教育委員会学校教育室や就学支援アドバイザー※¹⁴による、市町村教育委員会への教育支援に関する助言・援助



共同制作：「しゃくなげの食卓」



造形：「オータムリース」

※¹² 引継ぎシート：支援の必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、児童生徒の状況を保護者や関係機関で情報共有し、継続した一貫性のある指導・支援を組織的・計画的に行うこと、進学時の引継ぎに対する保護者の不安を取り除くことなどを目的に作成されるもの。進学先の学校等において、適切な指導と必要な支援をスタートさせるための重要なツールとして活用するもの。

※¹³ 県教育支援委員会調査員：県教育支援委員会に置く、専門的事項を調査する者。特別支援教育エリアコーディネーターが任命されている。

※¹⁴ 就学支援アドバイザー：各市町村教育委員会において、特別な支援を必要とする幼児等の就学に関する相談や、学びの場の調整・決定・変更の就学支援が円滑に進むことができるように、就学支援ファイルや引継ぎシートの作成・活用、市町村教育委員会の運営への助言を行う。

(2) 卒業後を見据えた支援の充実

就学前から卒業後までの一貫した支援の充実のためには、生徒一人一人が自己の進路や職業を主体的に選択し、決定できるために必要な資質・能力の育成とその取組を引継ぐことなどについても必要です。

そこで、新推進プランにおいては、地域や企業、関係機関とのつながりを生かすとともに、卒業後を見据えた進路・就労支援、学校や企業との情報共有による具体的な施策を展開し、卒業後の自立と社会参加を見据えた支援の充実につなげていきます。

<目指す姿>

- ・教育上特別な支援を必要とする児童生徒が、卒業後を見据えた学習を積み重ね、進路実現につながる。

<進捗状況確認指標>

いわて特別支援学校就労サポーター制度登録企業数

現状 (2022)	目標値 (2028)
127 企業	163 企業

具体的施策 ★：重点施策 <実施単位>

進路・就労支援の充実

○就労支援ネットワーク会議等を活用した、高等学校等への情報提供

<特>

- ・就労支援ネットワーク会議※¹⁵に関する周知・運営
- ・高等学校等に対して就労支援に関する情報の提供

<県（商工）>

- ・県内就業・キャリア教育コーディネーター及び就業支援員による支援
- ・各障がい者就業・生活支援センターによる支援
- ・地域若者サポートステーションによる支援

★各特別支援学校における地域企業との連携

<県（学教、商工）>

- ・いわて特別支援学校サポーター制度※¹⁶登録企業の周知・表彰

<県（商工）>

- ・学校卒業予定者を対象とした障がい者委託訓練等の実施
- ・インターンシップの受け入れ

<特、県民>

- ・特別支援学校と企業との連携協議会※¹⁷の充実

★地域の特色を生かした特別支援学校技能認定会の実施・啓発と教育活動の充実

<特>

- ・地域の特色を生かした特別支援学校技能認定会※¹⁸の地域企業への啓発
- ・地域の特色を生かした特別支援学校技能認定会の実施を踏まえた、教育活動の改善

諸記録の作成・活用による状況確認と共有化

★引継ぎシート等による継続した支援 ※再掲

※¹⁵ 就労支援ネットワーク会議：県内 10 地区に設置されており、特別支援学校とハローワーク、市町村保健福祉課、広域振興局、福祉事業所等が構成メンバーとなり、特別支援学校高等部生徒や卒業生の就労・生活状況に係る情報交換を行う。

※¹⁶ いわて特別支援学校サポーター制度：特別支援学校高等部に在籍する生徒の就業体験等の受け入れ支援を行っている企業を県民に広く周知するとともに、長期にわたり継続して支援をいただいている企業に対して、知事から感謝状を贈呈することにより、特別支援学校と企業との連携強化、継続的な支援による長期的な見通しをもった進路指導や雇用の機会の拡大を図ることを目的とするもの。

※¹⁷ 特別支援学校と企業との連携協議会：地域の事業所・企業に特別支援学校や障がいのある生徒への理解促進・就労への協力を得るために、地域の特別支援学校と地域企業が情報交換を行う。

※¹⁸ 特別支援学校技能認定会：特別支援学校高等部生徒の働くために必要な態度や技能、意欲などの向上を図るとともに、企業や関係機関の生徒理解や実習及び雇用機会の拡大を図るために実施する認定会。

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

【「いかす」目標指数】 幼稚園等、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、計画的な指導・支援を行っていると感じる保護者の割合	現状値 (2022)	目標値 (2028)	【目標値の考え方】 前推進プランの「いかす」の目標値 94.0%になることを目指す。
	86.6%	94.0%	

(1) 地域資源を活用した指導・支援の充実

各校種における指導・支援の充実のためには、各校において特別支援教育を主体的に推進していくことを前提としながら、地域における関係機関と連携を図り、指導・支援の方向性を定めつつ、日々改善に努めていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、特別支援学校や福祉機関との連携、各校種における特別支援教育体制への支援、相談体制の整備等に焦点を当てた具体的施策を展開し、地域資源を活用した指導・支援の充実につなげていきます。

<目指す姿>

- ・各校において地域資源を活用した指導・支援の改善に努め、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことにつなげようとしている。

<進捗状況確認指標>

教育上特別な支援を必要としている児童生徒が在籍している学校で、学校が特別支援教育エリアコーディネーターや特別支援教育中核コーディネーター、特別支援学校のセンター的機能等の活用が必要と判断し、実際に活用して指導・支援の改善を行っている学校の割合

現状 (2022)	目標値 (2028)
新規	100%

具体的施策 ★：重点施策 <実施単位>

特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援

○継続型訪問支援・随時相談支援を活用した指導・支援

<特>

- ・小・中・義務教育学校のすべての学級を対象とした継続型訪問支援の実施
- ・すべての校種への随時相談支援の実施

<幼、小、中、高>

- ・適時性・継続性等の視点による段階的な支援の実施

(例 校内での一次支援、近隣校や関係教育委員会等による二次支援、特別支援学校による三次支援)

★地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援

<県(学教)、教事、市町村、特>

- ・特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等の実施
- ・特別支援教育中核コーディネーター^{※19}の養成・委嘱・活用事例の周知
- ・特別支援教育中核コーディネーターによる授業や研究等の支援、特別支援教育担当者との相談
- ・特別支援教育中核コーディネーター業務推進連絡会の実施

※¹⁹ 特別支援教育中核コーディネーター：各市町村教育委員会からの推薦により、各教育事務所長から委嘱される者。県内4地区における特別支援教育コーディネーター連絡会において、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携を図りながら、地域の特別支援教育の推進のための協議や研修を行う。所属校における本務との調整を図りながら地域内における特別支援教育に関する授業・研究等の支援や特別支援教育担当との相談を行う。地域における特別支援教育の推進的役割を担う。

< 県（学教） >

・ 特別支援教育中核コーディネーターを対象とした研修会等の実施

	2024	2025	2026	2027	2028
◆特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等の実施					→
◆特別支援教育中核コーディネーター業務推進連絡会の実施					→

地域の特別支援学級等の充実

○複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等

< 市町村、小、中 >

- ・ 中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした地域内の複数校の特別支援学級における授業交流・研修等の実施
- ・ 指導教諭や特別支援教育中核コーディネーター、特別支援学校教員等の活用

特別支援教育エリアコーディネーターによる関係者等の連絡・調整・研修支援・支援体制整備

○特別支援教育エリアコーディネーターの配置・運用

< 県（学教、教職）、教事、特 >

- ・ 特別支援教育エリアコーディネーター^{※20}の配置・運用
- ・ 事例の見立て、個や集団へのかかわり等に関して専門性を有する教員等の活用

★特別支援教育エリアコーディネーターの支援体制整備

< 特 >

- ・ 小・中・義務教育学校、高等学校への教科学習を含めた随時相談体制構築のため、盛岡教育事務所管内の特別支援教育エリアコーディネーター所属校を知的障がい特別支援学校の盛岡みたけ支援学校から病弱特別支援学校の盛岡青松支援学校へ変更

関係機関と連携した協議等の充実

○各分野の関係者による意見交換や情報共有を図る協議の場の設置

< 県（学教、保福） >

- ・ 「発達障がい者支援体制整備検討・広域特別支援教育連携協議会」、「障がい者関係団体との意見交換会」等の設置・運営
- ・ 各市町村が設置する関係機関と連携した協議の場への助言・援助



絵画：「虎」

※²⁰ 特別支援教育エリアコーディネーター：平成22年度から、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専任化を実施しており、各教育事務所管内の地域に設置されている特別支援学校のうち1校に、各1名配置している。

(2) 多様なニーズに対応した指導・支援の充実

各校種における指導・支援の充実のためには、学習指導要領の趣旨や、それぞれの学びの場の特性を理解した上で、幼児児童生徒一人一人を見取り、教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導と必要な支援を行っていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、学習指導要領等を踏まえた各校種における特別支援教育の推進、それを支える教職員の専門性の向上に焦点を当てた具体的施策を展開し、多様なニーズに対応した指導・支援の充実につなげていきます。

<目指す姿>	
・各教職員の学習指導要領の趣旨理解や、特別支援教育に関する専門性向上に向けた研修により、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、個別の指導計画の活用等による適切な指導と必要な支援を受ける。	
<進捗状況確認指標>	
特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した小・中学校等及び高等学校の教員数 【累計】	
現状 (2022)	目標値 (2028)
593 名	1280 名

具体的施策 ★：重点施策 <実施単位>

各校種の特別支援教育の推進

○幼児期における教育上特別な支援を必要とする幼児への指導・支援

- <県（学教、教セ）、幼>
- ・各園や幼児の実情に応じた指導・支援の実施

○小・中・義務教育学校における教育上特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援

- <県（学教、教セ）、小、中>
- ・各校や児童生徒の実態に応じた指導・支援の実施
 - ・中学校による特別支援教育に係る進路指導の充実のための「中学校と特別支援学校高等部との進路情報交換会」※²¹の実施

2024	2025	2026	2027	2028
<ul style="list-style-type: none"> ◆「中学校と特別支援学校高等部との進路情報交換会」の検討 ◆「中学校と特別支援学校高等部との進路情報交換会の実施（沿岸南部教育事務所管内）」 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「中学校と特別支援学校高等部との進路情報交換会」の実施 			▶

※²¹ 中学校と特別支援学校高等部との進路情報交換会：特別支援学校高等部での生活や学習内容、卒業後の進路等に関して、中学校進路担当者との情報交換を目的としたもの。

★高等学校における指導・支援の研究

＜高、特、県（学教、教セ）＞

- ・各校や生徒の実情に応じた指導・支援の実施
- ・高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への支援の充実に向けたリーフレットの作成

2024	2025	2026	2027	2028
<ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への支援の充実に向けたリーフレットの作成（校内支援体制充実） ◆「通級による指導」、相談支援等の事例共有 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への支援の充実に向けたリーフレットの作成（進路支援体制充実） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への支援の充実に向けたリーフレットの普及（校内支援体制充実、進路支援体制充実） 		

- ・「通級による指導」実施校における推進と、特別支援学校による相談支援等の実施

○特別支援学校における児童生徒への指導・支援

- ・各障がい種や児童生徒の実情に応じた指導・支援の実施

○多様性を前提とした学級経営、教科教育と特別支援教育の融合

＜県（学教、教セ）、小、中、高、特＞

- ・学級経営、授業づくりに関する資料作成、実践事例の周知
- ・ICT機器（タブレット型端末）を活用した実践的・効果的な授業の展開や授業改善の推進
- ・ICT機器（タブレット型端末）を活用した授業の在り方や授業実践に係る情報交換・取組の共有等に関する校内研修会の実施
- ・ICT機器（タブレット型端末）実践事例集の作成
- ・音声教材^{※22}等の活用内容や実践事例の周知

教職員等の専門性の向上

○公立小・中・義務教育学校管理職研修

○高等学校管理職研修

＜県（教職、学教）、教事、市町村、研団＞

- ・管理職研修に特別支援教育の内容の組み入れ
- ・岩手県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会^{※23}、岩手県特別支援教育研究会、岩手県高等学校長協会等との連携による研修の実施

○市町村教育委員会指導主事等研修

＜県（学教）、教事、市町村、特＞

- ・指導主事会議を活用した研修の機会の設定
- ・市町村教育支援担当者研修会の実施
- ・市町村教育委員会指導主事等による特別支援教育コーディネーター連絡会への参加

○各校種の実情やニーズに応じた研修

＜県（学教、保福）、医療、幼、小、中、高、特＞

- ・総合教育センターや特別支援学校による、特別支援教育や教育相談等の研修の実施
- ・各校の実情に応じた特別支援教育に係る校内研修の実施
- ・福祉・医療機関等と協働した研修会の実施

※²² 音声教材：通常の検定教科書で使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット端末等を活用して学習する教材。教科書バリアフリー法に基づき、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し、ボランティア団体等が製作している。文部科学省から委託を受けた団体が調査研究を行い、音声教材を製作し、読み書きが困難な児童生徒に提供している。

※²³ 岩手県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会：特別支援学級や通級による指導教室を設置している小・中・義務教育学校の校長により組織されている協議会。管理運営に関する調査研究、特別支援教育並びに特別支援教育一般について研修活動を主な事業としている。

○特別支援学校教員、特別支援学級・通級による指導担当教員等研修

<県（教職、学教、教セ）、幼、小、中、高、特、研団、大学>

- ・特別支援教育に関する免許認定講習受講推進
- ・大学や各障がい種連絡会と連動した障がい種別専門研修の実施
- ・通級による指導担当教員養成講座の継続実施
- ・ことばの教室担当教員の専門性向上のための講義動画の作成
- ・教育相談コーディネーター養成研修を活用した、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育エリアコーディネーター、高等学校における通級による指導担当教員等の養成

○特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修

<県（学教、教セ）、小、中、高>

- ・特別支援教育担当認定制度^{※24}の継続

○各障がい種特別支援学校における研究・研修の充実による授業力向上

<県（学教、教セ）、特>

- ・特別支援学校公開授業研究会の実施
- ・特別支援学校OJT^{※25}による自立活動・教科教育指導力向上

○特別支援学校教員教科等研修

<県（学教、保体、生文、教セ）、特>

- ・ステージアップ研修における教科等に関する内容の充実
- ・総合教育センターにおける希望研修、公開研修の積極的な活用
- ・スポーツ・文化芸術活動の充実に向けた研修会の実施

○国立特別支援教育総合研究所への派遣研修

<県（学教、教職）、小、中、高、特>

- ・国立特別支援教育総合研究所における各障がい種別専門研修への派遣

○特別支援教育コーディネーター研修

<県（学教、教職）、幼、小、中、高、特>

- ・特別支援学校や総合教育センターを活用した研修会の実施
- ・各校における伝達講習会の実施



造形：「ホホジロザメ」



造形：「海の生き残りサバイバル」

※²⁴ 特別支援教育認定制度：特別支援教育新任担当教員研修講座、特別支援教育2年目研修講座、特別支援教育3年目研修講座による継続型研修を活用し、経験年数や実績等を加味しながら、特別支援教育担当A級・S級、特別支援教育SVを認定する。

※²⁵ OJT：On the Job Trainingの略。日常の職務を通じた能力向上を意味する。学校現場においては、校内の既存の取組を活用しながら「効率よく教え合い学び合う仕組み」を充実させ、個々の教員の資質能力を高めていくことが期待される。

(3) 連続性のある多様な学びの場の充実

各校種における指導・支援の充実のためには、学級や幼児児童生徒一人一人の目標を明確にしながら交流及び共同学習を推進し、障がいのある児童生徒等にとっても、障がいのない児童生徒にとっても、共生社会の形成に向けた経験の拡充や、社会性や豊かな人間性、多様性を尊重する心を育むことが大切な視点です。

そこで、新推進プランにおいては、児童生徒等へのねらいを明確にした上で、各校種に応じた取組に焦点を当てた具体的施策を展開し、交流及び共同学習の充実につなげていきます。

<目指す姿>

- ・各園・校において、交流及び共同学習を推進することにより、幼児児童生徒が共生社会の形成に向けた経験を広げたり、社会性や豊かな人間性、多様性を尊重する心を育てたりする。

<進捗状況確認指標>

「交流籍」の活用や学校間交流等により交流及び共同学習を実施した特別支援学校の児童生徒の割合（％）

現状（2022）	目標値（2028）
66.0％	78.0％

具体的施策 ★：重点施策 <実施単位>

交流及び共同学習の充実

○すべての校種における交流及び共同学習

幼稚園・認定こども園・保育所

<県（学教、教セ）、幼、特>

- ・特別支援学校に通学する幼児と近隣幼稚園等の幼児との交流及び共同学習の継続支援
- ・研修会等における交流及び共同学習の事例周知

小・中学校・義務教育学校

<県（学教）、市町村、小、中、特>

- ・「交流籍※²⁶」を活用した交流及び共同学習の円滑な実施
- ・児童会・生徒会主体による取組事例や、中学校段階における取組事例の周知・推進

高等学校

<県（学教、教セ）、特>

- ・特別支援学校の近隣高等学校との交流及び共同学習の継続支援
- ・スポーツ活動を通じた交流及び共同学習の実施
- ・文化芸術活動を通じた交流及び共同学習の実施

連続性のある多様な学びの場の充実

○特別支援学校と小・中・義務教育学校、高等学校との交流人事促進

<県（教職、学教）、教事、市町村>

- ・各校種における特別支援教育、教科等指導、学級経営等の向上につなげる交流人事

※²⁶ 交流籍：特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげる。また、特別支援学校分教室が設置されている市町村の小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒の教育的ニーズに応じた交流及び共同学習を継続的に実施し、地域における連続性のある多様な学びを保障するとともに、特別支援学校分教室の職員が、小・中・義務教育学校等の職員と日常的にかかわりあいながら、それぞれの教育活動を充実させ、「共に学び、共に育つ教育」「地域に根差す特別支援学校分教室」の一層の充実を図る。

支える ～教育環境の整備・充実・県民理解の促進～

【「支える」目標指数】 共生社会の形成に向けた県民の理解と協力が進んできていると感じる保護者等の割合	現状値 (2022)	目標値 (2028)	【目標値の考え方】 前推進プランの「支える」の目標値 77.0%になることを目指す。
	71.1%	77.0%	

(1) 多様なニーズに対応した教育諸条件の整備・充実

特別支援教育を推進するためには、多様なニーズを把握しながら、総合的観点による教育環境の検討を行ったうえで整備・充実させていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、多様な学びの場、専門家、医療との連携、医療的ケア児への対応に焦点を当てた具体的施策を展開し、多様なニーズに対応した教育環境の整備・充実につなげていきます。

なお、特別支援学校における教育諸条件については、令和3年5月に策定した特別支援学校再編整備計画を具体的に進めていくものとします。

<目指す姿>

- ・教育上特別な支援を必要とする児童生徒が、それぞれの学びの場で教育的ニーズに応じた学習内容に取り組む。

<進捗状況確認指標>

県立学校における医療的ケアが必要な児童生徒が、医療的ケア看護職員による医療的ケアを受けた割合 (%)

現状 (2022)	目標値 (2028)
100%	100%を維持

具体的施策 ★：重点施策 <実施単位>

小・中・義務教育学校等における教育諸条件の整備・充実

○特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備推進

<県(教職、学教)、市町村、小、中、高>

- ・特別支援学級・通級指導教室の整備推進
- ・市町村教育委員会等による特別支援学級及び通級指導教室の教育課程編成支援

高等学校等における教育諸条件の整備・充実

○特別支援教育支援員等の総合的観点による配置

<県(学教)、高>

- ・高等学校等への特別支援教育支援員等の配置
- ・特別支援教育支援員等の研修実施

特別支援学校における教育諸条件の整備・充実

★特別支援学校の整備推進

<県(学教、教職、教企)>

- ・特別支援学校整備計画(令和3年度～令和10年度)の推進
- ・特別支援学校の整備に関する課題の整理と方針の検討

★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用

<県(学教、教職)、市町村、小、中、特>

- ・地域型特別支援学校分教室の推進
- ・特別支援学校分教室連携推進連絡会^{※27}の開催
- ・「交流籍」を活用した交流及び共同学習の円滑な実施 ※再掲

※²⁷ 特別支援学校分教室連携推進連絡会：特別支援学校分教室設置校が、それぞれの分教室運営や教育活動、併設校との連携について共有し、今後の分教室運営を充実させ、「共に学び、共に育つ教育」の一層の充実を図る。

○医療との連携による多様な学びの場の保障

〈県（学教、教職）、高、特〉

- ・「長期入院高校生の教育支援（学習保障）制度」を活用した学習保障

★医療的ケア児に係る看護職員の配置

〈県（学教）、高、特〉

- ・岩手県立学校における看護職員の配置
- ・医療的ケアアドバイザーの委嘱と実施状況の視察
- ・医療的ケア研修会の開催
- ・特別支援学校における看護職員の活用事例周知

専門家を活用した指導・支援の充実

○専門家の活用

〈県（学教、教職）、市町村、小、中、高、特〉

- ・各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー※²⁸の配置
- ・県立学校へのスクールソーシャルワーカー出張相談・電話相談
- ・スクールカウンセラー※²⁹による心のケア
- ・特別支援学校における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士※³⁰等の活用
- ・各市町村における専門家等の活用事例周知



造形：「おいかけっこ」



絵画：「原敬生家」

※²⁸ スクールソーシャルワーカー：幼児児童生徒を取り巻く環境の改善に向けて、福祉機関等とのネットワークを活用して支援を行う福祉の専門家。

※²⁹ スクールカウンセラー：カウンセリングを通して、本人の抱える心の問題を改善・解決し、学校生活への適応を図る心理の専門家。

※³⁰ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等：理学療法士（PT）とは、呼吸状態や姿勢等に関する身体機能面からの評価、学校生活で可能な運動機能の改善・向上についての指導、障がいの状態に応じた椅子や机などの備品の評価、改善等を行う者。作業療法士（OT）とは、着替え、排泄、食事、道具の操作等の日常生活動作の評価及びこれらの日常生活動作を獲得するための補助具等の制作・必要性の評価、日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の制作等を行う者。言語聴覚士（ST）とは、言葉の発生・発音の評価、食べる機能の評価・改善、人工内耳を装着した児童生徒等の聞こえの評価・改善等を行う者。視能訓練士（CO）とは、弱視や斜視の視能矯正や視機能の検査を行う者。

(2) 共生社会の形成に向けた県民の理解促進

特別支援教育を推進し、共生社会を実現するためには、県民が、現在や将来の地域づくりを担うかけがえのない方々への理解を深めていくことが大切です。

そこで、新推進プランにおいては、県民を対象とした公開講座やボランティアの養成、スポーツ・文化芸術活動に焦点を当てた具体的施策を展開し、共生社会の形成に向けた県民の理解につなげていきます。

<目指す姿>

- ・特別支援教育等に関して関心や理解を示す県民が増え、特別支援教育の推進を支える。

<進捗状況確認指標>

特別支援教育サポーターの登録者数（人）

現状（2022）	目標値（2028）
356人	540人

具体的施策 ★：重点施策 <実施単位>

共生社会の形成に向けた県民の理解促進

★県民向け公開講座

<県（保福、学教）、障団、研団、県民>

- ・県民向け公開講座や広報活動の実施
- ・障がい者団体や自主研究団体等が開催する講座への後援

★特別支援教育サポーター養成

<県（学教、教セ）、特、県民>

- ・特別支援教育サポーター養成講座※³¹の開催・周知
- ・サポーター活用例の周知

○スポーツ活動を通じた生きがいづくり、地域とのつながりづくり

<県（保体、学教、教企、文ス）、小、中、高、特、障団、県民>

- ・各校種の体育連盟や競技者団体と連携した事業の実施

○文化芸術活動を通じた生きがいづくり、地域とのつながりづくり

<県（文ス、保福、学教、生文）、小、中、高、特、障団、県民>

- ・大学や芸術団体と連携した事業の実施
- ・岩手県特別支援学校作品展等の周知

○卒業後の生涯学習（余暇活動含む）の充実に向けた情報提供

<県（生文）、障福、障団>

- ・生涯学習（余暇活動含む）に関する情報発信



絵画：「みんなの笑顔」

※³¹ 特別支援教育サポーター養成講座：特別支援学校で実施する特別支援教育サポーター養成講座を修了すると、修了認定書が授与される。希望者は、岩手特別支援教育ボランティアバンクに登録することができ、学校からの養成に応じて、授業の補助や学校生活の支援を行うことができる。

1 いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）による成果と課題

いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）では、「つなぐ」、「いかす」、「支える」の三つのキーワードによる再構成を行い、具体的施策として、引継ぎシート等の活用による継続した支援や、各校種の特別支援教育の推進に係る研究、特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援、県民を対象とした特別支援教育に係る公開講座の開催の取組を展開してきました。

新推進プランの策定に当たって、現在の特別支援教育推進状況及び、教育関係者・保護者等が感じていることを把握するため、令和4年10月から11月に実施した調査（以下「策定調査」という。）によると、前推進プランの取組により、教育相談や支援体制の整備、地域資源を活用した指導・支援の充実等に一定の成果を挙げてきた一方で、今後の課題が明らかとなりました。併せて、各学校等の現状や、共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進に当たって現在の岩手県において重要なこととして感じている点についても確認することができました。

(1) つなぐ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

＜前推進プランにおける施策の方向性と具体的施策・達成状況＞

【表1】早期からの教育相談・支援体制が整備されてきていると思う保護者の割合

【「つなぐ目標指数」 早期からの教育相談・ 支援体制が整備されて きていると感じる保護 者の割合	前推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)	【目標値の考え方】 2017年調査におけ る回答者全体の肯定的 評価割合91.8%に近づ くことを目指す。
	84.3%	79.0%	91.0%	

○ 早期からの継続した教育支援体制の整備

ア 早期からの継続した教育支援体制の整備

➔ 「教育支援のためのガイドライン」に基づく早期からの教育相談・支援

市町村就学支援・保健福祉・幼児教育担当者への「教育支援のためのガイドライン」の理解促進に取り組み、市町村教育委員会においては教育支援に係るリーフレット等を活用して保護者への事前の情報提供や、教育支援を行いました。

➔ 引継ぎシート等の活用による継続した支援

学校間や学校と医療機関をつなぐ「引継ぎシート」を令和2年度に開発し、また、「引継ぎシート作成・活用ガイドブック」を作成し、活用について周知を図りました。「引継ぎシート」を活用した小学校から中学校への引継ぎ、中学校から高等学校への引継ぎは、令和3年度中学校・高等学校入学生から行っており、学校から医療・福祉機関等への引継ぎは、必要が生じた際に速やかに活用できるようにしました。

➔ 県教育支援委員会による市町村教育支援委員会への教育支援に関する助言・援助

県教育支援委員会調査員による、各市町村教育支援状況の確認、県教育支援委員会への報告、市町村教育支援委員会への運営支援や、就学アドバイザーによる、市町村教育委員会への教育支援に関する助言・援助を行いました。

【表2】教育支援リーフレット等を活用して保護者への事前の情報提供、就学支援を行っている市町村の割合

前推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
42.4%	100%	100%

○ 卒業後を見据えた支援の充実

ア 進路・就労支援の充実

➔ **就労支援ネットワーク会議を活用した、高等学校等への情報提供**

教育上特別な支援を必要とする生徒の進路・就労状況について把握し、適宜、特別支援学校が開催している就労支援ネットワーク会議への参加について各高等学校へ働きかけ、関係機関との連携、現場実習、就労支援に関する情報提供を行いました。

➔ **特別支援学校等と地域企業等との連携**

特別支援学校と企業が連携し、企業への就労を目指す生徒の働く力を育成するために、「いわて特別支援学校就労サポーター制度」を実施し、登録から5年間継続して支援に取り組んだサポーターに対して感謝状を贈呈しました。また、特別支援学校への理解促進と生徒の実習・雇用機会の向上を図るために「特別支援学校と企業との連携協議会」を実施しました。2022年度は9地区において実施し、112企業が参加しました。

【表3】企業との連携協議会の事業に参加した企業数

前推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
70企業	112企業	100企業

➔ **特別支援学校技能認定会を活用した教育活動**

各校の教育活動の成果を発表するとともに、企業・関係機関からの客観的な評価を得ながら、生徒個々の職業生活や社会生活に必要な知識・技能及び態度や意欲などの向上を図る場として、特別支援学校技能認定会を開催し、併せて、企業・関係機関への生徒理解の促進と一般就労を含めた雇用機会の拡大を図りました。2021年度からは、県内4会場に分散開催とし、より地元企業との連携を図りました。

【成果】

- 各市町村に教育支援リーフレット等を活用した情報提供等による取組により、早期からの支援や卒業後を見据えた支援が広がってきている。
- 引継ぎシートの活用により、校種間の引継ぎや、医療・福祉機関との連携等の取組が進んできている。
- 特別支援学校と企業との連携協議会や特別支援学校技能認定会の開催により、特別支援学校と地域企業とのつながりが深まってきており、企業、関係機関の生徒理解の促進につながってきている。

【課題】

- 各市町村においては、教育支援リーフレット等を活用した保護者への情報提供について、一層の周知を図り、早期からの継続した教育支援に引き続き取り組むことが必要である。
- 幼児児童生徒の特性や、取り組まれてきた指導内容や支援方法等を、引継ぎシート等を活用しながら確実に進学先に伝える取組の周知を進めることが必要である。
- 特別な支援を必要とする生徒の就労に関して、特別支援学校と企業との連携や特別支援学校技能認定会の取組を通して生徒理解の一層の推進や雇用機会の拡大に向けた取組を行うことや取組の一層の周知が必要である。
- キャリア教育の充実とともに、すべての校種の保護者に対し、特別な支援を必要とする生徒の就労に関する情報提供を進めることが必要である。

(2) いかす～各校種における指導・支援の充実～

＜前推進プランにおける施策の方向性と具体的施策・達成状況＞

【表4】幼稚園等、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、計画的な指導・支援を行っていると思う保護者等の割合

【「いかす」目標指数】 幼稚園等、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、計画的に指導・支援を行っていると感じる保護者の割合	前推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)	【目標値の考え方】 2017年調査における回答者全体の肯定的評価割合 94.1%に近づくことを目指す。
	91.7%	86.6%	94.0%	

○ 地域資源を活用した指導・支援の充実

ア 特別支援学校による地域支援

➡ 継続型訪問支援・随時訪問支援を活用した指導・支援

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教育エリアコーディネーターが、幼稚園や認定こども園、保育所、特別支援学級が設置されている小・中・義務教育学校 80 園・校を対象に、複数回、当該園・校を訪問する支援を実施しました。また、2022年度からは通常の学級も対象に含め支援を実施しました。

➡ 地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援

県内4地区において特別支援教育コーディネーター連絡会による研修会等を開催し、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと小・中・義務教育学校で委嘱を受けた特別支援教育中核コーディネーター、教育事務所と市町村教育委員会指導主事が参加しました。

また、特別支援教育中核コーディネーターの養成・委嘱を実施し、地域の学校の授業や研究等の支援、特別支援教育担当者との相談を実施しました。

【表5】特別支援教育中核コーディネーターや特別支援教育エリアコーディネーター等を活用して、指導・支援の改善に努めている市町村の割合

前推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
新規	100%	100%

イ 地域の特別支援学級等の充実

➡ 複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等

県内2地域の協力地域による実践をまとめ、県教育研究発表会での実践報告や、各市町村教育委員会等への成果物の作成・配付、各種研修会での活用を行いました。

ウ 特別支援教育エリアコーディネーターの配置による関係者等の連絡・調整支援

➡ 特別支援教育エリアコーディネーターの配置・運用

各教育事務所管内の地域に設置されている特別支援学校のうち1校に各1名の配置を継続し、各教育事務所や各市町村教育委員会特別支援教育担当者への業務の支援、関係機関や関係者との連絡・調整に関する支援、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援の充実につなげました。

エ 関係機関と連携した協議の充実

➡ 各分野の関係者による意見交換や情報共有を図る協議の場の設置

障がい保健福祉課と連携し、「発達障がい者支援体制整備検討・広域特別支援連携協議会」、「障がい者関係団体との意見交換会」等を設置し、様々な意見交換を行いました。

○ 多様なニーズに対応した指導・支援の充実

ア 各校種の特別支援教育の推進

➔ **幼児期における指導・支援の充実に係る研究**

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所指針が改訂され、全面実施3年目になったことから、平成20年度に作成した「支援が必要な幼児の育ちを促す保育ガイド」の改訂版の作成・配付、Web ページ掲載、各種研修会での周知・活用を図りました。

➔ **知的障がい教育における教育課程に関する研修**

令和元年度に総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、研究成果物の作成、Web ページ掲載、各種研修会での周知・活用を図りました。

➔ **小・中・義務教育学校における自立活動に係る研究**

令和2年度に総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、研究成果物の作成、Web ページ掲載、各種研修会での周知・活用を図りました。

➔ **高等学校における教育上特別な支援を必要とする生徒への指導・支援**

平成29・30年度に総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、研究成果物の作成・Web ページ掲載、各種研修会での周知・活用を図りました。また、高等学校特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施し、望ましい校内体制や対応の理解を深めました。

➔ **多様性を前提とした学級経営、教科教育と特別支援教育の融合**

平成30年度に「共生社会の形成に向けたリーフレット」の作成・配付をしました。「いわての授業ユニバーサルデザイン」による授業改善の視点を示し、理解を深めました。

イ 教職員等の専門性の向上

➔ **小・中・義務教育学校管理職研修**

小・中学校等特別支援学級等設置校校長研修の実施、その他管理職を対象とした研修に特別支援教育の内容を取り入れ、特別支援学級等を設置する学校の経営や施策に関する識見を高め、障がいに基づく特別な教育的ニーズのある児童生徒の教育の充実に図りました。

➔ **市町村教育委員会指導主事等研修**

市町村教育支援担当者研修会を実施し、教育支援の考え方や就学事務手続きについて理解を深めるとともに、各市町村教育支援委員会等の充実に図りました。また、市町村教育委員会指導主事に各地域の特別支援教育コーディネーター連絡会へ参加いただき、連携を図る体制の整備に努めました。

➔ **各校種や地域の実情・ニーズに応じた研修**

すべての校種において初任者研修やライフステージ別の研修に、特別支援教育に関する内容を取り扱うとともに、課題に応じた研修講座の開設や学校等の養成に応じた研修への対応を行いました。

➔ **特別支援学校教員、特別支援学級、通級による指導担当教員等研修**

特別支援教育に関する免許法認定講習会の受講を推進しました。また、各種研究団体と連動した障がい種別専門研修を実施しました。

特別支援学級及び通級指導教室担当者のニーズに対応する内容を、特別支援教育新任担当者研修講座、通級による指導担当研修会等に盛り込み、各教育事務所や総合教育センターと連携しながら実施しました。

➔ **特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修**

特別支援教育新任担当、2年目担当、3年目担当を対象とした継続型の研修を実施し、修了者に特別支援教育担当A級を認定しました。そのほか、申請者に特別支援教育担当A級、特別支援教育担当SV級を認定しました。

➔ **各障がい種別特別支援学校における研究・研修の充実による授業力向上**

特別支援学校で実施している校内授業研究会等の公開を各特別支援学校と連携しながら実施し、地域の特別支援教育の専門性の向上に努めました。

【表6】特別支援学校公開授業研究会等に参加した教員数【累計】

前推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
新規	593人	350人

➔ **特別支援学校OJTによる各教科・自立活動指導力向上**

令和2年度から令和5年度に盛岡視覚支援学校、盛岡聴覚支援学校、盛岡となん支援学校、盛岡青松支援学校、総合教育センターによる実践研究を行い、県教育研究発表会での実践報告や、「自立活動指導資料」の作成・配付、Webページへの掲載、各種研究会での周知活用を図りました。

➔ **特別支援学校教員等教科等研修**

授業力向上研修における教科等の内容を充実させるとともに、総合教育センターにおける希望研修や公開研修の積極的な活用を図りました。

➔ **国立特別支援教育総合研究所、岩手大学教職大学院への研修派遣**

国立特別支援教育総合研究所で実施している「各障がい種別専門研修」へ19名、岩手大学教職大学院「特別支援教育力開発プログラム」へ5名の教員を派遣し、専門性の向上を図りました。

➔ **特別支援教育コーディネーター研修**

特別支援学校や総合教育センターを活用した研修会を実施し、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図りました。

○ 連続性のある多様な学びの場の充実

ア 交流及び共同学習の充実

➔ **すべての校種における交流及び共同学習**

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域とのかかわりを充実させるため、「交流籍」を位置付け、居住地校との交流及び共同学習を推進しました。

令和4年度は、小・中学部を設置しているすべての県立特別支援学校から、322名の申請があり、各校や児童生徒の実情に即した取組を進めました。

また、幼稚園段階においては、特別支援学校に通学する幼児と近隣幼稚園等や居住地の幼稚園等との交流及び共同学習を実施し、高等学校においては、特別支援学校と近隣高等学校との交流及び共同学習を実施するとともに、スポーツ・文化芸術活動を通じた交流及び共同学習について取組を広がっています。

【表7】交流及び共同学習を実施した小・中・義務教育学校、高等学校の割合

前推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)
71.9%	83.3%	100%

イ 教員交流の推進

➔ **特別支援学校教員と小・中・義務教育学校、高等学校教員との交流**

各校種における特別支援教育、教科等指導、学級経営等の向上につなげるため、積極的な交流人事を行いました。

【成果】

- 特別支援学校のセンター的機能を活用した相談・支援は地域の特別支援教育の推進につながっており、期待も大きい。
- 特別支援学級や通級指導教室担当者を対象とした継続的な研修を行ったことにより、特別支援教育に関する指導・支援方法の専門性の向上につながっている。
- 特別支援学校で実施している校内授業研究会等を公開することで、地域の小・中・高等学校の特別支援教育に携わる教員の専門性の向上につながっている。
- 交流及び共同学習により、居住する地域の児童生徒同士のつながりが広がるとともに教育的意義の理解も図られてきている。

【課題】

- 多様な相談等に対応するため、各校種の特別支援教育コーディネーターの一層の連携強化や階層的な相談支援体制の整備等を進めていくことが重要である。
- 行動面の課題等への対応に係る体制の一層の整備や通常の学級における一斉指導、個別支援の充実に向けた改善策を講じることが必要である。
- 交流及び共同学習の取組事例を周知しつつ、教職員が交流及び共同学習の教育的意義を再度確認し、児童生徒の目標設定や、活動の設定、学校間の連絡調整等について改善を図っていくことが必要である。

(3) 支える～教育環境の充実・県民理解の促進～

＜前推進プランにおける施策の方向性と具体的施策・達成状況＞

【表8】共生社会の形成に向けた県民の理解と協力が進んでいると思う保護者等の割合

【「支える」目標指数】 共生社会の形成に向けた県民の理解が進んでいると感じる保護者等の割合	前推進プラン策定時 (2017年度)	達成状況 (2022年度)	目標値 (2023年度)	【目標値の考え方】 2017年度調査における回答者全体の肯定的評価割合 77.8%に近づくことを目指す。
	68.7%	71.1%	77.0%	

○ 多様なニーズに応じた教育諸条件の充実

ア 小・中・義務教育学校等における教育諸条件の充実

➔ **特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備**

小・中・義務教育学校の特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備は、対象となる児童生徒等のニーズに応じ、市町村教育委員会の要望を精査し整備を図ってきました。また、特別支援学級及び通級指導教室の教育課程編成については、市町村教育委員会指導主事や特別支援教育エリアコーディネーターの支援のもと、適正な教育課程の編成を行いました。

イ 高等学校における教育諸条件の充実

➔ **特別支援教育支援員等の総合的観点による配置**

県立高等学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする生徒への学習や生活上の支援にあたっています。令和5年度は県立高等学校32校に34名の特別支援教育支援員を配置しました。また、特別支援教育支援員等の研修を実施し、児童生徒の対応等についての理解促進を図りました。

ウ 外部専門家の活用による教育諸条件の充実

➔ **外部専門家の活用**

各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、問題行動等の未然防止・早期発見及び関係機関との連絡・調整等を行いました。県立学校については、岩手県社会福祉士会に業務を委託し、各学校の依頼による出張相談・電話相談を行いました。

各学校にスクールカウンセラーを派遣し、心理的な不安等を抱える児童生徒及び教職員、保護者等への支援の充実を図りました。

特別支援学校においては、各校の教育課程等を踏まえた要望により、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士等を派遣し、教育活動の充実につなげました。

エ 特別支援学校における教育諸条件の充実

➔ **特別支援学校の整備推進**

令和3年5月に策定した特別支援学校整備計画に基づき、特別支援学校の教育環境の整備について推進しています。令和4年8月に釜石祥雲支援学校が新築移転し、二戸地区に知的障がいのある児童生徒を対象とした新設校の開校に向けて、具体的な検討・調整を進めました。

➔ **地域に根ざす特別支援学校分教室の運用**

特別支援学校分教室の職員が、それぞれの分教室運営や教育活動、併設校との連携について共有し、今後の分教室の運営の充実を図るため、特別支援学校分教室連携推進連絡会を開催しました。

➔ **医療との連携による多様な学びの場の確保**

病気や怪我により、長期間登校できない場合には、一時的に通信制高等学校に転学し、単位取得を目指すことができるよう「長期入院高校生の教育支援（学習保障）制度」を策定しました。

➔ **医療的ケア児に係る看護職員の配置**

県立学校において医療的ケア児が在籍する学校に医療的ケア看護職員を配置し、医療的ケア児に係る教育環境の整備を図りました。令和5年度は、特別支援学校9校52名の医療的ケアが必要な児童生徒を対象に、看護職員56名を任用して対応しています。また、岩手県立学校における医療的ケアに関する基本的な考え方を示した「岩手県立学校医療的ケア実施指針」を策定しました。

○ 共生社会の形成に向けた県民の理解

ア 共生社会の形成に向けた県民の理解

➔ **県民向け公開講座**

県民を対象とした特別支援教育に係る公開講座を、平成 30 年度から令和 2 年度の期間に述べ 9 会場、令和 3 年度からはオンラインで年 2 回実施し、延べ 1,018 名の県民の皆様にご参加いただきました。

➔ **特別支援教育サポーター養成**

各特別支援学校において特別支援教育サポーター養成講座を開催し、受講された方々に、授業や校外学習・行事等へのボランティア活動にご協力いただきました。

【表 9】特別支援教育サポーター養成講座への参加者

前推進プラン策定時 (2017 年度)	達成状況 (2022 年度)	目標値 (2023 年度)
新規	161 名	150 名

➔ **スポーツ活動、文化芸術活動を通じた生きがづくり、地域とのつながりづくり**

県文化スポーツ部、県教育委員会事務局において、岩手県障がい者スポーツ大会、岩手県障がい者文化芸術祭、人づくり、地域づくり関係職員等研修講座、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業等の各種事業を実施し、幅広い分野のスポーツ活動、文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツや文化芸術を楽しむ機会を広げました。

【成果】

- 多様なニーズに対応した教育諸条件は、特別支援学級や通級指導教室の設置、高等学校における特別支援教育支援員の配置、通級指導教室の設置、外部専門家を活用した教育活動の充実を図ることができた。
- 共生社会の形成に向けた県民の理解・啓発については、市町村教育委員会や学校等において着実に進められてきている。

【課題】

- 地域等の実情に応じた計画的な整備を引き続き進めていくことや、特別支援学校再編整備計画に基づく着実な整備を進めていくことが必要である。
- 策定調査の結果から、共生社会の形成に向けた県や市町村教育委員会等の取組、学校における特別支援教育の取組について、他部局等と連携しながら県民へ向けた情報発信の方法を検討し、周知していくことが必要である。
- スポーツ・文化芸術活動の充実による才能発掘や生涯学習の推進に、引続き取り組んでいく必要がある。

2 いわて県民計画第2期アクションプランにおける特別支援教育に係る指標

Ⅲ 教育

【いわて幸福関連指標】

特別支援学校が適切な指導・支援を行っていると感じる保護者の割合（％）

現状値（R3）	R5	R6	R7	R8
96	96	96	96	96

【県が取り組む具体的な推進方策】

① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

目標

・「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継ぎを行っている学校の割合（％）

現状値（R3）	R5	R6	R7	R8
71	100	100	100	100

・いわて特別支援学校就労サポーター制度への登録企業数（社）

現状値（R3）	R5	R6	R7	R8
123	133	139	145	151

② 各校種における指導・支援の充実

目標

・交流籍の活用や学校間交流等により交流及び共同学習を実施した児童生徒の割合（％）

現状値（R3）	R5	R6	R7	R8
66	68	70	72	74

・特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した小・中学校等及び高等学校の教員数（人）〔累計〕

現状値（R3）	R5	R6	R7	R8
454	655	780	905	1,030

③ 教育環境の充実・県民理解の促進

目標

・県立学校における医療的ケアが必要な児童生徒が、医療的ケア看護職員による医療的ケアを受けた割合（％）

現状値（R3）	R5	R6	R7	R8
100	100	100	100	100

・特別支援教育サポーターの登録者数（人）

現状値（R3）	R5	R6	R7	R8
335	390	420	450	480

議案第 48 号

第 5 次岩手県子どもの読書活動推進計画の策定に関し議決を求めることについて

第 5 次岩手県子どもの読書活動推進計画を別添のとおり策定することについて、議決を求める。

令和 6 年 3 月 21 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一 男

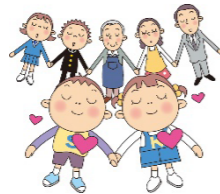
理由

第 5 次岩手県子どもの読書活動推進計画を別添のとおり策定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

I 総論

趣旨：「いわて県民計画(2019-2028)」や「岩手県教育振興計画」の理念を踏まえ、本県の子どもたち(乳幼児・児童・生徒等、概ね18歳までを目途とする)が読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるための総合的な施策の方向性を明らかにするためのもの。

期間：2024年度から概ね2028年度まで(5か年計画)



国の第五次基本計画における基本的方針

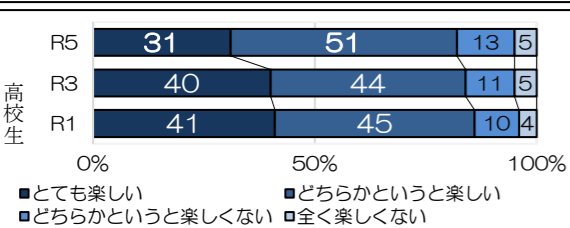
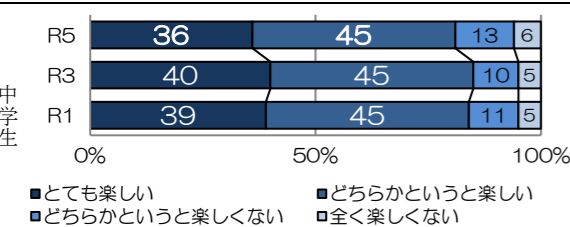
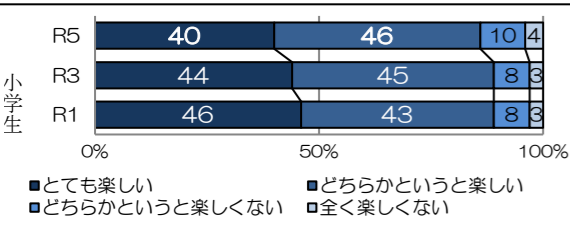
- 1 不読率の低減
→ 就学前からの読み聞かせ等の促進
2 多様な子ども達の読書機会の確保
→ 多様な子どもの可能性を引き出す読書環境整備
3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
→ 図書館及び学校図書館等のDX推進
4 子どもの視点に立った読書活動の推進
→ 子どもの意見聴取の機会を確保し取組に反映

県の5つの基本的な考え方

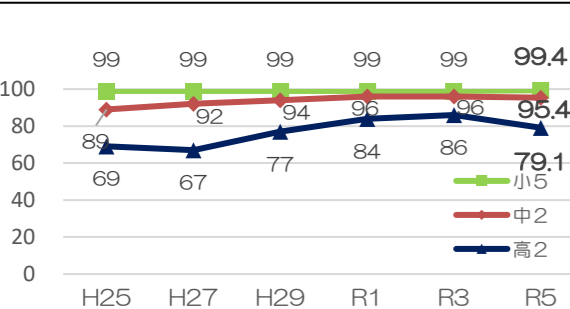
- 1 家庭・地域・学校及び関係機関との連携協力
2 多様な子どもの読書活動を支える人材育成
3 子どもの読書推進における普及啓発
4 発達段階に応じた読書環境の整備
5 子どもの読書への関心を高める取組の推進

II 各論

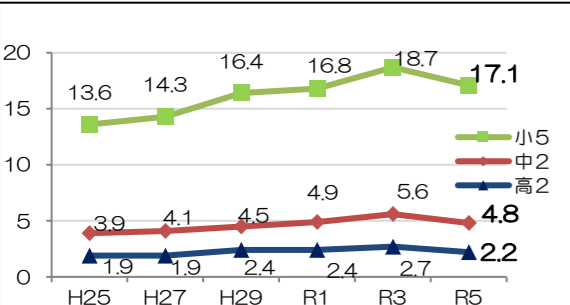
【指標①】読書が楽しいと感じる児童生徒の割合(単位：%)



【指標②】本県の小・中・高校生の読書者の割合の推移(単位：%)



【指標③】本県の小・中・高校生の1か月の平均読書冊数の推移(冊)



家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進(本文：II各論,第1章)

Grid of 12 boxes detailing roles and initiatives for Family, Community, and Schools. Includes sections like '【家庭の役割】', '【地域の役割】', '【学校の役割】' and '【家庭に期待される取組】', '【地域に期待される取組】', '【学校に期待される取組】'.

読書活動推進のための施設・設備

図書館資料等の諸条件の整備・充実(本文：II各論,第2章)

Grid of 6 boxes detailing library roles and initiatives. Includes sections for '【公立図書館の役割】', '【学校図書館の役割】', and '【取組の方向性】' for both public and school libraries.

関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

(本文：II各論 第3章)

Grid of 4 boxes detailing collaboration and system improvement. Includes '【取組の方向性】' and specific initiatives like '図書館相互の協力による図書館サービスの向上'.

第5次岩手県子どもの読書活動推進計画 (最終案)

令和6年3月

岩手県教育委員会

目次

序

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2

I 総論

第1章 子どもの読書活動の意義と国及び本県の現状

1 子どもの読書活動の意義	3
2 国の子どもの読書活動推進への取組	3
3 本県の子どもの読書活動推進への取組	6
4 本県の現状	6
5 本県における取組の成果と課題	7

第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

1 家庭・地域・学校及び関係機関の連携協力	9
2 多様な子どもの読書活動を支える人材育成	9
3 子どもの読書推進における普及啓発	9
4 発達段階に応じた読書環境の整備	9
5 子どもの読書への関心を高める取組の推進	10

II 各論

第1章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進	13
2 地域における読書活動の推進	15
3 学校等における読書活動の推進	17

第2章 読書活動推進のための施設・設備・図書館資料等の諸条件の整備・充実

1 公立図書館の整備・充実	20
2 学校図書館の整備・充実	22

第3章 関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

1 関係機関等との連携協力	25
2 推進体制の整備・充実	26
3 連携協力による子どもの読書活動の普及啓発	27

計画の進行状況を示す「指標」及び「目標値」	29
-----------------------	----

【資料編】

- 1 第5次計画本文中における関係データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 子どもの読書推進において参考となる調査データ等・・・・・・・・・・ 12
- 3 国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」概要・・・・・・・・ 14

序

1 計画策定の趣旨

国は、子どもの読書活動の取組を推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「読書法」）を公布・施行し、翌年8月には第一次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」）を策定しました。その後、平成20年3月策定の第二次基本計画、平成25年5月策定の第三次基本計画、平成30年4月策定の第四次基本計画を経て、これまでの計画推進の成果と課題を明らかにするとともに、それらを踏まえた新しい計画（第五次基本計画）を令和5年3月に策定しました。

本県においても、平成16年3月に「岩手県子どもの読書活動推進計画」（以下「推進計画」）を策定し、以降5年を目途に策定を行ってきました。平成31年3月には「第4次岩手県子どもの読書活動推進計画」を策定し「子どもが本に親しむ環境づくり」「家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進」「子どもの読書への関心を高めるための取組の推進」の3つの基本的な考え方のもと、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。その結果、家庭、地域、学校、公立図書館等のそれぞれにおいて子どもの読書活動の充実が図られてきたところであり、不読者（1か月に1冊も本を読まない子ども）の減少及び月あたりの読書冊数の増加等がその成果として表れています。

一方で、年齢が上がるにつれ読書者（1か月に1冊以上本を読んだ子ども）の割合が減少する等の課題が残されているとともに、近年のICT（情報通信技術）の発展、子どものライフスタイルの多様化、多忙化等により、読書をする時間がさらに減少することも懸念されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、子どもを取り巻く生活環境は大きく変化しました。学校では臨時休業や「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策が実施され、多くの活動が制限を受けました。本県の学校も例外ではなく、学校図書館等へのアクセスも制限され、読書活動にも大きな影響を与えたものと考えられます。

読書活動は、子どもたちが多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感し、素直に感動できる豊かな情操を育むなど豊かな心の育成にとって重要な活動です。本計画は「子どもの読書活動の推進」という共通の目的に向けたそれぞれの立場における取組について改めて整理し、総合的な推進を図ろうとするものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」や「岩手県教育振興計画」の理念を踏まえ、本県の子どもたち（乳幼児・児童・生徒等、概ね18歳までを目途とする）が読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるための総合的な施策の方向性を明らかにするためのものです。
- (2) 本計画は、読書法に基づき、国の第五次基本計画及び本県におけるこれまでの推進計画の成果と課題を踏まえて策定するものであり、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進に当たっての県の方針を定めたものです。
- (3) 県民の皆さんには、この計画の示す方針等についての理解と協力を期待するとともに子どもの読書活動を推進するための多様な取組に対し積極的な参画を期待するものです。また、市町村及び市町村教育委員会に対しては、県との連携協力を図りながら、一体的な施策の推進を期待するものです。

3 計画の期間

令和6年度を初年度とし、当面は、概ね令和10年度までの5か年計画とします。ただし、国の計画の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の構成

(1) 総論

第1章では、子どもの読書活動の意義や国の第四次基本計画の成果と課題、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化等を整理するとともに、国の第五次基本計画の内容及び本県の現状と課題について明らかにするものです。またそれらを踏まえ、第2章では本県の子どもの読書活動の推進における基本的な考え方を述べました。

(2) 各論

総論の基本的な考え方を受け、子どもの読書活動推進に向けた家庭、地域、学校等における取組状況やこれからの方向性をまとめるとともに、そのための条件整備等について述べました。

I 総論

第1章 子どもの読書活動の意義と国及び本県の現状

1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの」(読書法)であり、今までに出会わなかったさまざまな新しい世界とめぐり会うことにより、新たな自分をかたちづくる営みといえます。

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動は不可欠です。

子どもたちは読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める姿勢が培われます。

子どもの頃のそうした楽しい体験は、生涯にわたる学習意欲等につながるとともに、その体験を未来に共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されていることから、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、家庭、地域、学校等が連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

2 国の子どもの読書活動推進への取組

(1) 第四次基本計画期間における子どもの読書を取り巻く現状と課題

平成30年4月に第四次基本計画が閣議決定されました。この計画においては、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、①「読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進すること」、②「友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高めること」が、主な推進方策として挙げられていました。

この基本計画期間における子どもの読書を取り巻く現状は以下のとおりです。

ア 図書館数が過去最高(平成30年3,360館、令和3年3,400館)

イ 児童室を設置している図書館が増加(平成27年2,119館、平成30年2,176館)

ウ 読み聞かせボランティア登録制度を設けている図書館が増加(平成27年2,316館、令和3年2,386館)

エ 図書館でのオンライン閲覧目録の導入率が増加(平成27年:88.8%、平成30年:90.2%)

オ 学校司書を配置する学校等の割合が増加(平成28年:小学校58.8%、中学校58.0%、高等学校66.6%、令和2年:小学校68.8%、中学校64.1%、高等学校63.0%)

一方で、同計画期間中の課題として、子どもの不読率(一か月に1冊も本を読まない子どもの割合)について、計画で定めた進度での改善が図られておらず、また、児童用図書の貸出冊数の減少及び全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少傾向にあります。

第四次基本計画においては、子どもの不読率（平成 30 年度には小学生 8%、中学生 15%、高校生 50%）を概ね 5 年後に小学生 2%以下、中学生 8%以下、高校生 26%以下とすることを目標としていましたが、令和 4 年度の不読率は、小学生 6.4%、中学生 18.6%、高校生 51.1%でした。

(2) 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第四次基本計画期間内の 5 年間に、子どもの読書活動を取り巻く情勢は大きく変化しました。

ア 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の制定

令和元年 6 月、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」）が公布・施行されました。また、令和 2 年 7 月、同法第 7 条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和 2 年度から令和 6 年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」）が策定されました。

イ 教育におけるデジタル化の進展

令和元年に、令和時代のスタンダードな学校像として、1 人 1 台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT 機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用の PDCA サイクル徹底等を進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的とした「GIGA スクール構想」が打ち出されました。令和 3 年 9 月のデジタル庁の設置をはじめ、デジタル社会の形成に向けた取組が進められています。令和 4 年 6 月 7 日閣議決定された、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられました。さらに、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICT などの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとつづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

ウ 第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」の策定

令和 4 年 1 月、国は、令和 4 年度から令和 8 年度を対象期間とする第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」（以下「第 6 次整備計画」）を策定しました。同計画は、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成 5 年 3 月 29 日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしました。

(3) 子どもの読書活動の現状

「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）によれば、小学 4 年生から高等学校 3 年生を対象とした、5 月における 1 か月間の平均読書冊数は、読書法が制定された平成 13 年度と令和 5 年度を比較すると、小学生 6.2 冊から 12.6 冊、中学生 2.1 冊から 5.5 冊、高校生 1.1 冊から 1.9 冊と、いずれの学校段階においても読書量は令和 5 年度の方が多くなっています。

一方、第四次基本計画において、不読率を小学生 2%以下、中学生 8%以下、高校生 26%以下とするという目標を掲げました。これに対し、令和 4 年度は、小学生 6.4%、中学生 18.6%、高校生 51.1%であり、いずれの学校段階でも、数値目標までの改善は図られていません。

新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図

書館へのアクセスが一定期間制限されたことに加え、公立図書館等においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされました。こうした状況が、子どもの読書活動にも少なからず影響を与えたものと考えられます。

また、自然・文化体験や職業体験等を通じ、事前や事後に関連した図書を読んだり調べたりするという動機が生まれ、さらには読書活動の結果、更なる体験の実践につながるなど、読書は体験活動と連動する側面もありますが、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と関係しているものと考えられます。

(4) 国の第五次基本計画の策定

国では第四次基本計画の成果と課題を踏まえるとともに、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化に鑑み、第五次基本計画の策定に際し、社会全体で子どもの読書活動を推進していくため、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、考慮すべき内容として次に示す事項を基本方針として決めました。

国の基本的方針

- ①不読率の低減
- ②多様な子ども達の読書機会の確保
- ③デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ④子どもの視点に立った読書活動の推進

また、「基本的方針」を踏まえ、「家庭」「地域」「学校」等が中心となり、子どもの読書活動の推進に向け社会全体で取り組む必要があることから、各主体が取り組むべき推進方策が示されました。以下に主な項目の概要を紹介します。(詳細は資料編 14 ページ参照)

【共通事項】(家庭・地域・学校等、それぞれの主体に共通した推進方策)

ア 連携協力

- ・ 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士等、関係者の連携協力
- ・ 地域における学習資源・人的資源の共有

イ 人材育成

- ・ 読書バリアフリー法や ICT 環境の変化を踏まえた研修等の見直しやオンライン化の推進

ウ 普及啓発

- ・ 国等による「子ども読書の日(4月23日)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- ・ 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

エ 発達段階に応じた取組

- ・ 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進
- ・ 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進

オ 子どもの読書への関心を高める取組

- ・ 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進
- ・ ICT の活用による既存の取組の更なる参加促進
- ・ 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

【家庭】

- ・ 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進

【地域】(図書館等含む)

- ・ 地域における読書活動の推進
- ・ デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ・ 子どもの視点に立った読書活動の推進
- ・ 図書館の設置・運営及び資料の充実
- ・ 司書等の配置の促進

【学校】

- ・ 学校等における読書活動の推進
- ・ デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ・ 子どもの視点に立った読書活動の推進

3 本県の子どもの読書活動推進への取組

本県においても、平成16年3月に第1次推進計画を策定しました。この計画は、読書法を踏まえ、国の第一次基本計画に基づき、本県における子どもの読書活動の推進状況等を鑑み策定したものです。

平成21年6月には、第2次推進計画を策定しました。この計画では、同年策定された「いわて県民計画」とその理念等を連動させるとともに、「ゆたかさ、つながり、ひと」のテーマに基づき、地域ぐるみの読書活動を推進しました。

平成26年6月には、それまでの取組の成果と課題に加え、東日本大震災津波により大きな被害を受けた地域の実状も踏まえ、第3次推進計画を策定しました。この計画では、引き続き「いわて県民計画」に基づいた取組を展開するとともに、「岩手県東日本大震災津波復興計画」及び「いわての復興教育」の理念とも整合を図りながら、本県の実状に沿った子どもの読書活動の充実に取り組んできました。

平成31年3月には、第3次推進計画の成果と課題を踏まえるとともに、スマートフォン等の普及やそれらを活用したSNS等のコミュニケーションツールの多様化をはじめとする急速な情報環境の変化といった背景に鑑み、第4次推進計画を策定しました。この計画では、学校の教員や公立図書館司書、地域の読書ボランティア等関係者のネットワーク形成や、子どもの発達段階や状況に応じた取組を効果的に進めるとともに、「いわて県民計画（2019～2028）」（以下「県民計画」）第1期アクションプランに基づき、社会全体で子どもたちの読書に親しむ環境の推進に取り組んできました。

4 本県の現状

(1) 家庭・地域・学校等における現状

ア 家庭・学校等の現状

- ・ 「『読書がとても楽しい』と感じる児童生徒の割合」（資料編【指標①】）は小学生40%、中学生36%、高校生31%（令和5年度）となりました。指標では、令和5年までに小学生52%、中学生54%、高校生56%を目標数値としていたことから、未達成となりました。一方で、読書が「どちらかという楽しい」と回答した児童生徒を含め、読書を肯定的に捉えている割合は全ての校種で8割を超えています。
- ・ 「本県の小・中・高校生の読書者の割合」（資料編【指標②】）では、平成26年の小学校99%、中学校90%、高等学校66%と比較し、令和5年は小学校99.4%、中学校95.4%、高等学校79.3%となっております。全国調査（「学校読書調査」小93.0%、中86.9%、高56.5%）と比較すると、全校種で上回っています。

- ・ 「本県の小・中・高校生の1か月の読書冊数の推移」(資料編【指標③】)は、令和4年度と比較し令和5年度が小学生17.1冊、中学生4.8冊と減少、高校生は2.2冊で横ばいとなりました。一方で全国調査(小12.6冊、中5.5冊、高1.9冊)と比較すると、小学生と高校生は上回っていますが、中学生は下回りました。

イ 地域の現状

- ・ 「本県の県民一人あたりの図書貸出冊数」(資料編【指標④】)は、県民一人あたりの図書貸出冊数(本県の公立図書館等)は、令和5年が4.2冊となっており、平成26年からの推移を見ると、年度による多少の上下はあるものの、概ね横ばいとなっています。指標では、令和5年までに小学生17.2冊、中学生5.8冊、高校生3.2冊とすることを目標数値としていましたが、全ての校種で目標値を下回り未達成となりました。
- ・ 「県立公立図書館等における児童図書蔵書冊数」(資料編【指標⑤】)は、令和5年には約156万7千冊となり、平成30年と比較して約13万2千冊増加しました。指標では、令和5年までに約160万冊まで増加させることを目標値としていましたが未達成となりました。

(2) 本県の公立図書館等における電子書籍資料数

国の第五次基本計画では、デジタル社会に対応した読書環境の整備が示されています。岩手県立図書館による「図書館・公民館図書室等実態調査」によれば、本県の公立図書館及び公民館図書室(全54館)における電子書籍の資料数(資料編【グラフ①】)は、平成30年の583タイトルから令和5年は7,097タイトルとなり、大幅に増加しています。今後、各公立図書館及び公民館図書室に電子書籍が拡充され、学校等と連携した多様な読書環境の整備・充実が期待されます。

5 本県における取組の成果と課題

(1) 成果

平成16年の第1次推進計画策定時と比較すると、本県児童生徒の「1か月間の読書冊数」や「読書者の割合」が増加しています。家庭、地域、学校及び県や市町村それぞれが、子どもたちの読書活動を豊かなものにしていこうと、その意義と役割を理解し取組を進めてきました。本県の子どもたちが読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むことができる環境づくりが進んでおり、読書者の割合は全国平均値と比較しても高い水準を維持しています。また、「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合は、この項目を調査に入れた平成30年度以降の全ての年度で8割を超えており、本県の児童生徒が読書を肯定的に捉えている割合が高い水準で推移していることを表しています。

平成22年には中高生向けのブックリスト「岩手の中高生のためのおすすめ図書100選」(以下「いわ100」)を作成(平成29年度改訂)、平成26年には小学生向けブックリスト「いわての小学生のためのおすすめ図書100選」(以下「いわ100きっず」)を作成(令和4年度改訂)して、県内の全小学一年生及び中学一年生に毎年配布するとともに、県内小中学校及び公立図書館に配布し、活用の促進を図りました。これにより、学校では「いわ100」や「いわ100きっず」掲載図書の特設コーナーを設置したり一斉読書等の選書の参考にしたりするなど、ブックリストを活用した取組が見られました。また、公立図書館においても、ブックリストを活用した「お薦め図書コーナー」が設置されたり各種イベントにおいて周知されたりするなど、その充実が図られています。

県内各地域においては、ボランティア団体等による読み聞かせや子どもの読書環境の整備も、組織的・継続的に進められています。ボランティア団体等による活動は、本県の子どもたちの読書環境の充実等に大きく寄与しています。

(2) 課題

各種調査の結果等から、学年が上がるにつれて不読率が増加傾向にあること、特に高校生約20%程度が不読者（令和5年度時点）であることが明らかとなりました。これらのことから、乳幼児期から高校生までそれぞれの発達段階に応じた読書習慣を形成するための取組が必要です。子どもたちが読書に親しみ、読書を通じて親子の会話が増えたり、様々なジャンルの本を読むことにより多様な価値観や感情を表現する言葉を知ったりする機会を一層充実させるための取組を推進していくことが重要です。

また、子どもを取り巻く読書環境の変化等を踏まえ、デジタル社会の進展等に対応した環境整備や、読書バリアフリー法に関連したデジタル図書や拡大図書の拡充が求められています。加えて、学校図書館等における図書資料の整備を促進するとともに、学校には多様な子どもたちが在籍している背景を踏まえ、一時的に、教室へ入ることが困難な子どもたちを含む全ての児童生徒にとっての居場所となるような学校図書館の機能強化も期待されています。

第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

第1章において示した本県の現状、国の取組等を踏まえ、岩手の子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、本計画においては、以下の基本的な考え方のもと、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進、そのための条件整備と充実等に取り組みます。

1 家庭・地域・学校及び関係機関の連携協力

多様な子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等を含め様々な主体が連携して行う子どもの読書活動を推進するための取組を展開することが重要です。関係する主体それぞれが担うべき役割を自覚し、連携協力しながらその役割を果たしていくことが期待されます。

また、本県においては、半世紀以上も前から、独自の教育運動である「教育振興運動」を推進しています。現在は、県内の535の実践区（令和5年現在）において、地域の教育課題の解決に向けた主体的な取組が行われています。こういった全国に誇る「岩手らしい」実践を生かしながら、市町村や各主体とともに、読書活動の推進に積極的に取り組みます。

2 多様な子どもの読書活動を支える人材育成

急速に変化するデジタル社会に対応するため、ICTを効果的に活用するとともに、読書バリアフリー法や読書バリアフリー基本計画に基づき、視覚障がい者等が利用しやすい書籍や電子書籍（以下「アクセシブルな書籍や電子書籍」）等を整備するなど、多様な子どもたちの個別最適な読書環境の実現が求められています。そうしたことから、教師、保育士、学校司書、司書等子どもの読書を支える関係者に求められるスキル等も急速に変化し、複雑化しています。

また、県内の読書ボランティア等に求められている活動の場は、これまでの幼稚園、保育園、小中学校に加え、高等学校や特別支援学校、教育支援センターにも広がっています。

これらのことから、県や市町村、図書館等の関連機関は、これまでの研修内容等を見直すとともに、多様な子どもたちが読書に親しむための環境づくりに資する人材育成を進めることが重要です。

3 子どもの読書推進における普及啓発

子どもは、周囲の人々のさまざまな働きかけや、読書をする姿等に触発されながら読書活動に取り組むことが多く見られます。子どもの自主的な読書活動の推進のためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民一人ひとりが理解と関心を深めながら、社会全体で読書活動を推進する機運を高めていくことが重要です。

4 発達段階に応じた読書環境の整備

読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も考えられることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、乳幼児期からの発達段階に即した読書活動が行われることが必要です。

そのためには、読書に関する発達段階ごとの特徴を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人ひとりの発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校等において読書を楽しむ習慣を形成するための取組が進められることが重要です。また、学年が上がるにつれ不読者の割合が増加する傾向にあることから、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることも重要です。

【読書に関する一般的な発達の特徴】

① 幼稚園、保育所等の時期（概ね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

② 小学生の時期（概ね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする子どもが出てくる場合があります。

③ 中学生の時期（概ね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

④ 高校生の時期（概ね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味を持ち、一層広く、多様な読書ができるようになります。

5 子どもの読書への関心を高める取組の推進

子どもにとって、心を揺り動かされた本との出会いは貴重な体験となります。しかしながら、成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度合いが低くなっている子どもも見られることから、読書への関心を高める取組を継続的に行うことが必要です。

また、学校や地域の子ども会、異年齢交流事業、老人ホーム等の福祉施設への訪問等における子ども自身による読み聞かせなど、読書活動を通じたボランティア活動を促進することも、より主体的な読書活動の推進につながります。

このような取組を通じ、子どもが「心に残る一冊の本」に出会うきっかけを作るとともに、子どもの読書への関心を高めていくことが重要です。

例えば、既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて高校生以外も対象としつつ、県が作成したブックリストの「いわ100」及び「いわ100きつず」を活用しながら、幅広い取組が行われることが期待されます。

【読書への関心を高める取組の例】

① 読み聞かせ

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせることであり、乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができます。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちへ行う場合もあります。

② お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動です。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができます。

③ ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介することです。テーマから様々なジャンルの本に触れることができます。

④ 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動です。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法があります。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができます。

⑤ 書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行います。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったか参加者の多数決で選ぶ活動です。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができます。

⑥ ピッチトーク

テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取組であり、ビブリオバトルの形式を取っても良いです。

⑦ ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動です。この取組により、読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができます。

⑧ 味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組です。

⑨ ブッククラブ

同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組です。

⑩ リテラチャー・サークル

読みたい本ごとに3～5人のグループになり、何回かに分けて読み、話し合う取組です。「思い出し屋」、「イラスト屋」、「質問屋」、「だんらく屋」、「ことば屋」等、役割を分担して読む方法もあります。

⑪ アニマシオン

読書が好きになるよう導くための指導法です。子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発・体系化され75種類の指導法があります。これらの方法を使い、読書をゲームのように楽しみながら読解力・表現力・コミュニケーション力等を育てることも期待されます。

⑫ 本探しゲーム

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組であり、ゲーム感覚で楽しみながら、思いがけない本と出会うことができます。

⑬ 図書委員、読書リーダー等の読書推進活動

子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組です。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれます。

⑭ 子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行ったうえで、一冊のお薦め本を決める活動です。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものです。

⑮ 読書新聞や読書ポスター、本の帯やPOPの作成

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOPや本の帯にまとめる取組です。読書活動を表現活動へと発展させるものでもあります。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もあります。

⑯ 自分も書き手となる

自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する思い等を伝えたり、友達の作品へ感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流する取組。自分が書き手になることで、読書への機会や、作家や作品への尊敬につながります。電子化すると、一度に多くの子どもが読むことが可能になります。

⑰ 映画等と原作の比較

原作本を読みながら映画（ドラマ）を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組です。どちらが先でも、章ごとに区切っても良いです。

⑱ まわし読み新聞

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表します。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成となります。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができます。

⑲ 読書の記録

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子等を手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組です。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができます。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを付加すること等で、多様な子どもの関心を集められる可能性もあります。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に十分な配慮が必要です。

Ⅱ 各 論

第1章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実及び習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、結びつきを深める手段としても有効です。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣化を図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

市町村の広報や学校だより等には「読書に関する情報」が掲載されています。また、独自のアプリを活用したお薦め図書を紹介を行っている市町村の事例もあることから、それらを家庭内共通の話題とするとともに、大人が子どもに一方的に読書を「させる」のではなく、保護者も「共に取り組む」ことが重要です。

(2) これまでの主な県の取組

ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を岩手県生涯学習情報提供システム「まなびネットいわて」（以下、「まなびネットいわて」）に掲載するとともに各種研修会等において紹介するなどしました。

イ 市町村との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通じて、読書活動の重要性の周知啓発に努めました。

ウ 市町村や学校の協力を得ながら「岩手県子どもの読書状況調査」を実施し、実態把握及び情報提供に努めました。

エ 家族で本に親しむことの重要性について、家庭教育支援団体や市町村担当者等を対象とした研修会等において周知啓発に努めました。

(3) 家庭における読書活動推進の現状と課題

ア 「1か月間で1冊以上本を読んだ児童生徒の割合」（資料編【グラフ②】）は、小中学生は9割強と、依然高い水準を維持しています。また、高校生は8割に迫っています。国の第五次基本計画における基本的方針には「不読率の低減」が示されていることから、引き続き発達段階に応じた継続的な読書活動が行われることが必要です。

イ 「本を読んだ理由」（資料編【グラフ③】）では、5つの選択肢のうち「読みたい本があった」と回答した割合が全ての校種において4割を超え最も多い回答となりました。このことから、引き続き子どもが読みたい本に出合える環境づくりを推進することが重要です。

ウ 家庭教育や子育て支援のための講座や研修会、児童生徒へのブックリストの配布等を通じて、家庭に対する読書推進の周知啓発を行ってきましたが、家庭での読書活動を活発にするためには、

保護者の理解促進を図る取組の継続とさらなる充実が求められます。

(4) 家庭に期待される取組

- ア 家庭内に子どもが本を身近に感じる環境を作るとともに、家族が一斉に読書をする時間を設け、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせを行ったりする「家読（うちどく）」の積極的な取組を期待します。その際、テレビやスマートフォン、インターネット等を一時的に使用しないとといった、ノーメディアデー等の取組と併せて実施することも効果的です。
- イ 公立図書館を家族で利用する機会を持つことなど、子どもの発達段階に即した継続的な取組を期待します。
- ウ 家族で読書を通じて感じたことや考えたことを話し合ったりお互いが読んでいる本を紹介し合ったりすること、地域で行われている読書活動への参加を促す声かけを期待します。
- エ 「教育振興運動」や地域学校協働活動における読書推進の取組への積極的な参画を期待します。
- オ 点字図書や拡大図書、音訳図書やデジジー図書（視覚障がい者のために国際標準規格でデジタル録音された図書）など、読書には多様な読書の形態があることから、家庭においては公立図書館等を通じ必要に応じてアクセシブルな書籍や電子書籍について触れる機会を設け、その活用方法や利用について理解を深めることを期待します。

(5) 県の取組の方向性

- ア 市町村との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通じて、読書活動の重要性の周知啓発に継続して努めます。
- ・ 家庭教育や子育て支援に関する研修機会等における読書に関する周知啓発
 - ・ 公立図書館を活用した好事例の紹介や発達段階に即した本の紹介
 - ・ 「いわ100」や「いわ100きつず」の家庭における活用例等の情報収集及び紹介
- イ 「岩手県子どもの読書状況調査」の実施により、読書者の「本を読む理由」や「本を読む時間帯」等、子どもの読書状況の詳細を把握するとともに、引き続き関係者等への情報提供に努めます。
- ウ 「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）、「岩手の読書週間」（2月1日～14日）の機会を捉えたり、「教育振興運動」や地域学校協働活動の取組を通じて、より積極的な読書活動推進に努めます。
- ・ 子育て支援団体や青少年健全育成団体等の関係機関・団体との連携による周知啓発
- エ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもたちによる読書を通じたボランティア活動の先進的事例等の情報提供に努めます。
- オ アクセシブルな書籍や電子書籍の活用に資する保護者向けの情報提供（「まなびネットいわて」、すこやかメールマガジン等）に努めます。

(6) 市町村に期待される取組

- ア 乳幼児と保護者に絵本を手渡す「ブックスタート」による家族のコミュニケーションを促すとともに、保護者等に読書の大切さを伝える取組の継続・拡充
- イ 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料の提供、家庭教育学級等における子どもの読書活動の重要性についての学習機会の提供
- ウ 保護者自身の読書習慣形成を図る取組や読書活動への積極的な参画を促進する取組の実施

- エ 市町村立図書館等における図書館資料の充実と読み聞かせ会等を通じた魅力あるサービスの提供
- オ 「教育振興運動」や地域学校協働活動による読書活動や、保健福祉部局及びボランティア団体等との連携協力による「ブックスタート」及び類似事業の積極的な推進
- カ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、自ら読書に関する理解を深める取組や子どもの読書への関心を高める取組、子どもたちによる読書を通じたボランティア活動の情報や機会の提供
- キ 公立図書館等や地域の民間団体との連携による読書機会の提供
- ク 公立図書館を活用したアクセシブルな書籍や電子書籍に係る保護者向け情報提供

2 地域における読書活動の推進

(1) 地域の役割

ボランティア団体やNPO法人等の民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、読み聞かせ会や人形劇等の公演、地域文庫の開設など、子どもが本に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動の推進に貢献しています。

今後は、図書館や公民館、学校、児童館、放課後子供教室及び地域の民間団体が相互に連携を図り、多様な子どもたちの読書機会の充実を図るとともに、生涯学習につながる読書に関する意識を醸成していくことが期待されます。

「教育振興運動」においては、現在、小・中学校区や公民館、自治会などを単位とする535の実践区（令和5年現在）があり、それぞれの実践区では、地域の読書環境や子どもたちの読書活動の状況を踏まえた取組も行われています。地域学校協働活動の一つとして取り組まれている読み聞かせや図書館の環境整備、本の修理・修繕等も含め、さらなる継続と充実を期待します。

(2) これまでの県の主な取組

ア 各教育事務所管内において、「子どもの読書活動推進会議」及び「読書ボランティア研修会」等を実施して、読書推進に係る関係者のネットワーク形成や、読書ボランティア関係者のスキルアップ向上を支援し、域内の読書活動推進体制の整備に努めました。

イ ボランティア団体等の活動状況について把握するとともに、「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」への推薦を通じて、県内の読書活動の好事例を広く周知しました。

- ・ 「読書グループ等活動一覧」の作成
- ・ 表彰制度を活用した県内好事例の周知

(3) 地域における読書活動の現状と課題

ア 令和3年度の「公立図書館に登録している本県のボランティア団体数」（資料編【図①】）は、219団体、活動人数は1,976名（平成27年度は202団体、1,841名）となっており、県内各地で学校や図書館等との連携による充実した活動（資料編「公立図書館に登録しているボランティア団体の主な活動」【グラフ④】）が行われています。引き続き推進体制の整備に努めるとともに、障がいのある子どもなど多様な子どもたちの読書機会の充実に向けた研修を一層充実させていくことが重要です。

イ 地域における読書推進の核となっているボランティアの養成やスキルアップ、ネットワーク形成を一層進めるためにも、関係機関の連携が必要です。

ウ 県内の公立図書館等においては、読書週間に合わせた各種イベントの開催や、手づくり絵本・紙芝居作品及び読書推進標語の募集と顕彰など、県民の読書意欲の高揚と読書普及の推進に資する取組が展開されています。

(4) 地域に期待される取組

ア 「教育振興運動」や地域学校協働活動の取組により、子どもの発達段階に応じた本との豊かな出会いが多様に創り出されることを期待します。

イ 親子対象の読み聞かせ会等を通じて、多くの保護者に読書の大切さや意義を広く普及啓発するとともに、家庭や学校等とのさらなる連携を期待します。

ウ 活字本、電子書籍、各種情報メディア、それぞれの有用性と、読書環境に与える影響等について検討し、読書の価値を再認識するとともに、家庭、地域、学校等の連携協力による取組が推進されることを期待します。

エ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組が、地域において実施されることを期待します。

オ 子ども自身による読み聞かせ等の活動や、地域に伝わる昔話の紙芝居づくり等、読書に関するボランティア活動への参画を期待します。

カ 中高生が公立図書館等と連携し、お薦め図書の紹介やイベント等を行うことにより、地域との協働が促進されるとともに、子どもたちの読書に対する興味関心が高まることを期待します。

(5) 県の取組の方向性

ア 地域の実態に応じたボランティアの養成や資質向上、ネットワーク形成を図る研修会を実施します。

イ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や子どもによる読書を通じたボランティア活動に関する先進的事例等の情報提供に努めます。

ウ 地域ボランティア等に対するアクセシブルな書籍や電子書籍の利活用に係る情報提供に努めます。

(6) 市町村に期待される取組

ア 市町村立図書館における児童サービスの充実

- ・ 子どもの意見を取り入れた魅力ある児童図書の配架
- ・ 子どもが参加・参画できるようなイベントの開催
- ・ 子どもが楽しく有意義に図書館を利用できるような環境づくり

イ 地域のボランティア団体等への支援

- ・ ボランティア団体等の把握と学校等との連携促進

ウ 「教育振興運動」や地域学校協働活動における読書活動推進の奨励と支援

エ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じたボランティア活動に関する情報や機会の提供

3 学校等における読書活動の推進

(1) 学校等の役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえ

のない大きな役割を担っています。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されています。また、現行の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的自発的な読書活動を充実すること、地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されています。

こうした内容を踏まえ、学校においては、学校図書館の役割が最大限発揮できるように、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えられるよう努める必要があります。また、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努める必要があります。

幼稚園、保育園、認定こども園等においては、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが重要です。また、幼稚園、保育所等で行っている未就学児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められています。

(2) これまでの県の主な取組

ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を「まなびネットいわて」へ掲載するとともに、各種研修会等において紹介しました。

イ 市町村や学校の協力を得ながら「岩手県子どもの読書状況調査」を実施し、児童生徒の「1か月の読書冊数」や「読書に対する意識」等、実態把握に努めました。

ウ 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした図書館運営の情報共有やネットワーク形成に資する研修機会等の充実を図りました。

エ 「いわ100」「いわ100きつず」を活用した取組の好事例を収集し「まなびネットいわて」へ掲載するとともに、各種研修会等において紹介しました。

(3) 学校等における読書活動の現状と課題

ア 「本県の小・中・高等学校における全校一斉読書の実施状況」（資料編【グラフ⑤】）は、週1回以上実施している小中学校の割合は8割を超えています。

イ 「本県の小・中・高等学校におけるボランティアの活用状況の推移」（資料編【グラフ⑥】）では、学校におけるボランティアの活用は、令和2年度が小学校84.2%、高等学校1.6%となり、平成28年と比較（小87.0%、高1.5%）して概ね横ばいとなっています。中学校では令和2年度が39.6%となり、平成28年の31.5%から増加しています。

(4) 学校等に期待される取組

ア 各学校段階において、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書機会の拡充や図書の紹介及びデジタル資料等による様々な図書に触れる機会の確保が重要です。（全校一斉の読書活動、推薦図書コーナーの設置、教科関連図書の教室への配架等）

イ 学校図書館の機能を計画的に利活用した各教科における「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に生かすことが求められています。

- ウ 児童生徒の自発的な読書活動や学校図書館の活用を促すための児童生徒の意見聴取機会の確保及び意見の反映を期待します。
- エ 図書委員等の子どもが学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館便りの作成等、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことが重要です。
- オ 子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる、読書会、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等により「心に残る一冊の本」と出会うきっかけになる取組を期待します。
- カ 多くの保護者に対して読書の大切さや意義について啓発を行うとともに、地域学校協働活動の推進によりボランティア等の協力を得るなど、家庭や地域と広く連携して読書活動を推進することが大切です。
- キ 「読書バリアフリー法」の趣旨を踏まえ、点字図書や音声図書、拡大図書等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた様々な図書館資料の整備が図られるとともに、公立図書館の利活用や地域の読書ボランティア団体等との連携による読み聞かせ会の実施など、多様な子どもたちが読書に親しむ環境づくりを推進することが重要です。
- ク 別室登校や特別な配慮を必要としている児童生徒を含めた全ての児童生徒にとって安全・安心な居場所として、学校図書館等の活用が求められています。

(5) 県の取組の方向性

- ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を「まなびネットいわて」に掲載するとともに各種研修会等において周知を図ります。
- イ 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした研修会を実施し、図書館運営の充実やネットワーク形成の促進を図ります。
- ウ 学校司書や読書ボランティア、学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修会を実施します。
- エ 多様な子どもたちの読書機会の充実を図ることが重要であることから、各種研修会の実施に当たっては、障がいの理解や障がいのある子どもたちへの読み聞かせ等の実践事例を紹介するなど「読書バリアフリー法」を踏まえた内容となるよう努めます。
- オ 全校一斉の読書活動等、学校において子どもが様々な図書に触れる機会を確保する取組を促します。
- カ 学校とボランティア、公立図書館等のネットワークを整備充実させ、学校等における読書活動推進を支援します。
- ・ 各教育事務所を中心とした広域的推進体制の整備
 - ・ 学校図書館担当者やボランティア団体等との情報交換の機会の提供
 - ・ ボランティア団体等による特別支援学校における読み聞かせ活動等の促進
 - ・ 選書に関する支援や情報提供及び県立図書館による団体貸出
- キ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等、子どもの読書への関心を高める取組や児童生徒による読書を通じたボランティア活動に関する先進的事例等の情報提供に努めます。

(6) 市町村に期待される取組

- ア 地域や学校等の実状に応じた特色ある活動や取組に関する支援及び司書教諭の資質向上を図るための取組
- イ 学校司書の配置の拡充による読書活動の充実
- ウ 市町村立図書館等による定期配本や移動図書館等、学校等に対する継続的な支援

エ 幼稚園や保育園、学校等とボランティア団体等のコーディネート

オ 公立図書館や民間団体等と連携した子どもの読書への関心を高める取組や、児童生徒による読書を通じたボランティア活動に関する情報や機会の提供（下学年への読み聞かせ、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等）

第2章 読書活動推進のための施設・設備・図書館資料等の諸条件の整備・充実

1 公立図書館の整備・充実

(1) 公立図書館等の役割

子どもにとっての図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり子どもの読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所です。

図書館は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営の望ましい基準」等に基づき、地域における子どもの読書活動の推進に努め、家庭、地域、学校及び地域の民間団体等と一層の連携を図りながら取組を推進していくことが重要です。

また、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話し会（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められています。

図書館は、多様な利用者の来館を想定することが重要です。「読書バリアフリー法」の基本理念のもと、アクセシブルな書籍及び電子書籍の充実を図るとともに、図書館の利用やサービスについて障がい者団体や障がいのある子どもの保護者等の意見を反映させることが求められています。また、本に触れること以外にも、図書館が子どもたちにとっての居心地の良い「居場所」としての必要性も高まっています。

一方、公立図書館が未設置の町村においては、公民館図書室等が図書館に準じた機能を果たしていることが多く、読書活動の推進に欠かせない役割を担っています。このような公民館図書室等においては、公民館事業等として本に親しむためのさまざまなプログラムを実施するほか、近隣市町村の公立図書館及び県立図書館等と連携した読書環境の充実に努めるなど、地域全体の読書活動の推進役を担うことが期待されます。

(2) これまでの県の主な取組

ア 県立図書館児童室の蔵書等の充実を図りました。

イ 県民がどこの図書館においても相応の図書館サービスを受けることができるようにするため、県立図書館が県内の市町村立図書館を支援してきました。

- ・ 県内公立図書館相互における長期の貸出（協力貸出・相互貸借）の実施

ウ 市町村立図書館司書等の資質向上を図るため、研修機会を提供しました。

エ 県立図書館内に震災・防災の学び合いスペース「I-ルーム」を開設しました。

(3) 公立図書館整備・充実の現状と課題

ア 「県内市町村立図書館の設置率推移」（資料編【グラフ⑦】）では、県内33市町村のうち公立図書館が設置されている割合は、平成25年に78.8%（26市町村）となって以降、変化は見られません。

イ 「県内公立図書館等における職員数（非常勤職員・臨時職員を含む）の推移」（資料編【グラフ⑧】）は、平成25年の517人から令和5年は562人と増加傾向にあります。

ウ 「県内公立図書館等における司書等有資格者職員（委託先・指定管理者職員を含まない）の割合の推移」（資料編【グラフ⑨】）では、平成25年の30.7%から令和5年は29.4%となり、概ね30%

前後で推移しています。

エ 「県内公立図書館等における児童図書蔵書冊数の推移」（資料編【グラフ⑩】）では、県内の公立図書館における児童書の冊数は平成30年の143万冊から、令和5年には156万冊となり、約13万冊増加しました。県及び市町村において、読書活動推進に係る図書整備が進んでいます。

オ 子どもの読書環境をより充実させるため、図書館相互のほか、学校や民間団体等多様な主体との相互の連携協力が重要です。

カ 学校図書館担当者や公立図書館司書等の研修会の開催により職員の資質の向上を図っています。さらに、職員対象の研修機会において、多様な子どもたちへの対応や障がいのある子どもたちへの対応等、現代的な課題への対応に資する内容を実施することが必要です。

(4) 県の取組の方向性

ア 県立図書館児童室における蔵書等の充実に努めます。

イ 県立図書館における障がいのある子どもに対するサービスの周知及び拡充を促進します。

ウ 国庫委託事業等、各種助成事業等の情報提供に努めます。

エ 県立図書館が中心となり、市町村立図書館職員の資質向上を図るための研修機会の提供や、県と市町村の図書館等のネットワーク強化を図ります。

オ 県立図書館のセット貸出等による学校図書館支援に取り組みます。

カ 県立図書館の震災と防災学び合いスペース「I-ルーム」を利用した児童・生徒の探究的学びの支援に取り組みます。

キ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じたボランティア活動に関する先進的事例等、特色ある活動を行っている図書館や学校、地域に関する情報提供に努めます。

ク 「読書バリアフリー法」の基本理念や「岩手県障がい者計画」における「読書バリアフリー環境の整備」の内容を踏まえ、アクセシブルな図書の拡充等、多様な子どもたちが読書に親しむ環境づくりを推進します。

(5) 市町村に期待される取組

読書活動に関する多様な住民のニーズを的確に把握し、その実現に向けた取組を推進することが期待されます。

ア 図書館資料の整備・充実

イ 移動図書館車による児童サービスの充実

ウ 図書館未設置町村の図書館整備の取組や公民館図書室等の施設・設備の充実

エ 障がいのある子どもに対するサービスの充実

- ・ 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等
- ・ 障がいのある子どもやその保護者の声、障がい者団体等からの意見を反映させた図書館の環境整備

オ 図書館司書の配置促進や研修機会の充実

カ 子ども向けの読書に関する積極的な情報提供や魅力ある児童図書の配架など、子どもが図書館へ足を運ぶきっかけとなるような環境づくり

- ・ 社会教育施設や民間団体と連携した地域の子どもたちが親しみやすい分野のイベント（季節

- イベント、絵画、工作、書道、ゲーム等)の実施
- キ 学校や地域のボランティア団体等に対する専門的な視点からの活動支援とネットワーク形成
- ク ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)、子ども司書、子どもコンシェルジュ等、子どもの読書への関心を高める取組や、子どもによる読書を通じたボランティア活動に関する情報や機会の提供
- ケ 多様な子どもたちの特性や状況等を踏まえた活動内容及びきめ細やかなサービスの提供

2 学校図書館の整備・充実

(1) 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」の機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善にも効果的に生かすことが期待されており、各教科等の習得、活用、探究の過程の中で、図書館等の豊富な資料や情報が有益です。また、教師と学校司書等が連携し、学習課題に対応した図書の実用や図書館等を利用した効果的・効率的な情報収集の方法について積極的に発信することは、読書活動の推進への効果も期待されます。

さらに、子どもの読書活動の推進のみならず、多様な背景を持つ子どもの状況を踏まえ、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、別室登校や特別な配慮が必要な児童生徒を含む全ての児童生徒にとっての安全・安心な居場所づくりを進めることが重要です。そのためには、地域住民等の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時まで開館に努めることが必要です。また、登校日等の土曜日や長期休業中等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効です。

公立義務教育諸学校(特別支援学校小学部、中学部含む)における学校図書館図書標準の達成や図書の選定・廃棄基準の策定など、学校図書館の蔵書の更新等が必要であることや、デジタル社会に対応した学校図書館の読書環境の整備が求められています。

子どもの視点に立ち、子どもの意見聴取の機会を確保するとともに、学校図書館の運営等に反映させることも重要です。

(2) これまでの県の主な取組

- ア 学校図書館図書標準に基づく図書標準達成校の割合の増加に取り組んできました。
- イ 「学校図書館の現状に関する調査」の結果に基づき、各校の現状を把握するとともに、司書教諭の資格取得及び学校司書の配置拡充への周知啓発に努めました。
- ウ 県立学校の蔵書のデータベース化を進めました。
- エ 各教育事務所単位で「中・高等学校図書館担当者等研修会」を実施し、中学校及び高等学校の学校図書館担当者に加え地域の読書活動団体関係者にも参加を呼びかけ、相互のネットワーク構築や図書館運営等に関する担当者のスキルアップに努めました。

(3) 学校図書館等の整備・充実の現状と課題

- ア 「学校図書館における図書標準目標を満たしている本県の小・中学校の割合の推移」(資料編【グラフ⑩】)では、学校図書館の蔵書数が「標準冊数」を満たしている公立学校の割合は、平成

28年度は、小学校が63.0%、中学校が56.8%となりましたが、令和2年度は、小学校が66.1%、中学校53.7%となりました。図書標準達成校の割合は全国と比べ約5～8%低い状況にあります。

イ 一方、「学校図書館図書標準目標75%以上を達成している本県の小中学校の割合の推移」（資料編【グラフ⑫】）は、令和2年は小学校93.5%、中学校81.9%となっています。

文部科学省においては、令和4年度から令和8年度までを期間とする第6次整備計画が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としており、地方財政措置が講じられています。学校図書館の蔵書数の差による子どもの読書環境や情報取得、調べ学習等への影響がないよう、学校図書資料等の整備に一層努める必要があります。

令和2年度：全国平均値（小学校）	「標準冊数」75%を満たしている公立学校	93.3%
全国平均値（中学校）	「標準冊数」75%を満たしている公立学校	87.6%

ウ 「司書教諭が置かれている本県の小・中・高等学校の割合」（資料編【グラフ⑬】）では、学校図書館法に準じて、12学級以上の全ての小・中・高等学校に司書教諭有資格者を配置しています。12学級規模に満たない全ての学校にも、司書教諭を順次配置できるよう、有資格者の育成に努めていく必要があります。また、学校図書館の運営・活用を担う専任司書教諭の配置や、兼任であっても学校図書館経営に十分に携わることができるよう負担軽減が求められているところです。

エ 「学校司書が置かれている本県の小・中・高等学校の割合」（資料編【グラフ⑭】）は、小学校31.3%、中学校24.8%、高等学校は18.8%となっており、全国平均値と比較しても低い水準にあります。

令和2年度：全国平均値（小学校）	「学校司書」を配置している公立学校	69.1%
全国平均値（中学校）	「学校司書」を配置している公立学校	65.9%
全国平均値（高等学校）	「学校司書」を配置している公立学校	66.4%

オ 「蔵書をデータベース化している本県の小・中・高等学校の割合の推移」（資料編【グラフ⑮】）は、小学校69.0%、中学校59.1%、高等学校の93.8%が蔵書をデータベース化しています。一方全国平均では小学校80.5%、中学校79.3%、高等学校92.2%となっています。デジタル社会に対応した図書館環境の整備等が求められていることから、今後も引き続き蔵書のデータベース化を促進していく必要があります。

(4) 県の取組の方向性

ア 学校図書館図書標準に基づく図書標準達成校の増加を促進します。

イ 司書教諭の配置の拡充による学校図書館機能の充実及び研修や事例共有による公立図書館との連携に努めます。

ウ 各学校における図書の選定・廃棄基準の策定を促進します。

エ 学校図書館における蔵書のデータベース化を促進します。

オ 学校図書館における、多様な子どもたちにとっての安全・安心な居心地の良い居場所づくりを推進します。

カ 学校図書館への新聞配備の充実を図り、NIE（Newspaper in Education：学校などで新聞を教材として活用すること）の取組を推進します。

キ 学校とボランティア、公立図書館等のネットワークの強化により、学校等における読書活動推進を支援します。

- ・ 各教育事務所を中心とした広域的支援体制の強化
 - ・ 学校司書や読書ボランティア、学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修会の実施
- ク お薦め本の館内掲示やポップによる資料紹介等、地域の書店や民間団体等との連携事例、子どもの主体的な図書委員会活動等に関する情報提供に努めます。
- ケ 点字図書や拡大図書をはじめ、アクセシブルな書籍・電子書籍の拡充を図るなど、児童生徒の実態に応じた図書資料の整備を促進します。
- コ 学校図書館における全ての子どもたちにとっての安全・安心な居心地の良い居場所づくりに努めます。

(5) 市町村に期待される取組

- ア 学校図書館資料の計画的な整備による学校図書館図書標準達成校の増加
- イ 図書の選定・廃棄基準の策定の促進
- ウ 司書教諭有資格者の配置拡充の検討
- エ 学校司書の配置の拡充による読書活動の充実
- オ 市町村立学校の蔵書のデータベース化の促進
- カ 学校図書館への新聞配備拡充とNIE（Newspaper in Education：学校などで新聞を教材として活用すること）の取組の推進
- キ 公立図書館の資料やサービスの積極的な活用
- ク 市町村内または教育事務所管内での連携協力の奨励
- ケ 学校図書館の環境整備等における地域ボランティアの活用の推進及びコーディネート
- コ 地域との連携による学校図書館の開放時間等の拡充
- サ 多様な主体と連携した取組の推進による地域の読書活動の充実
- シ お薦め本の館内掲示やポップによる資料紹介等、子どもの主体的な活動等に関する情報や機会の提供
- ス 全ての子どもたちにとっての安全・安心な居心地の良い居場所づくり

第3章 関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

1 関係機関等との連携協力

(1) これまでの県の取組

- ア 市町村や学校、図書館、民間団体等と連携し、県内各地域における関係機関のネットワーク形成を図りました。
- イ 関係機関との連携協力により読書活動を推進するNPO法人やボランティア団体等の支援に努めました。
- ウ 県立図書館は、市町村立図書館等との情報の共有化を図るため、ネットワークの構築を進めてきました。

(2) 関係機関等との連携協力の現状と課題

- ア 「ボランティアと連携している本県の小・中・高等学校の割合」(資料編【グラフ⑩】)は、小学校84.2%、中学校39.6%、高等学校1.6%となっています。全校平均と比較すると、小中学校では全国平均を上回っています。高等学校は概ね同程度となっています。
- イ 「公立図書館と連携している本県の小・中・高等学校の割合の推移」(資料編【グラフ⑪】)は、小学校80.5%、中学校51.0%、高等学校9.4%となっています。小学校及び高等学校は概ね横ばい、中学校は増加傾向にあります。一方で全国平均と比較すると全ての校種で下回っています。

令和2年度：全国平均値（小学校）ボランティア連携 81.2%	公立図書館との連携 76.5%
全国平均値（中学校）ボランティア連携 27.2%	公立図書館との連携 49.8%
全国平均値（高等学校）ボランティア連携 2.9%	公立図書館との連携 46.5%

- ウ 子どもの読書活動推進の視点から、学校と公立図書館との一層の連携協力体制の構築やネットワークづくりが必要です。

(3) 県の取組の方向性

- ア 学校図書館と地域の図書館等との連携協力の事例を紹介するなど、情報提供に努めます。
- イ 県立図書館においては、市町村立図書館等と連携した図書館相互の協力による、多様な子どもの利用や読書活動の充実に向けた図書館サービスの向上に努めます。
- ウ アクセシブルな書籍・電子書籍等の拡充や活用促進のため、関係機関と連携した研修会の実施に努めます。
- エ 市町村や学校、図書館、民間団体等など、県内各地域の読書活動を推進するための連携協力体制の一層の充実に努めます。
- オ 書店や出版社との連携協力による先進的な取組の周知啓発及び読書推進の機運醸成に努めます。
- カ 関係機関との連携協力により読書活動を推進するNPO法人やボランティア団体等を支援します。
- キ 関係機関との連携協力のもと、子どもが読書ボランティアや子ども司書、子どもコンシェルジュ等として活動するための学びの場や機会の提供に努めます。

(4) 市町村に期待される取組

- ア 児童書の充実と団体貸出の促進
- イ 学校図書館図書標準に基づく図書標準達成校の増加
- ウ 県立図書館との連携協力による図書館サービスの向上

- エ 公立図書館等と学校の連携による、子どもが本に親しむ環境づくりの推進
- オ 総合的な学習の時間をはじめとする子どもの学習活動に対応した図書館サービスの充実
- カ 関係機関、団体等との定期的な連絡会等の開催
- キ 関係機関との連携協力のもと、子どもが読書ボランティアや子ども司書、子どもコンシェルジュ等として活動するための情報や機会の提供
- ク 学校や公立図書館と地域の民間団体等との相互の連携による多様な子どもの読書活動の推進

2 推進体制の整備・充実

(1) これまでの県の取組

- ア 関係する機関や団体の代表者等で構成する「岩手県子どもの読書活動推進会議」を設置し、市町村と連携協力しながら、本計画の進捗状況の確認、具体的な推進方策及び改善に向けた意見聴取等を行い、施策の推進を図りました。
- イ 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子どもの読書活動推進や体制整備に努めてきました。

(2) 推進体制の現状と課題

- ア 「県内各市町村における子どもの読書推進計画策定状況」（資料編【グラフ⑱】）では、策定済みの市町村の割合が平成25年の60.6%から令和5年は78.8%へ増加しています。また、現在策定を検討している市町村もあることから今後策定率が上昇することが想定されます。一方で、策定する予定がないと回答している市町村もあることから、各市町村の実態を把握するとともに、策定に向けた支援等を行うことが必要です。
- イ 平成16年度より岩手県子どもの読書活動推進委員会（令和5年度から「岩手県子どもの読書活動推進会議」に名称変更）を設置し、本県における子どもの読書活動の推進について、総合的な施策の推進を図りました。
- ウ 各教育事務所で子どもの読書推進体制の整備を進め、発達段階に応じた切れ目のない読書推進に資する関係者相互のネットワーク形成等を図るための機会の充実を図りました。

(3) 県の取組の方向性

- ア 関係する機関や団体の代表者等で構成する「岩手県子どもの読書活動推進会議」を設置し、市町村と連携協力しながら、本計画の進捗状況の確認、具体的な推進方策及び改善に向けた意見聴取等を行い、施策の推進を図ります。
- イ 市町村等の協力を得ながら、「岩手県子どもの読書状況調査」を実施して推進状況の把握に努めるとともに施策の評価及び改善に取り組みます。
- ウ 「子どもの読書活動推進計画」未策定の市町村に対し、本計画を踏まえた計画策定を促すとともに、必要に応じて計画策定に必要な情報提供等に努めます。
- エ 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子どもの読書活動推進のための体制整備に努めます。
- オ 「教育振興運動」や地域学校協働活動による地域全体で取り組む子どもの読書活動を奨励します。
- カ 特色ある活動を行っている図書館や学校、地域に関する情報の収集や提供に努めます。

(4) 市町村に期待される取組

- ア 市町村の実態に即した子どもの読書活動推進計画の策定
- イ 総合的な施策を推進するための体制整備

3 連携協力による子どもの読書活動の普及啓発

(1) これまでの県の取組

- ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を「まなびネットいわて」へ掲載するとともに、各種研修会において紹介しました。
- イ 市町村や学校、図書館、民間団体等との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通じて読書活動の重要性について周知啓発に努めました。
- ウ 県内各地のさまざまな取組事例の紹介と普及に取り組みました。

(2) 子どもの読書活動の普及啓発の現状と課題

<いわての中高生のためのおすすめ図書100選>



<いわての小学生のためのおすすめ図書100選>



- ア 定期的なブックリストの更新を行い、多様な分野におけるブックリストを子どもたちに届けることが重要です。（「いわ100」～平成29年度改訂、「いわ100 きっず」～令和4年度改訂）
- イ 家庭や学校、公立図書館や地域のボランティア団体等、多様な場所でのブックリストの活用事例を広く収集するとともに、その周知を図ることが必要です。
- ウ 家庭教育や子育て支援のための講座や研修等において読書活動の取組や読書活動の大切さ等を紹介し、読書が家庭生活の中に位置づけられるように、読書活動に関する普及・奨励に取り組んできました。また、「ブックスタート」や家庭教育学級等、家庭教育関連事業と連携し、家庭における読書習慣への取組や幼児期からの読書運動を紹介し、読書活動の普及・奨励を進めてきました。
- エ 「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」への優れた実践活動の推薦や、その活動の紹介・啓発を行いました。今後、多様な子どもたちの読書機会確保の視点から、小中学校の特別支援学級及び特別支援学校における読書推進の好事例を収集・紹介することにより啓発に努めることが重要です。
- オ 子どもの読書活動は社会全体で取組みを進めていくことが重要であることから、家庭・地域・学校のほか、地域の民間団体及び公立図書館等と連携した読書機会の確保が必要です。

(3) 県の取組の方向性

- ア 市町村や学校、図書館、地域の民間団体等との連携協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等を通じて読書活動の重要性の周知啓発に努めます。

イ 「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)、「読書週間」(10月27日～11月9日)、「岩手の読書週間」(2月1日～14日)の情報提供をはじめ、「教育振興運動」や地域学校協働活動をはじめとした子どもの読書活動の推進に資する多様な好事例の紹介に努めます。

ウ 小中学校の特別支援学級及び特別支援学校における読書推進の好事例や、地域における多様な子どもたちの居場所や学習の場における読書推進の好事例の収集及び紹介に努めます。

(4) 市町村に期待される取組

ア 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料等の提供

イ 家庭教育学級等における、子どもの読書活動の重要性に関する学習機会の提供

ウ 「教育振興運動」や地域学校協働活動における多様な読書活動の奨励

エ 特色ある地域の読書推進活動に関する情報の提供

オ 地域における多様な子どもたちの居場所や学習の場における読書推進事例の収集

カ 地域の民間団体との連携による多様な子どもたちの読書機会の提供

計画の進行状況を示す「指標」及び「目標値」

策定した計画の進捗及び子どもの読書状況を概観できる指標を以下のとおり設定し、目標値の達成に向けて取り組めます。なお、目標値は設定しないものの、子どもの読書状況調査等各種調査データを把握し、評価検証を行うとともに各主体における取組に生かしていきます。また、関連する参考データについては、【資料編】に載せております。

指標の名称	「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立小・中・義務教育学校・高等学校における「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合 (%)						
調査方法	毎年 10 月の 1 か月間を対象として、翌 11 月初旬に県内公立小・中・義務教育学校及び高等学校における小学 5 年生、中学 2 年生（義務教育学校 8 年生）、高校 2 年生の児童生徒を対象に調査する。（各学校 1 学級ずつ抽出）						
目標数値		R5	R6	R7	R8	R9	R10
	小学校 5 年	86%	90%	90%	90%	90%	90%
	中学校 2 年 <small>（義務教育学校 8 年）</small>	81%	85%	85%	85%	85%	85%
	高校 2 年	82%	85%	85%	85%	85%	85%

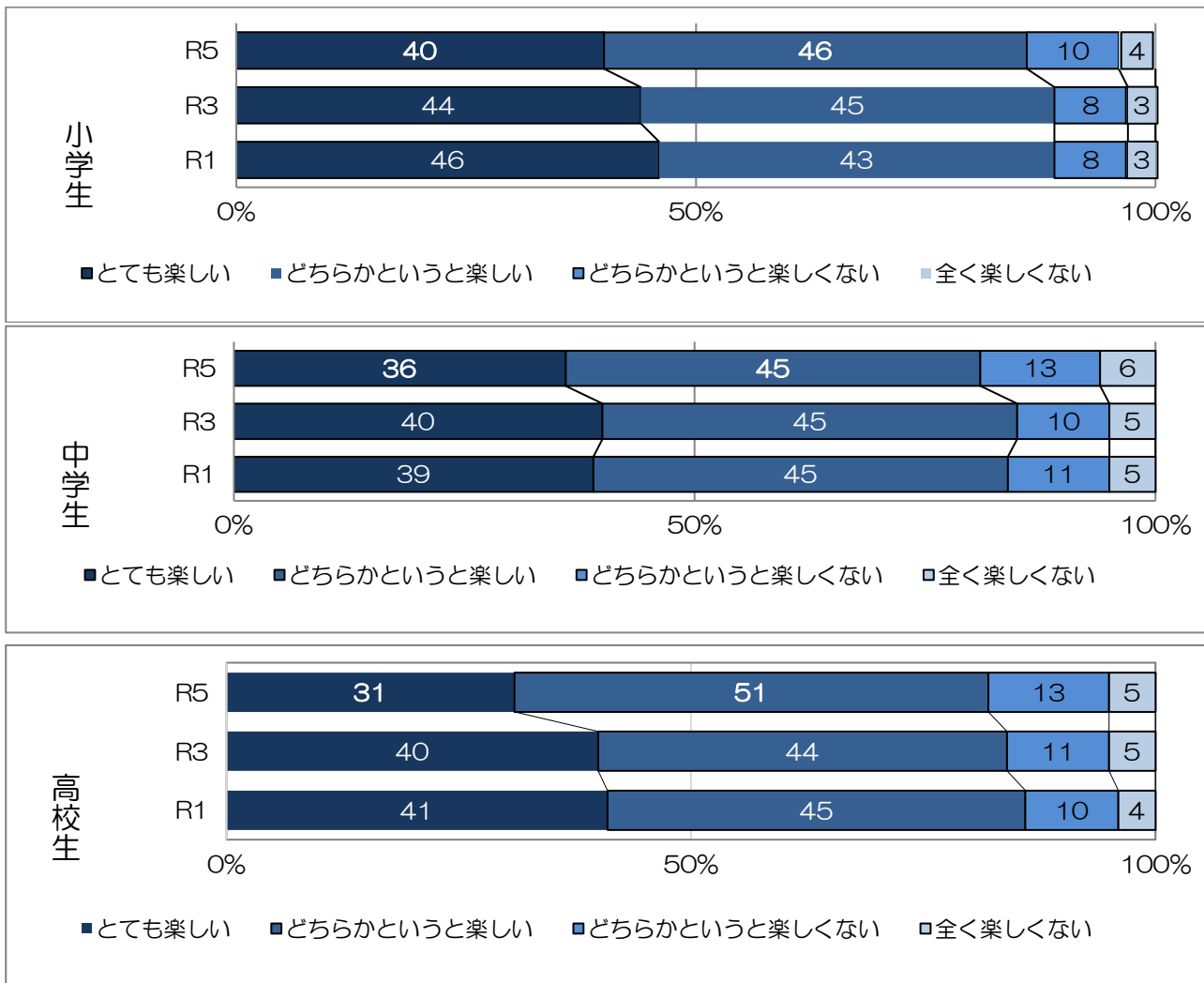
指標の名称	児童生徒の読書者の割合	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立小・中・義務教育学校・高等学校における読書者（1 か月に 1 冊以上本を読んだ児童生徒）の割合 (%)						
調査方法	毎年 10 月の 1 か月間を対象として、翌 11 月初旬に県内公立小・中・義務教育学校及び高等学校における小学 5 年生、中学 2 年生（義務教育学校 8 年生）、高校 2 年生の児童生徒を対象に調査する。（各学校 1 学級ずつ抽出）						
目標数値		R5	R6	R7	R8	R9	R10
	小学校 5 年	99%	99%	99%	99%	99%	99%
	中学校 2 年 <small>（義務教育学校 8 年）</small>	95%	95%	95%	95%	95%	95%
	高校 2 年	79%	90%	90%	90%	90%	90%

指標の名称	児童生徒の 1 か月の平均読書冊数	担当課	生涯学習文化財課				
内 容	県内公立小・中・義務教育学校・高等学校における児童生徒一人当たりの 1 か月の平均読書冊数（冊）						
調査方法	毎年 10 月の 1 か月間を対象として、翌 11 月初旬に県内公立小・中・義務教育学校及び高等学校における小学 5 年生、中学 2 年生（義務教育学校 8 年生）、高校 2 年生の児童生徒を対象に調査する。（各学校 1 学級ずつ抽出）						
目標数値		R5	R6	R7	R8	R9	R10
	小学校 5 年	17.1 冊	18 冊	18 冊	18 冊	18 冊	18 冊
	中学校 2 年 <small>（義務教育学校 8 年）</small>	4.8 冊	5 冊	5 冊	5 冊	5 冊	5 冊
	高校 2 年	2.2 冊	3 冊	3 冊	3 冊	3 冊	3 冊

資料編

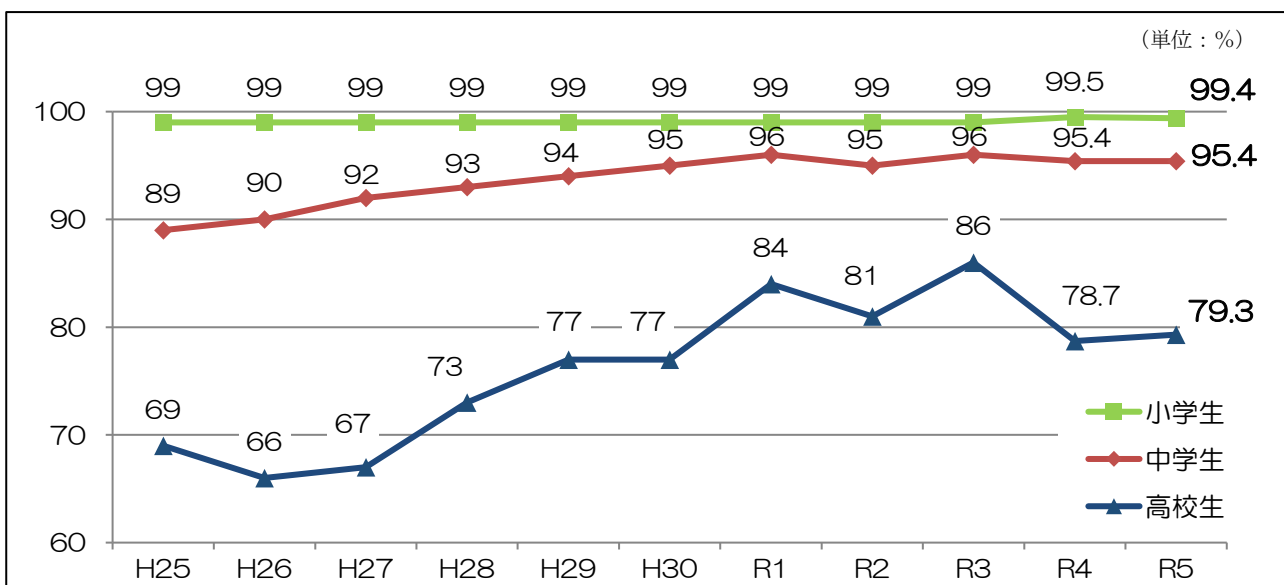
1 第5次計画本文中における関係データ

【指標①】「読書がとても楽しい」と感じる児童生徒の割合（単位：％）



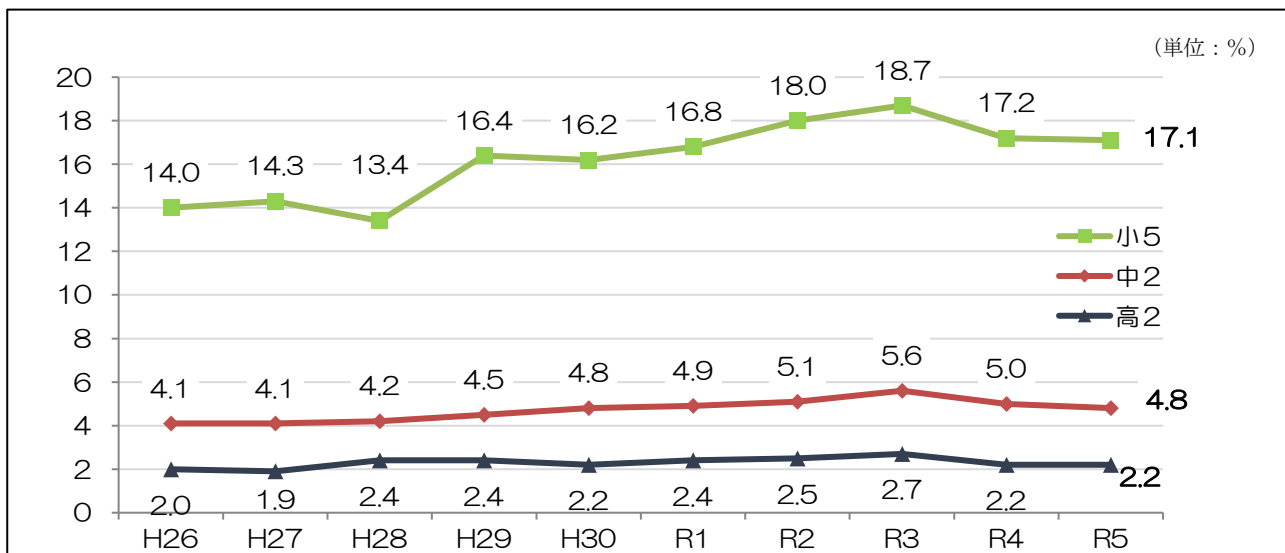
「岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

【指標②】本県の小・中・高校生の読書者の割合の推移



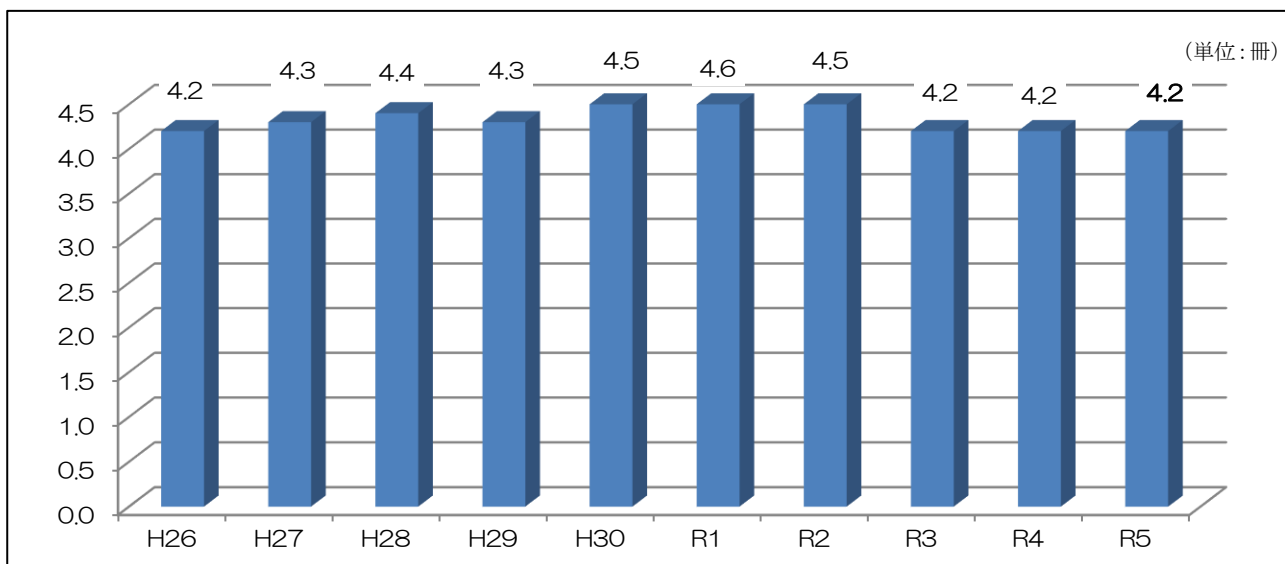
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

【指標③】本県の小・中・高校生の1か月の平均読書冊数の推移



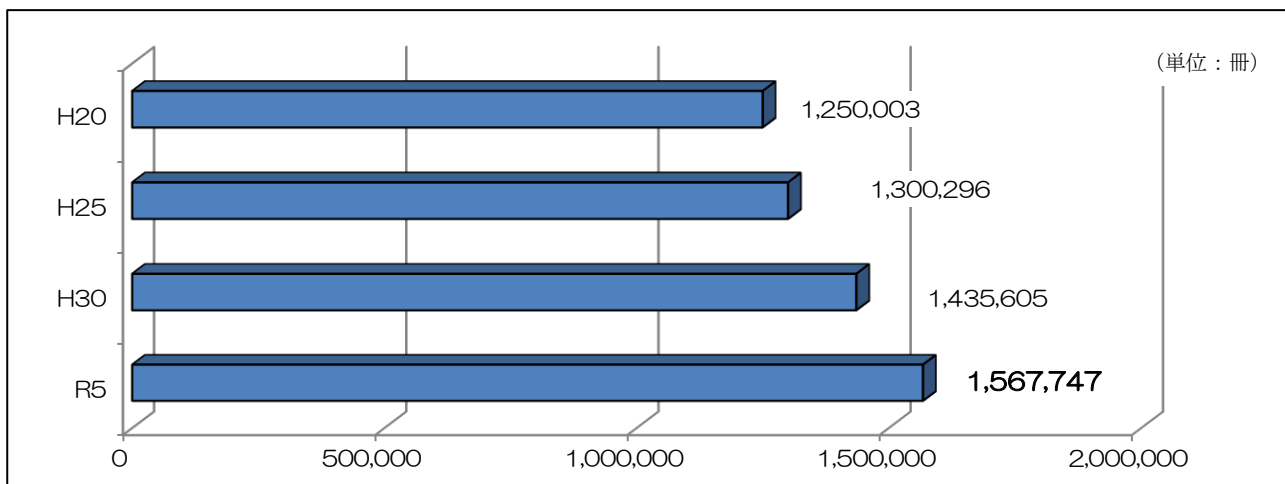
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

【指標④】本県の県民一人あたりの図書貸出冊数



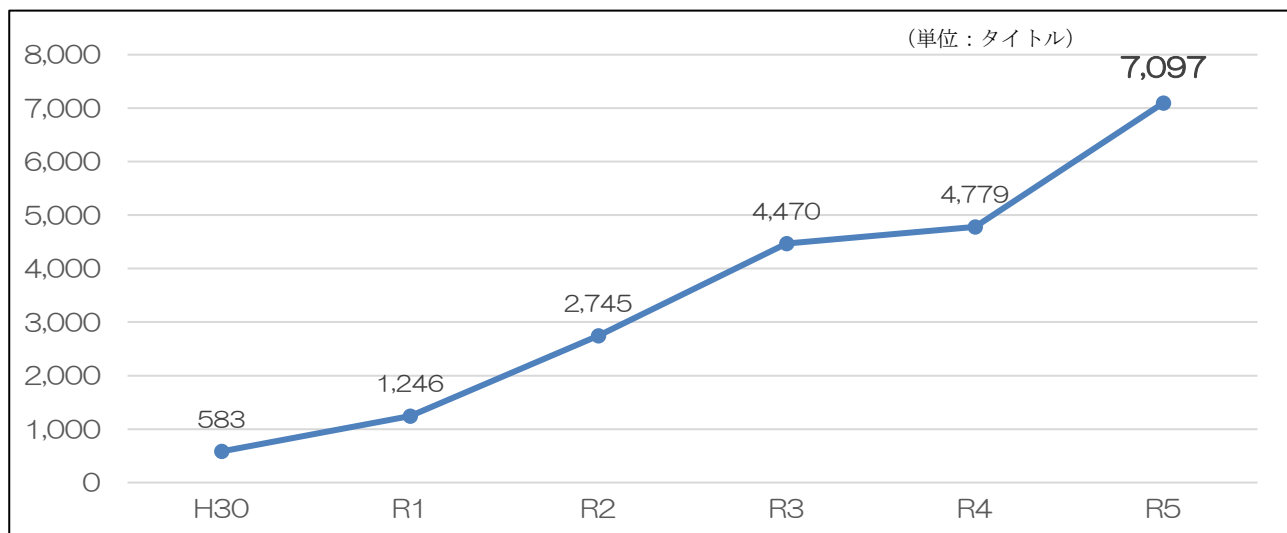
「図書館・公民館図書室等実態調査」(岩手県立図書館)

【指標⑤】県立公立図書館等における児童図書蔵書冊数



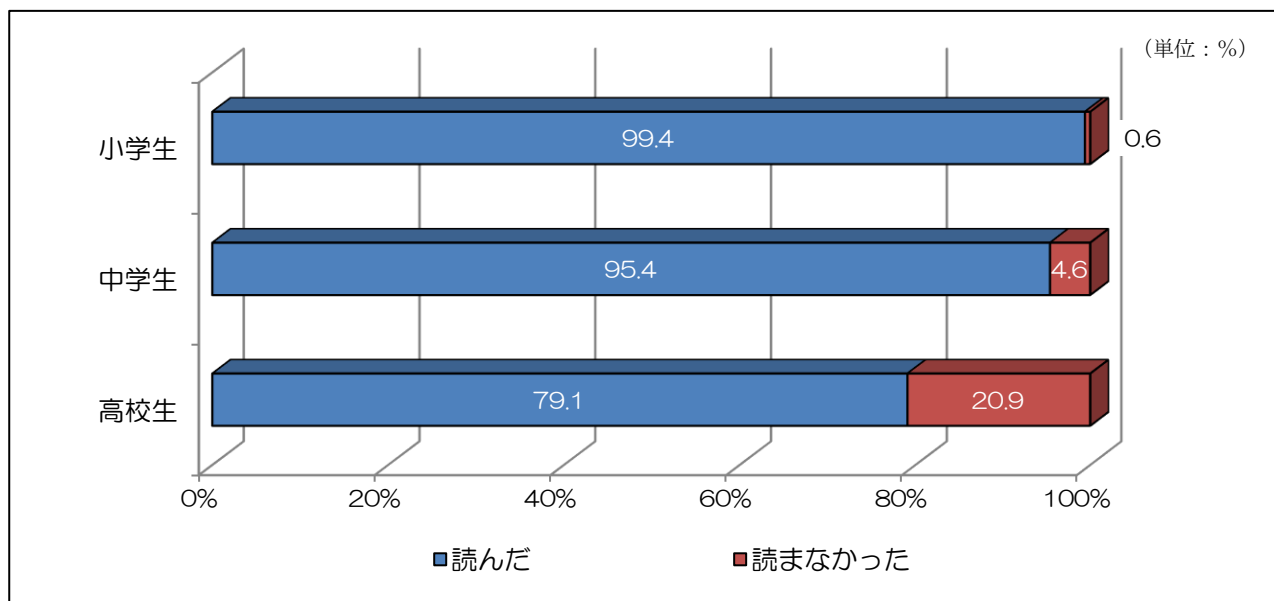
「図書館・公民館図書室等実態調査」(県立図書館調査)

【グラフ①】 公立図書館等における電子書籍資料数



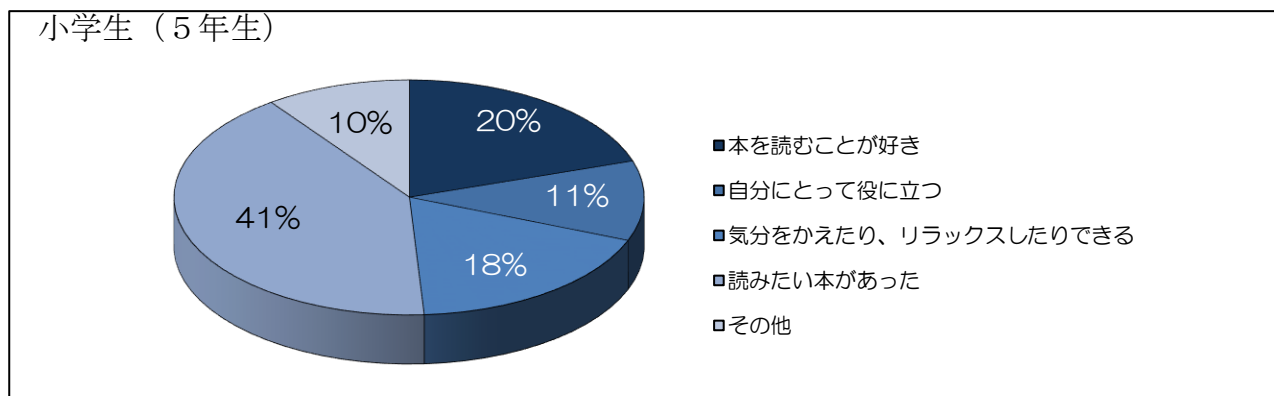
「図書館・公民館図書室等実態調査」(県立図書館調査)

【グラフ②】 1か月間で1冊以上本を読んだ本県の児童生徒の割合



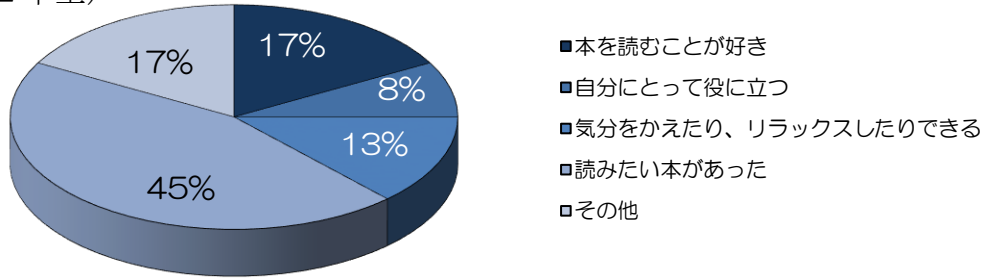
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

【グラフ③】 本を読んだ理由 (不読者を除く)

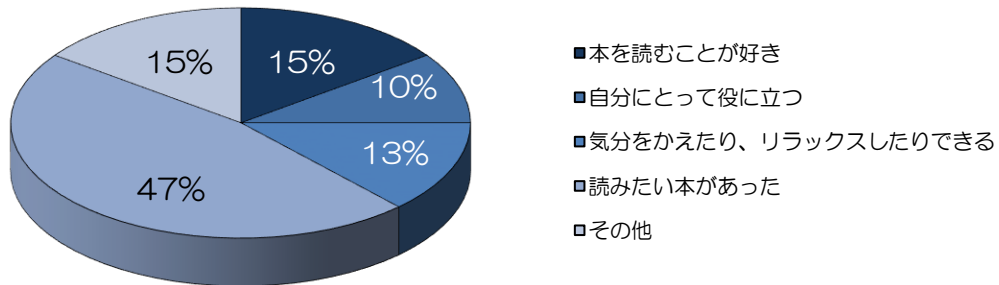


「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

中学生（2年生）

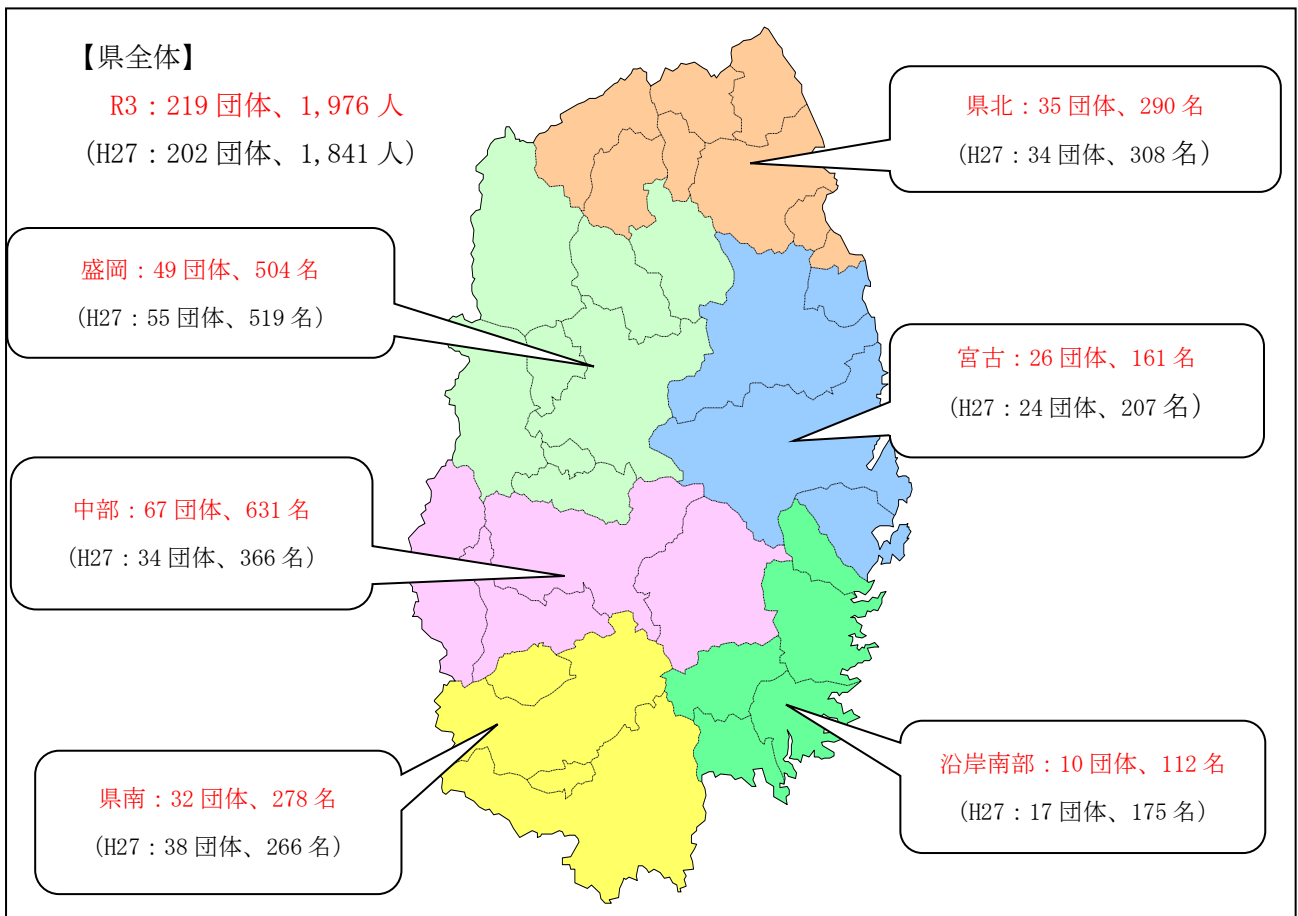


高校生（2年生）



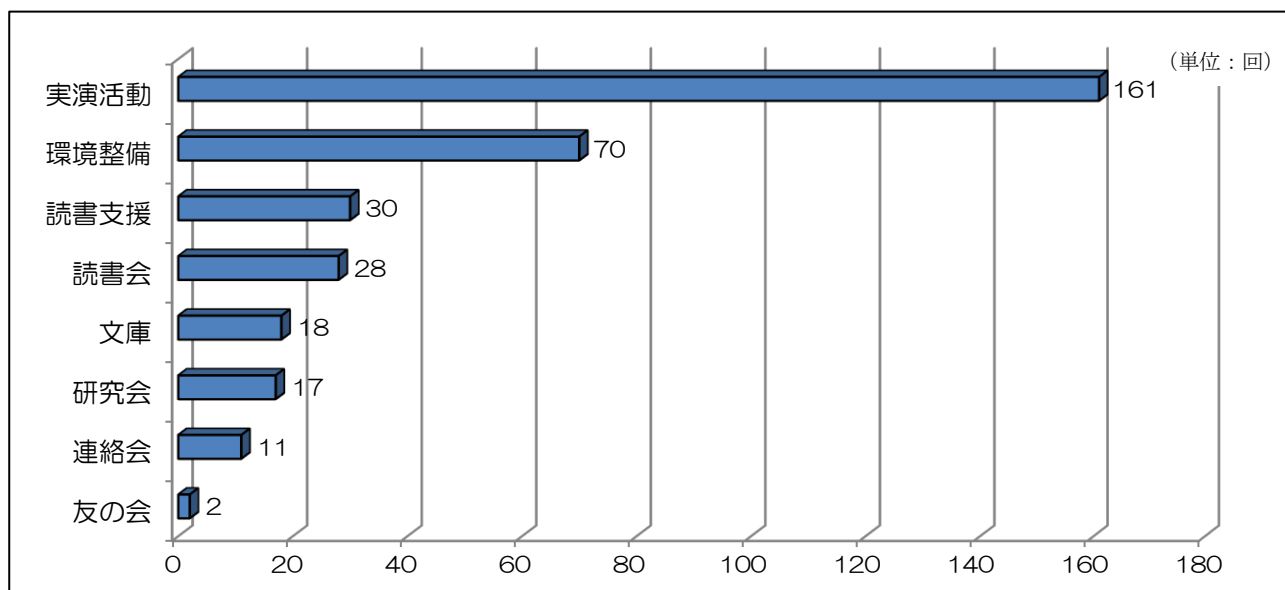
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

【図①】 公立図書館に登録している本県のボランティア団体数



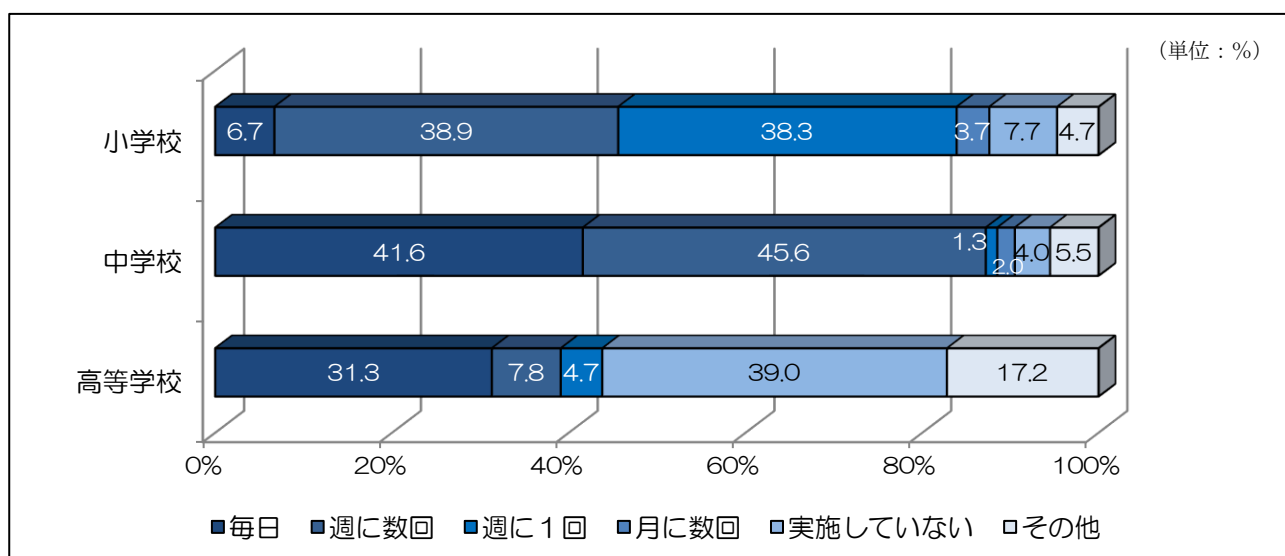
「令和3年度読書グループ等活動一覧」（岩手県立図書館）

【グラフ④】 公立図書館に登録している本県のボランティア団体の主な活動



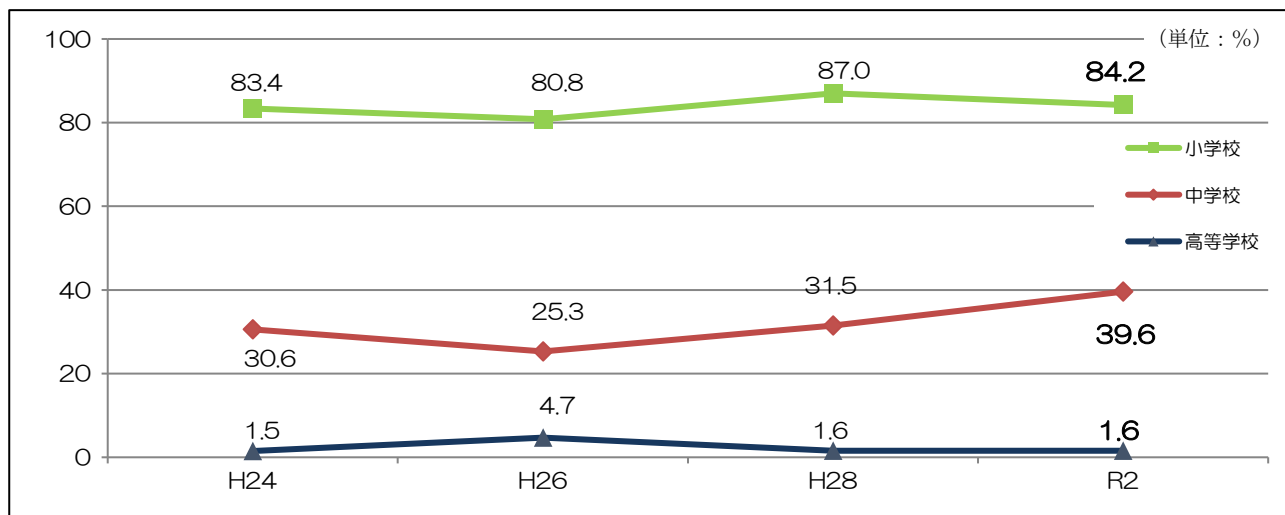
「令和3年度読書グループ等活動一覧」(岩手県立図書館)

【グラフ⑤】 本県の小・中・高等学校における全校一斉読書の実施状況



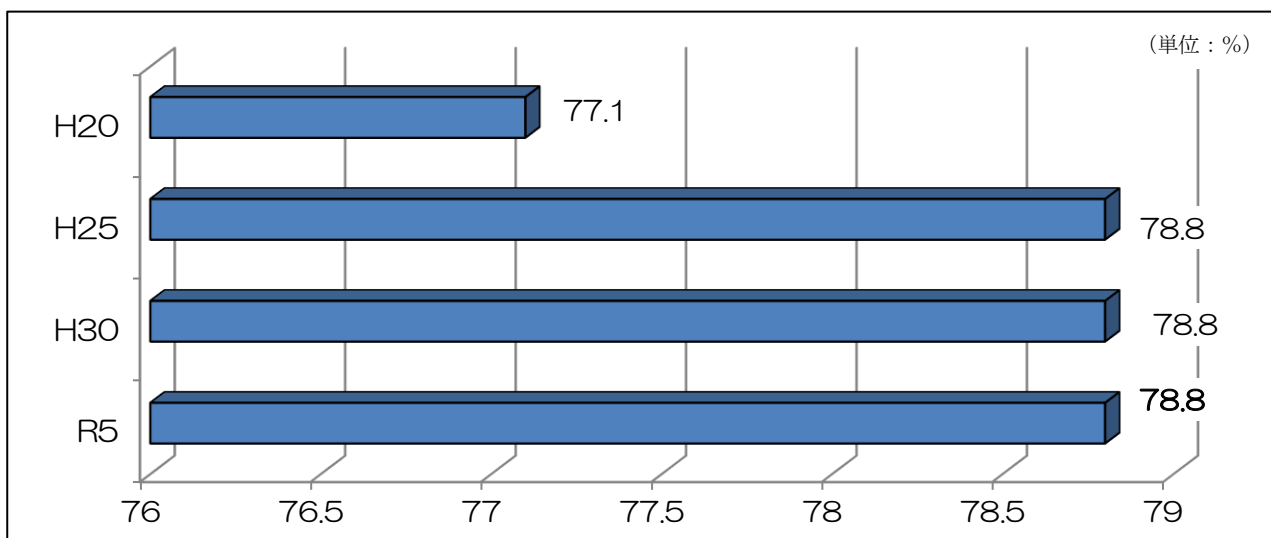
「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑥】 本県の小・中・高等学校におけるボランティアの活用状況の推移



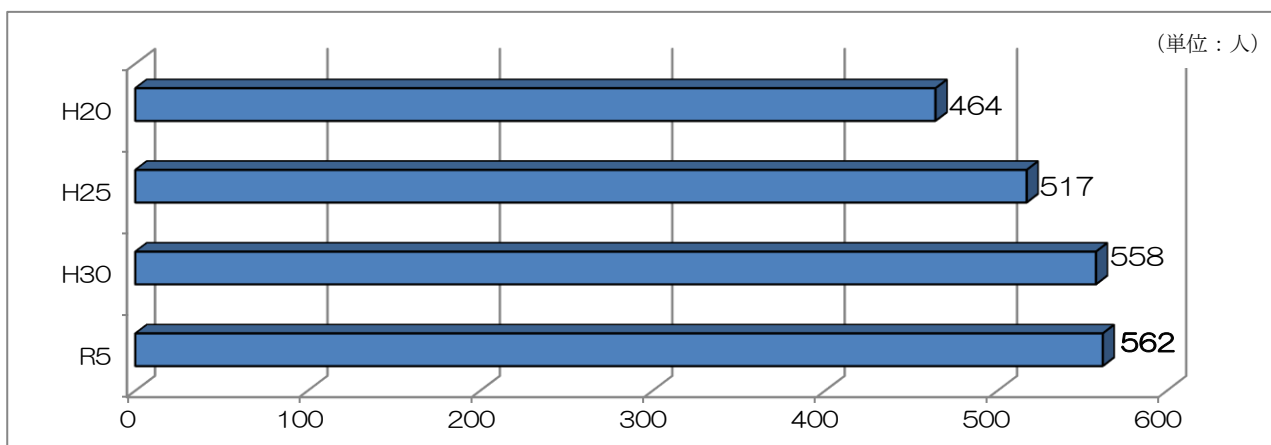
「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑦】 県内市町村立図書館の設置率推移



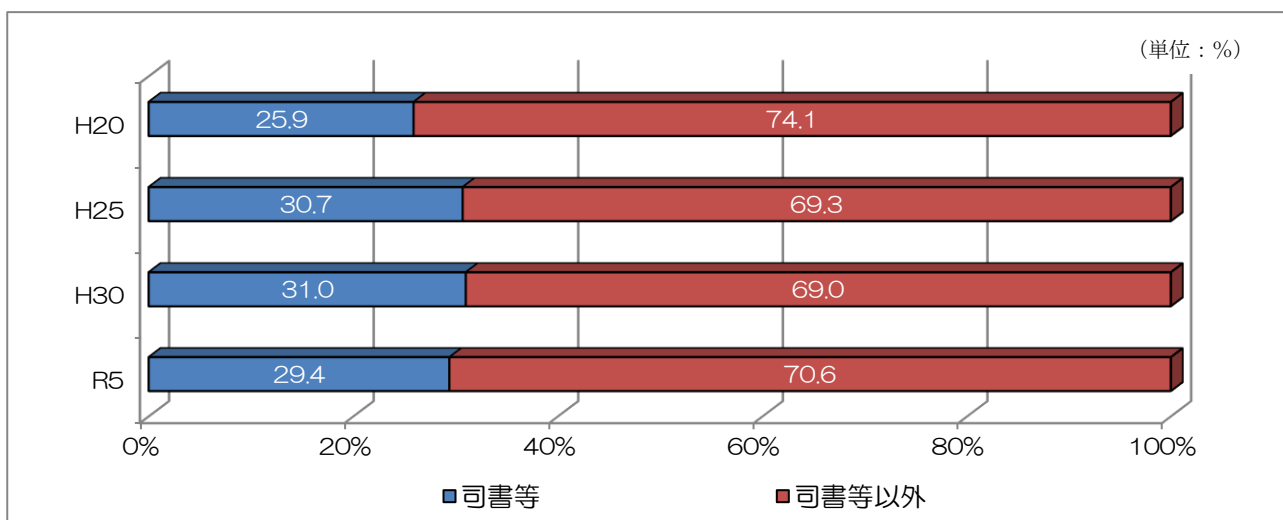
「図書館・公民館図書室等実態調査」(岩手県立図書館)

【グラフ⑧】 県内公立図書館等における職員数(非常勤職員・臨時職員を含む)の推移



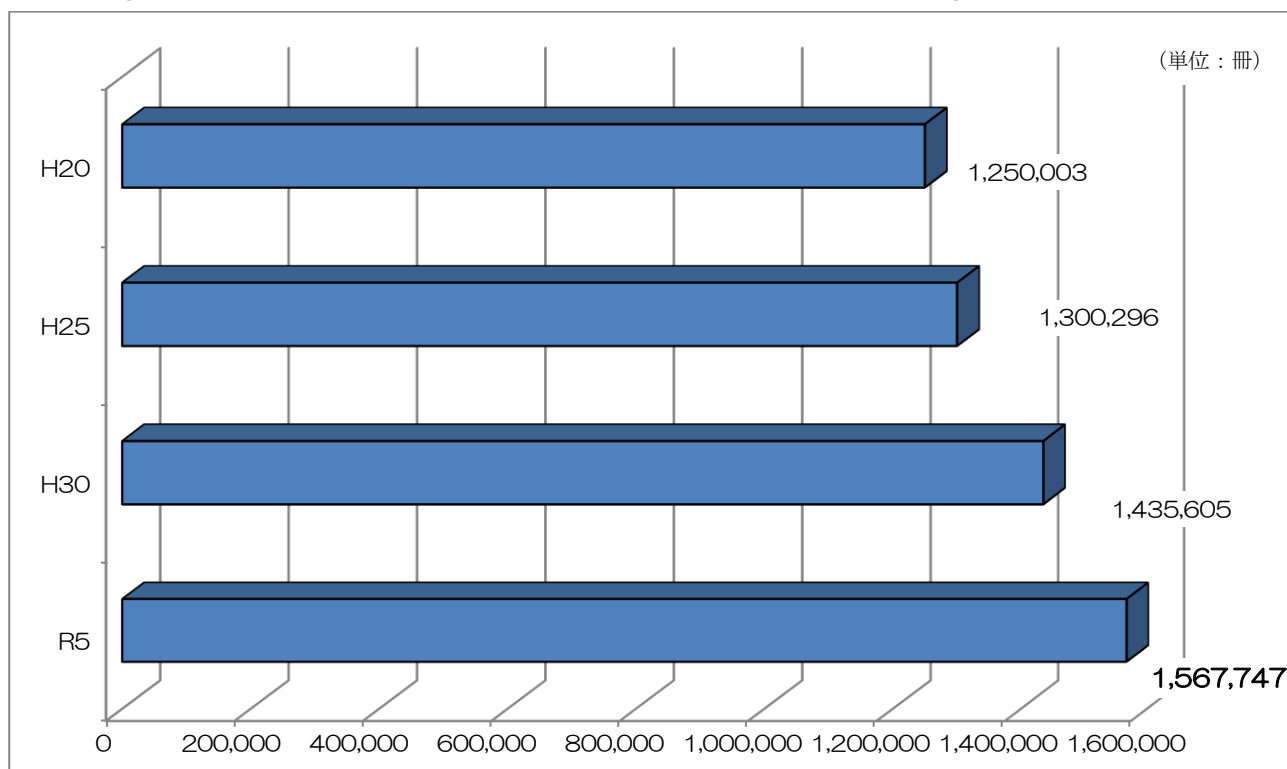
「図書館・公民館図書室等実態調査」(岩手県立図書館)

【グラフ⑨】 県内公立図書館等における司書等有資格者職員(委託先・指定管理者職員を含まない)の割合の推移



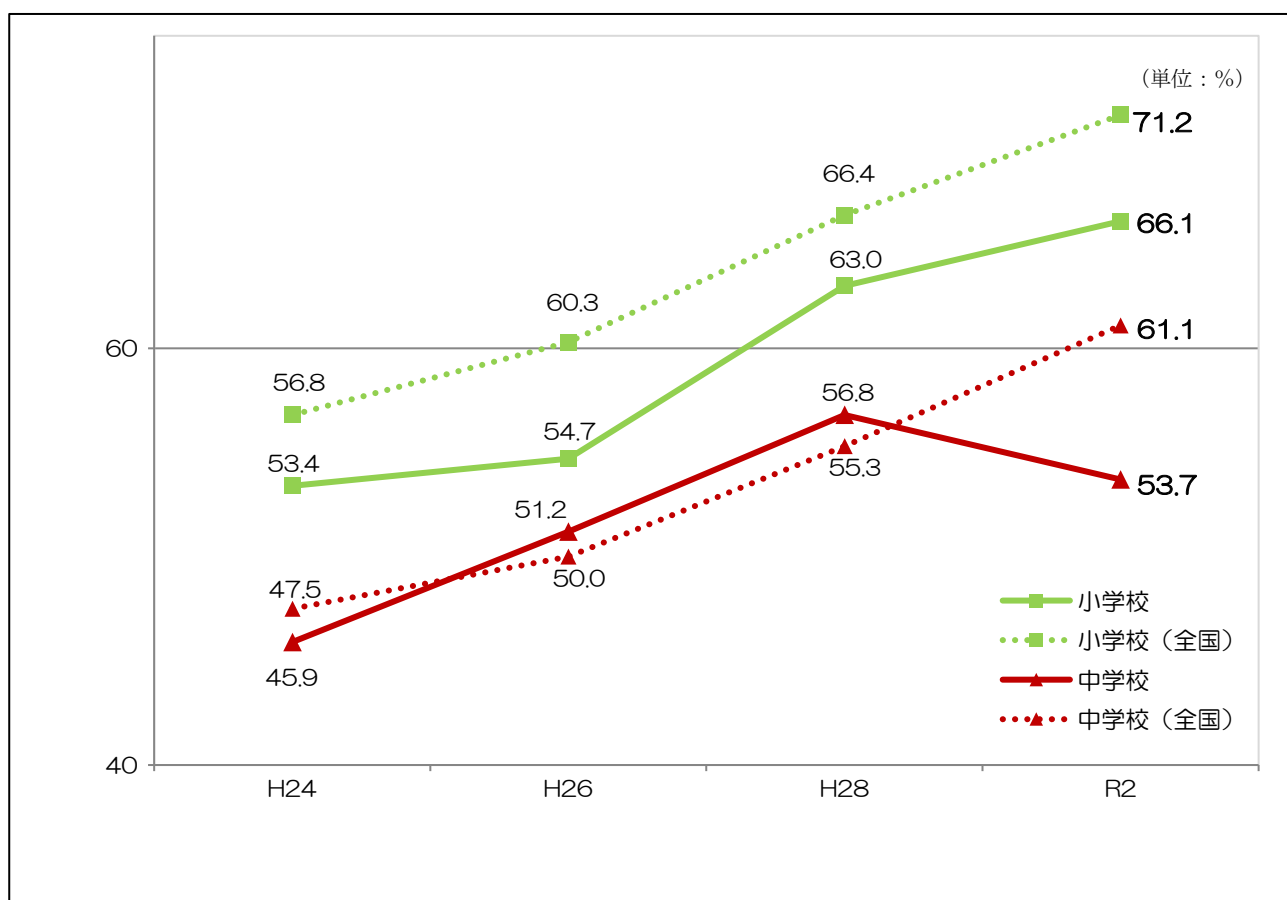
「図書館・公民館図書室等実態調査」(岩手県立図書館)

【グラフ⑩】県内公立図書館等における児童図書蔵書冊数の推移（再掲【指標⑤】）



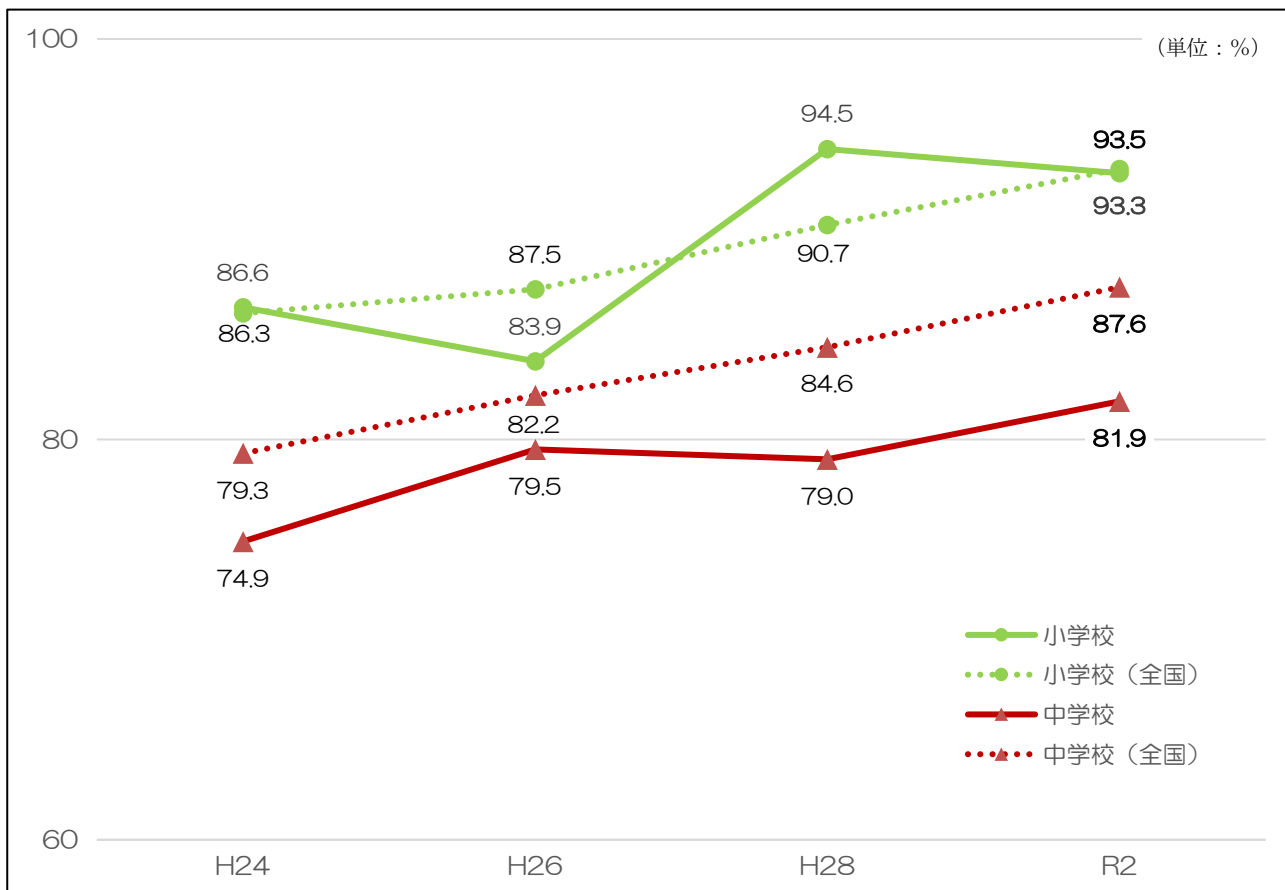
「図書館・公民館図書室等実態調査」(岩手県立図書館)

【グラフ⑪】学校図書館における図書標準目標を満たしている本県の小・中学校の割合の推移



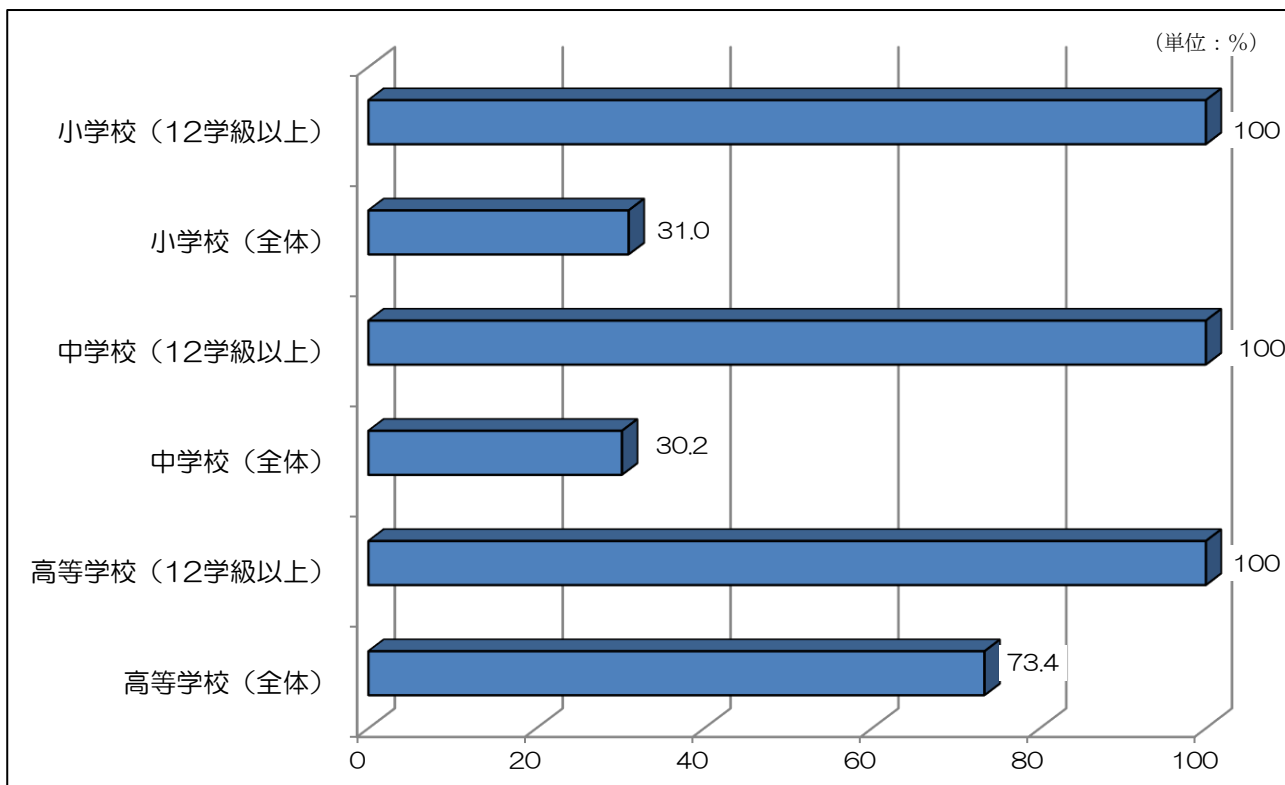
「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑫】 学校図書館図書標準目標 75%以上を達成している本県の小中学校の割合の推移



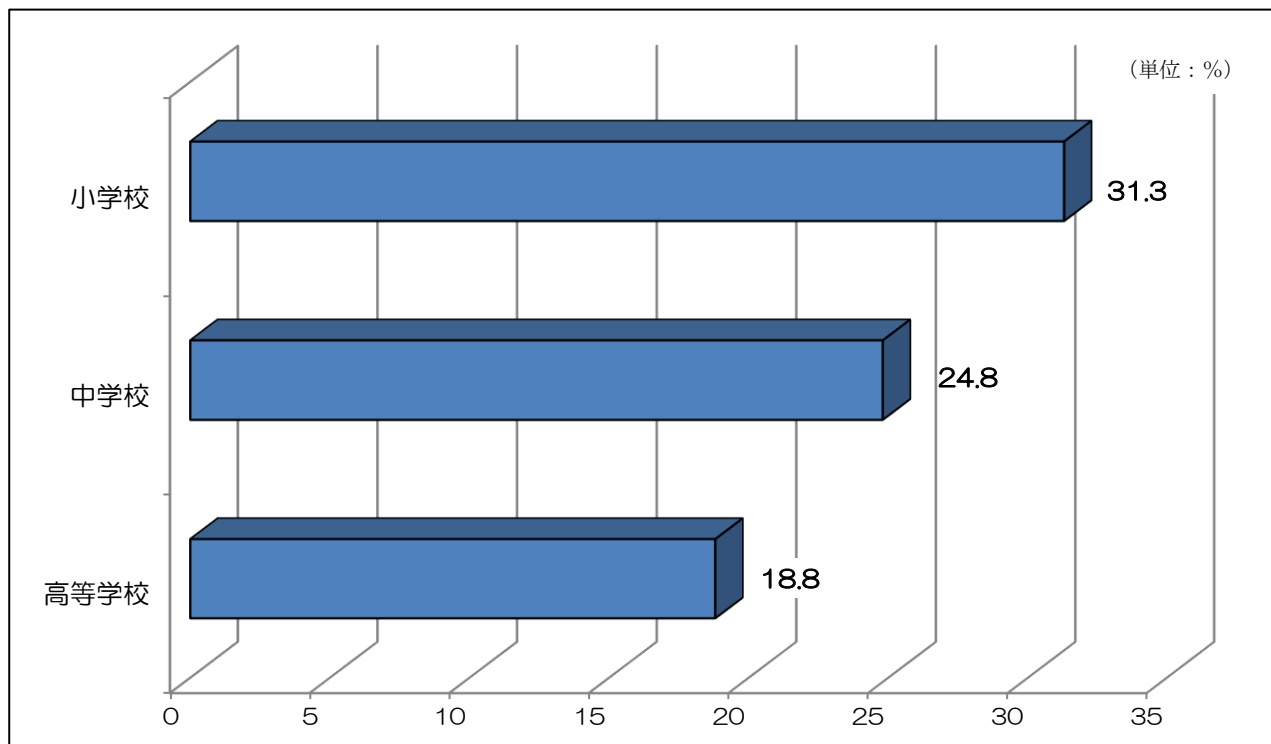
「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑬】 司書教諭が置かれている本県の小・中・高等学校の割合



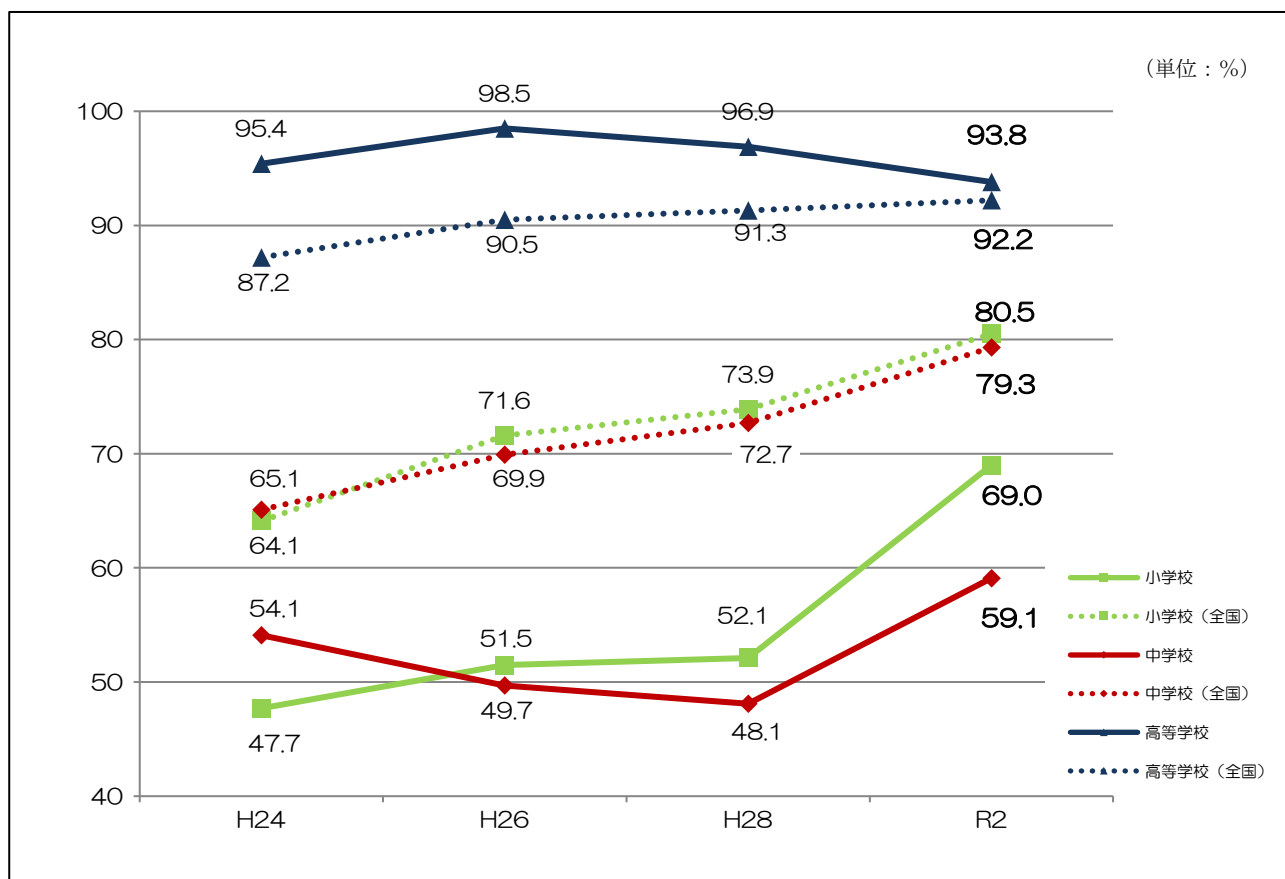
「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑭】 学校司書が置かれている本県の小・中・高等学校の割合



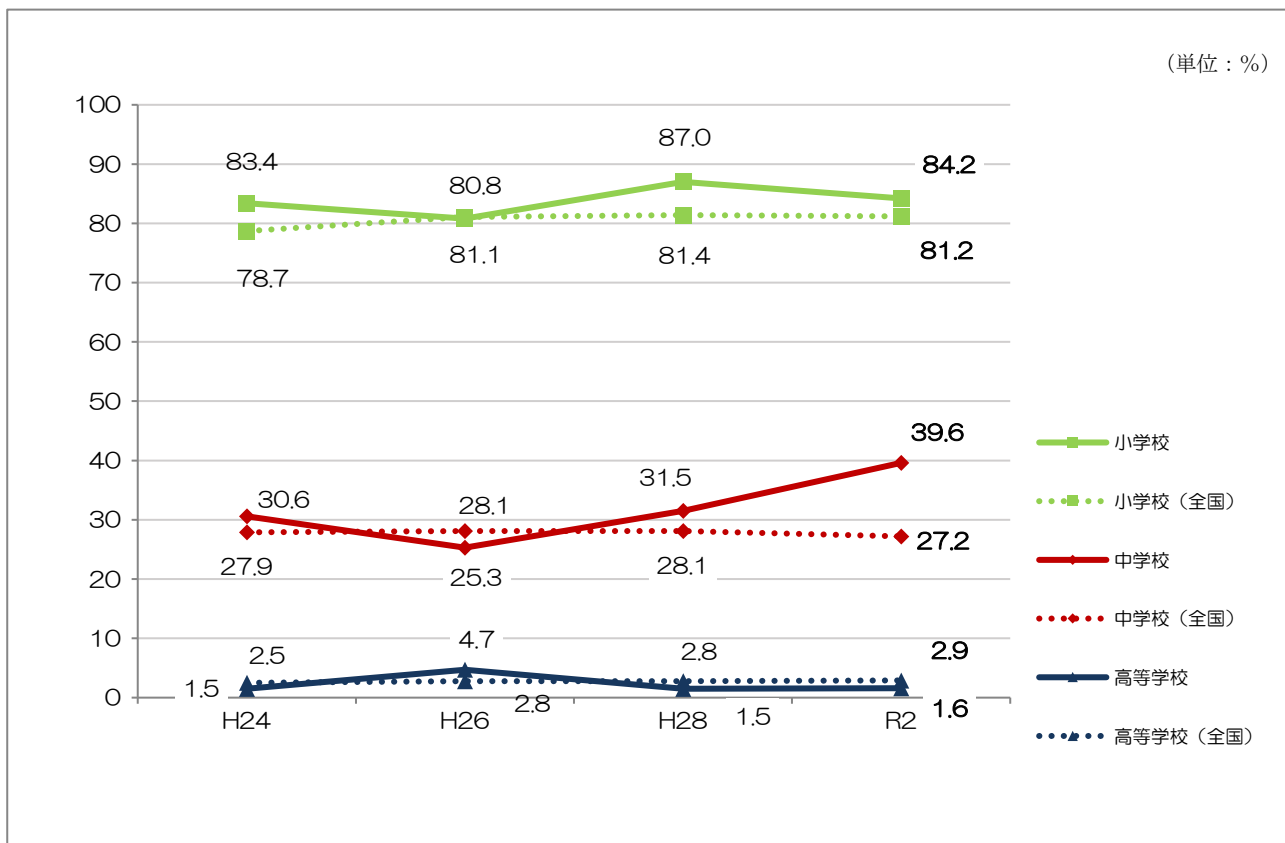
「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑮】 蔵書をデータベース化している本県の小・中・高等学校の割合の推移



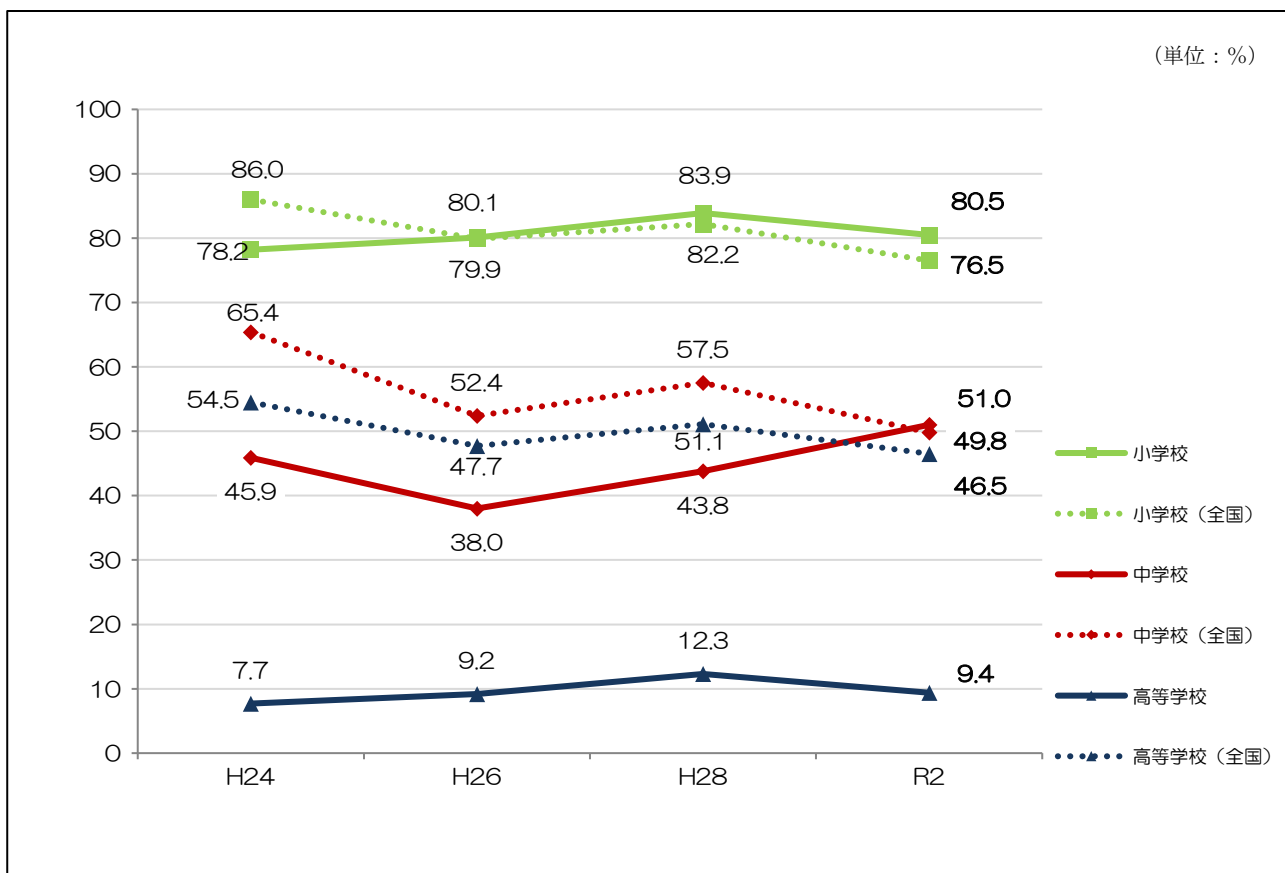
「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑯】 ボランティアと連携している本県の小・中・高等学校の割合



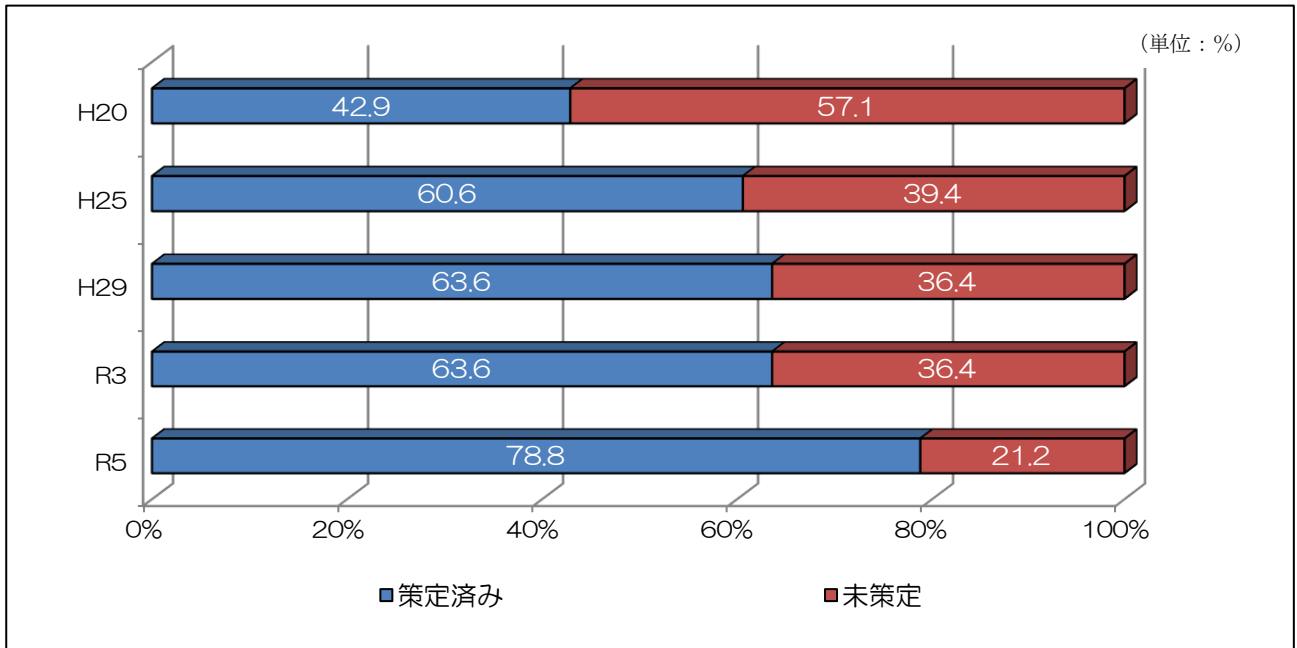
「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【グラフ⑰】 公立図書館と連携している本県の小・中・高等学校の割合の推移



「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

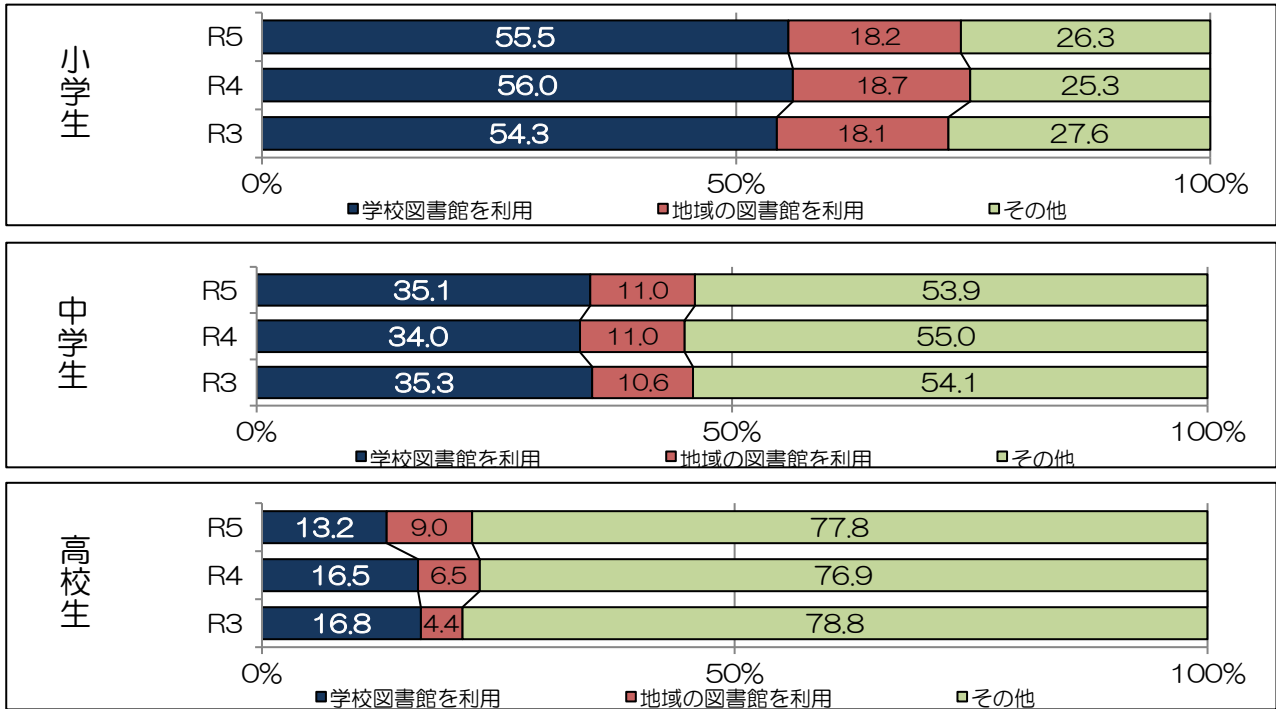
【グラフ⑱】 県内各市町村における子どもの読書推進計画策定状況の推移



「都道府県及び市町村における子ども読書活動推進計画の策定状況調査」(文部科学省)

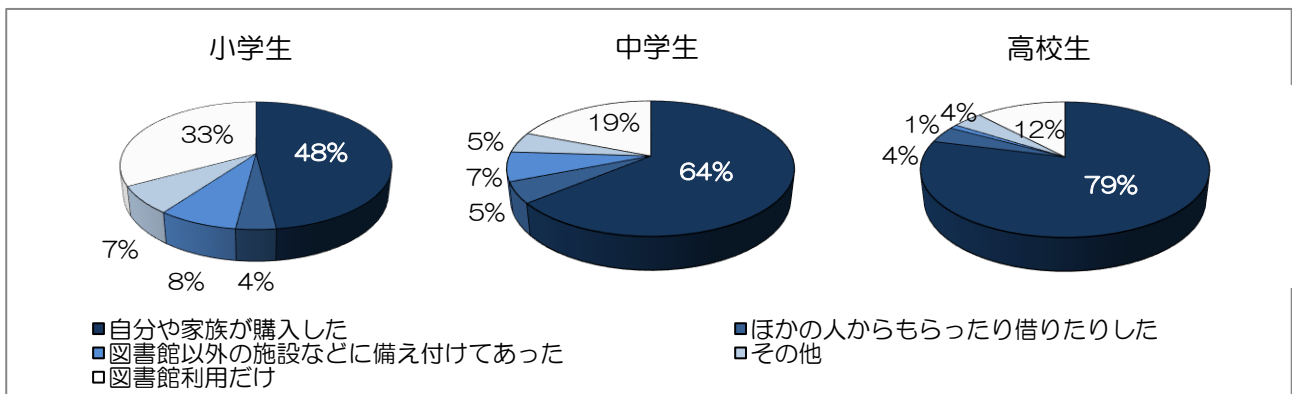
2 子どもの読書推進において参考となる調査データ等

【参考資料1】「1か月に読んだ本のうち、学校図書館や地域の図書館を利用した本の割合」



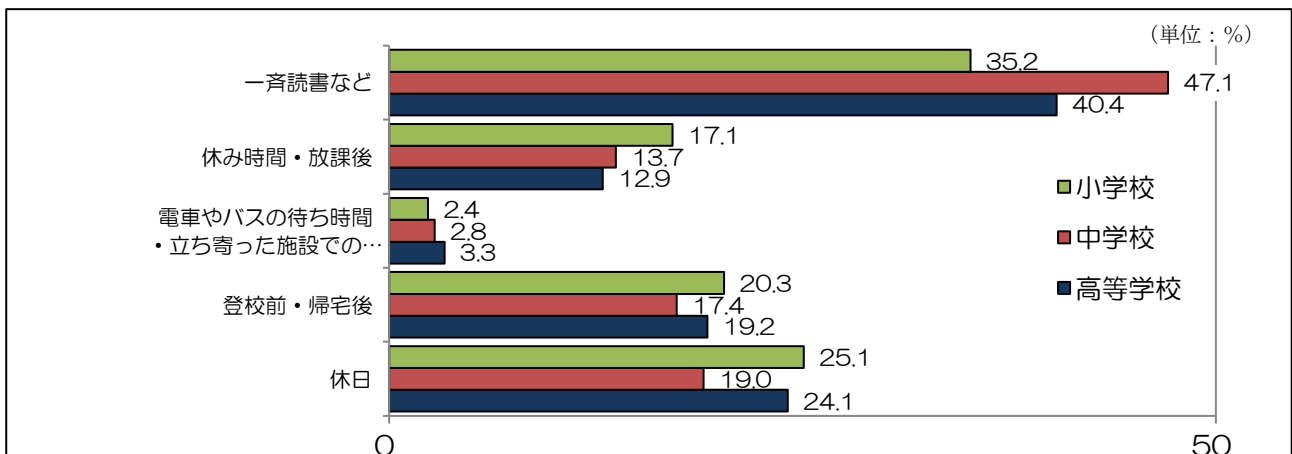
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

【参考資料2】「1か月に読んだ本のうち、図書館利用以外の本の内訳」



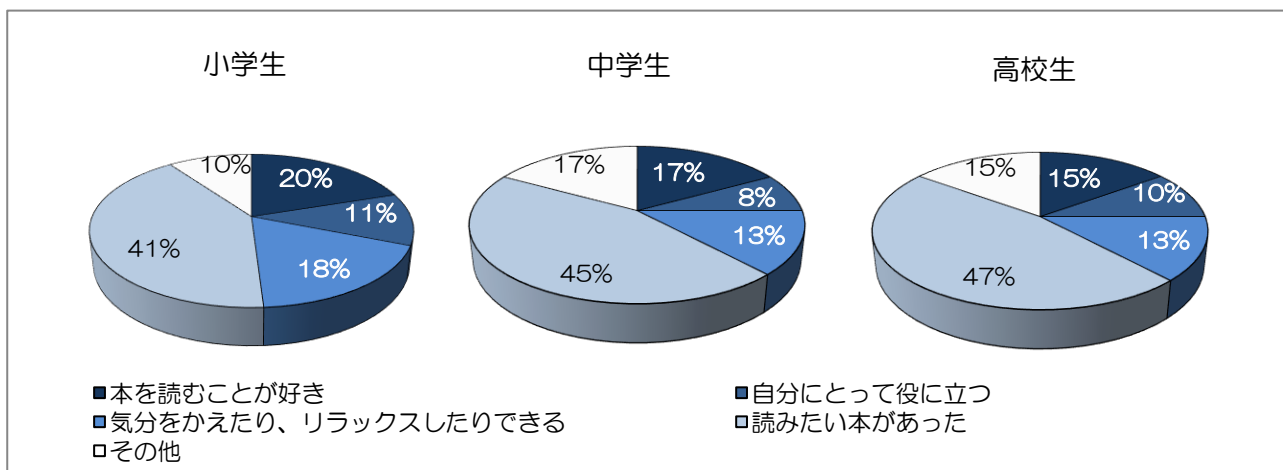
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

【参考資料3】「本を読んだ時間帯」



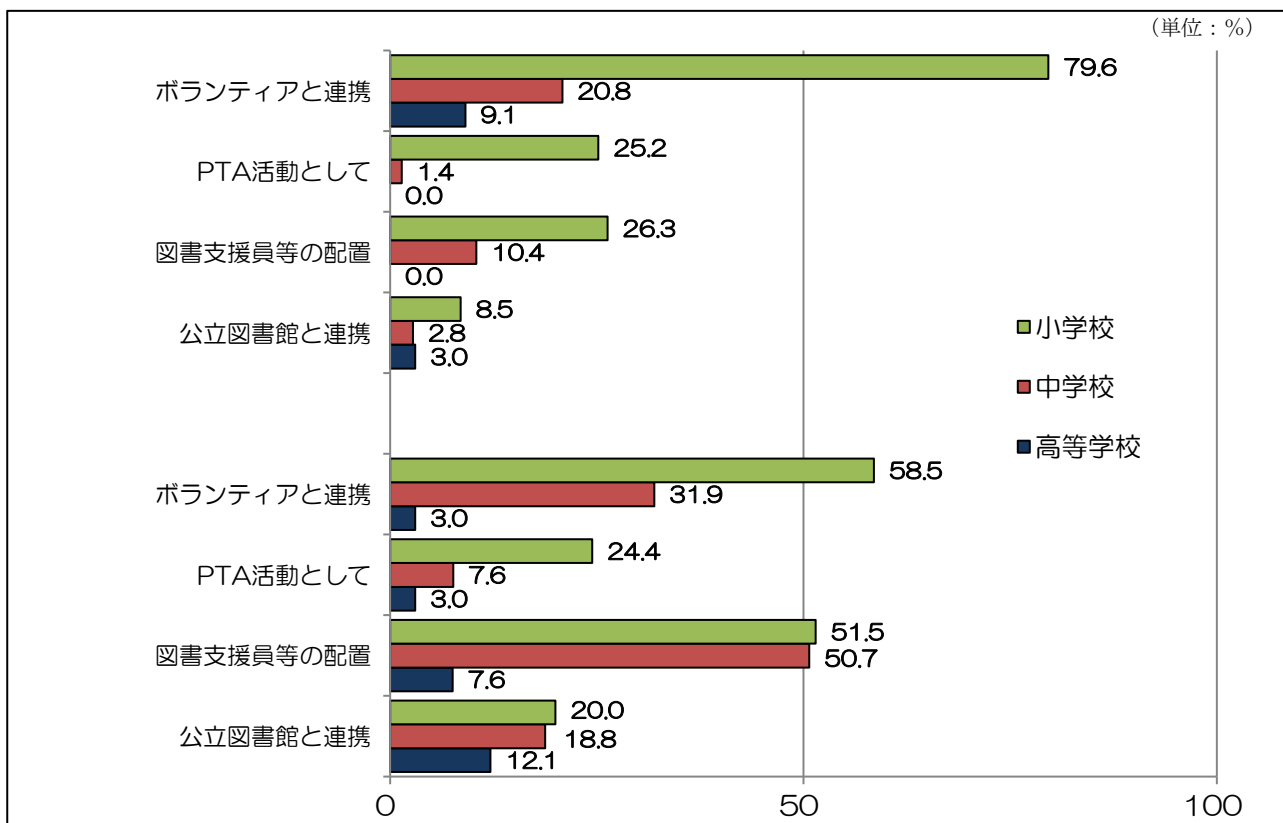
「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」(岩手県教育委員会)

【参考資料4】「本を読んだ理由」（不読者を除く）



「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

【参考資料5】学校内外の団体や個人等と連携した読み聞かせや環境整備を行っている学校の割合



「令和5年度岩手県子どもの読書状況調査」（岩手県教育委員会）

3 国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」概要

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定 ○ 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする 	
第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等	
子どもの読書活動に関する取組の現状	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加 ○ 減少している点： 図書館の児童用図書の出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少 	
子どもの読書活動の現状	
不読率の現状	新型コロナウイルスの感染拡大
<p>目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下 ※不読率＝1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合</p> <p>現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない</p> <p>R4: 小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p>	<p>○ 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性</p> <p>○ 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇 ※令和元～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加 (令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)</p>
読書量・読解力の現状	
<p>○ 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い (小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊) (全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> <p>○ 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37か国中11位) ※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い (OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)</p>	

第2章 基本的方針	
<p>急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する</p>	
<p>1 不読率の低減</p> <p>就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実 不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等</p>	
<p>2 多様な子どもたちの読書機会の確保</p> <p>障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備</p>	
<p>3 デジタル社会に対応した読書環境の整備</p> <p>社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める</p>	
<p>4 子ども視点に立った読書活動の推進</p> <p>子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる</p>	

第3章 子どもの読書活動の推進体制等	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める ○ 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条) <p>※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能</p>	

市町村	<p>市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%)</p> <p>目標:市:100% 町村:80%以上</p>
-----	---

都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県立図書館を活用した市町村への支援 ● 域内市町村への助言、取組・施策の紹介 ● 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施 	国	<ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析 ● 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有
------	---	---	---

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもへの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

3

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

III 地域(図書館)

- 地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
 - ・多様な子どもたちの読書機会の確保
 - ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
 - ・多言語・やさしい日本語による利用案内
 - ・地域の子どもの親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
 - ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会
 - ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
 - ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)
 - ・子どもの視点
 - ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
 - ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)
- 図書館の設置・運営及び資料の充実
 - ・図書館資料の計画的整備
 - ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
 - ・「望ましい基準」の見直しの検討
- 司書等の配置の促進

IV 学校等

- 学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
 - ・多様な子どもたちの読書機会の確保
 - ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
 - ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
 - ・図書館、ボランティア等との連携(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)
 - ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
 - ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
 - ・学校図書館図書情報のデータベース化
 - ・子どもの視点
 - ・子どもの意見聴取の機会の確保
 - ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画
- 学校図書館資料の計画的整備
 - ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
 - ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討
- 司書教諭、学校司書の配置の促進

V 民間団体

- 民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
 - ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
 - ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
 - ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)
- 民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

4

議案第 49 号

文化財の指定及び保持団体の認定に関し議決を求めることについて

次のとおり文化財の指定及び保持団体の認定をすることについて、議決を求める。

1 岩手県指定無形民俗文化財の指定及び保持団体の認定

指定番号	名 称	保持団体
無民第 53 号	もりおかはちまんぐうまつり だ しぎょうじ 盛岡八幡宮祭りの山車行事	盛岡市八幡町 13 番 1 号 盛岡山車推進会
無民第 54 号	やまだ しんこうぎょうじ 山田の神幸行事	山田町八幡町 7 番 1 号 山田八幡宮の神幸行事保存会 山田町北浜町 9 番 23 号 大杉神社の神幸行事保存会

令和 6 年 3 月 21 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

文化財の指定及び保持団体の認定をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

諮 問 物 件 調 書

種 別	無形民俗文化財(風俗慣習)
名 称 ・ 員 数	盛岡八幡宮祭りの山車行事 (もりおかはちまんぐうまつりのだしぎょうじ)
所有者(保持者・団体)の住所・氏名(名称)	盛岡市八幡町 13 番 1 号 盛岡山車推進会
文化財の所在場所	岩手県盛岡市
指 定 理 由	<p>八幡宮祭礼は、盛岡藩南部氏の盛岡城の城下町において、藩主が祭主となる領内第一の祭礼であり、宝永 6 年(1709)ないし正徳 3 年(1713)には、祭礼行列に城下町 23 丁から丁印や作り物を載せた山車が従うようになった。文化・文政年間(1804～1831 年)に祭りは盛大になり、山車は担ぎ山から曳山へと変わっていった。現在は、毎年 9 月 14 日から 16 日に開催され、例年 7～9 台の山車が祭りに奉納している。</p> <p>山車巡行では高張提灯を先頭に、金棒を持った露払い、役員団、手古舞がつづき、手木打ちの指示のもとに勢子や強力が山車を曳いている。祭りで運行される山車は、二輪の大八車に毎回人形の「外題」を決めて趣向を凝らした人形を載せ、盆(円座)を据えて大岩(山)を置き、その上に松の木を配し、正面と「見返し」(背後)には人形や動物を置いて荒波や花木で飾っている。これらの山車に用いられる人形や大八車などを製作する職人の数が減ってはきているが、祭りの担い手達によって、その技術を継承しようとする動きも出てきている。</p> <p>また、山車の上の小太鼓や大太鼓、山車についた笛や鉦で「南部ばやし」を奏で、「南部木遣り」の音頭が上げられるといった地方的特色も持っている。</p> <p>祭りは、当初城下町の 23 丁の町内組織や若者組が主体となり、その後は町の火消組が運営を担い、現在は消防団の分団組織が主体となっている。同好会や町内会等の新たな団体も参加するようになり、祭りの継承に寄与している。</p> <p>盛岡八幡宮祭りの山車行事は、人形を載せた山車を出す祭りとして旧盛岡藩領域での代表的な祭りであり、現在の岩手県の旧盛岡藩領域などではこの祭りの影響を受けて、二戸市や一戸町、滝沢市や紫波町などのほか、花巻市や北上市などでも人形を載せた山車を出す祭りが行われている。</p> <p>このように、盛岡八幡宮祭りの山車行事は、盛岡城下町の形成とともに発展し、山車を出す町組織、山車人形や大八車を製作する職人など、城下町の人たちが継承してきた文化でもある。また、明治期、大正期と社会が変化する中でその形態を変容させながらも人形を載せた山車という形式を維持しながら祭りを継承してきており、近代以降の旧盛岡藩領域などの多くの地域の山車行事にも大きな影響を与えている。</p>

以上のことから、岩手県指定無形民俗文化財として指定することが適当である。

(指定基準)

第4 無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

無形民俗文化財指定基準

1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

(1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。

(2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。



盛岡八幡宮祭りの山車行列

諮 問 物 件 調 書

種 別	無形民俗文化財(風俗慣習)
名 称 ・ 員 数	山田の神幸行事 (やまだのしんこうぎょうじ)
所有者(保持者・団体)の住所・氏名(名称)	山田町八幡町7番 1号 山田八幡宮の神幸行事保存会 山田町北浜町9番23号 大杉神社の神幸行事保存会
文化財の所在場所	岩手県山田町
指 定 理 由	<p>山田の神幸行事は、9月15日に行われる山田八幡宮の祭礼と9月16日に行われる大杉神社の祭礼において、神輿の渡御を行って漁業の安全と大漁を祈願するものである。山田八幡宮神幸行事では旧飯岡村、大杉神社神幸行事では旧下山田村の範囲を主に巡行する。</p> <p>明治9年(1876)に上山田村と下山田村が合併して山田村となり、明治22年(1889)には山田村と飯岡村が合併して山田町となった。</p> <p>山田八幡宮は旧飯岡村八幡町の旧村社である。大杉神社は旧下山田村北浜町の旧村社であり、嘉永年間に柳沢の山頂から北浜町に移されたと伝えられる。アンバ大杉(漁業の神)をまつり、修験者「島の坊」の霊をとむらう伝説をもつ。</p> <p>山田八幡宮の例祭では神輿が明和6年(1769)に奉納されていること、元治元年(1864)の記録には芸能が出されていたことが記されており、江戸時代の様子がわかることも貴重である。大杉神社の例祭には明治14年の開催記録が残っている。両社とも例祭の前日には宵宮祭が行われ、民俗芸能が奉納される。連続する二日間での実施という形態は明治からとも昭和期初期からとも言われているが、両神社とも関連文書類が火災・震災などで逸失しており、詳細は不明である。なお、平成15年(2003)より「山田の秋祭り」として9月中旬の休日に二日間続けて行われるようになった。</p> <p>山田八幡宮の神幸行事は、神輿が鳥居を出ると仕切りの権限が「氏子総代」(令和2年までは「飯岡浦漁船団」)に移譲され、お塩撒きや八幡大神楽を先導として、神輿に各漁船の旗持ちや八幡町鹿舞が従う。ほかに山田大神楽など芸能や十二支の行列などもつき、長い行列となる。平成15年の祭礼記録には神輿を担ぐ舎人(しゃにん)100人以上に芸能団体などで800人余りが行列したと記されている。</p> <p>朝八幡宮を出発した一行は町内をめぐり、夜になって八幡宮に戻ってくるが、多くの芸能が囃子を打ち鳴らし芸能を披露する境内でも神輿は激しくもみつづけ、安着するのは夜遅くである。</p> <p>大杉神社の神幸行事も、神輿が鳥居を出ると「山田区年行事(明治以前は「山田浦船頭講中」)」の指揮下におかれる。神社の前の浜から海に入って「潮垢離」した神輿を輿船に移した後、明神崎へ参詣し、山田湾を一周する海上渡御を行</p>

う。陸渡御ではお塩撒きや山田大神楽を先導として、御神輿に各漁船の旗持ちと関口剣舞が従い、ほかにも芸能などが続いて町内をめぐる。

祭りの担い手としては、昭和期末頃までは、両社とも船単位で祭りに参加しており、各船から神輿の担ぎ手である舎人（しゃにん）、旗持ち、警固などの人員を出していた。また、それぞれの神社にこもり場があり、船頭たちがおこもりをして祭りに臨んでいた。社会情勢の変化や漁業者数の減少など祭りを取り巻く状況は変わったが、漁船団から氏子総代たちへと担い手を変え、神輿の担ぎ手などの参加者の範囲を広げることによって祭りの継承を図ってきた。

また、東日本大震災において大きな被害を受けながらも途絶えることなく祭りを継承していることから、本物件が地域の人々の生活に欠かすことのできない行事であることがうかがわれる。

このように、本物件に含まれる2つの神幸行事は、漁船団が主体となって行われる漁業を背景とした祭りを継承して漁業の安全と大漁を祈願するものであり、神輿が地域の民俗芸能を伴いながら巡行する点が地域的特色をよく示しており、岩手県沿岸部における海の祭りとして典型的である。なお、大杉神社の神幸行事で行われる「潮垢離」と海上渡御は、海の祭りとして特徴的である。

当該行事は山田町内の隣接する地域の社が連続して神幸行事を行っているものであり、地域では一つの連続した行事ととらえられていることから、両行事を「山田の神幸行事」として指定するものである。

以上により、岩手県無形民俗文化財として指定することが適当である。

(指定基準)

第4 無形民俗文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定基準

無形民俗文化財指定基準

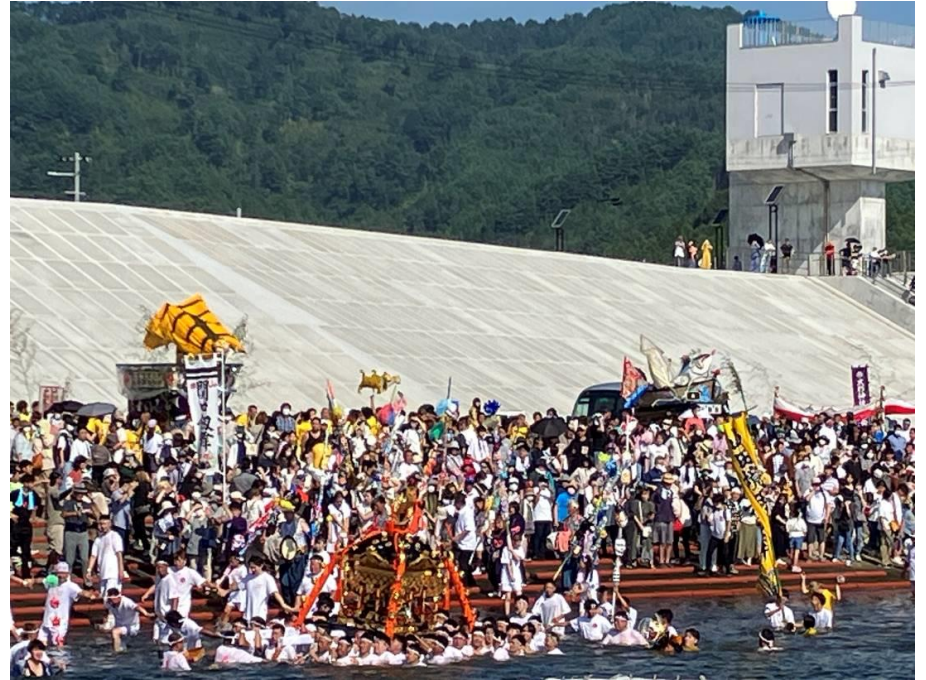
1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの。

(1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの。

(2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの。



山田八幡宮の神幸行事



大杉神社の神幸行事

議案第50号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(室及び課の分掌事務)		(分掌事務)	
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
[略]		[略]	
教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1) [略] (2) <u>職員及び県立学校職員の服務に関すること。</u> (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の分限及び懲戒に関すること。</u> (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] [略] 小中学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>県費負担教職員（事務職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] 県立学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。</u> (4) [略] (5) [略]	教職員課 人事給与担当の分掌事務 (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] [略] 小中学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] 県立学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略]	

(6) [略]

[略]

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本 庁		
室	[略]	
	[略]	
[略]		

2 前項に規定する職のほか、事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、技術主幹及び技術副主幹にあつては技術職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本 庁	室及び課 特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室又は課の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。

(5) [略]

[略]

2 次の事務を処理するため、本庁にサービス管理担当を置く。

サービス管理担当の分掌事務

(1) 職員及び県立学校職員のサービスに関すること。

(2) 職員、県費負担教職員及び県立学校職員の分限及び懲戒に関すること。

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本 庁	首席サービス管 理監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、サービス管理担当の分掌事務を掌理する。
	サービス管理監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、サービス管理担当の分掌事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、首席サービス管理監に事故があるとき、又は首席サービス管理監が欠けたときは、その職務を代理する。
室	[略]	
	[略]	
[略]		

2 前項に規定する職のほか、事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹、企画指導監、専門幹及び副主幹にあつては事務職員を、技術主幹、技術企画指導監、技術専門幹及び技術副主幹にあつては技術職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本 庁	室、課及 びサービス管 理担当 特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課又はサービス管理担当の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。

主幹	上司の命を受け、 <u>室又は課</u> の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術主幹	上司の命を受け、 <u>室又は課</u> の技術に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室又は課</u> の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、 <u>室長若しくは総括課長</u> に事故があるとき、又は <u>室長若しくは総括課長</u> が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

主幹	上司の命を受け、 <u>室、課又はサービス管理担当</u> の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術主幹	上司の命を受け、 <u>室、課又はサービス管理担当</u> の技術に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
企画指導監	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、室、課又はサービス管理担当の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>
技術企画指導監	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、室、課又はサービス管理担当の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>
特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室、課又はサービス管理担当</u> の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、 <u>室長、総括課長若しくはサービス管理監</u> に事故があるとき、又は <u>室長、総括課長若しくはサービス管理監</u> が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、室、課又はサービス管理担当の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
技術専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な</u>

	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室又は課</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。	
	副主幹	上司の命を受け、 <u>室又は課</u> の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。	
	技術副主幹	上司の命を受け、 <u>室又は課</u> の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。	
	主査及び主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室又は課</u> の特定事務を処理する。	
	[略]		
	[略]		
教育事務所	主幹	[略]	
	主任主査	[略]	
	[略]		

3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

		知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、 <u>室、課又は服務管理担当の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主任主査及び主任主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室、課又は服務管理担当</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	副主幹	上司の命を受け、 <u>室、課又は服務管理担当</u> の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	技術副主幹	上司の命を受け、 <u>室、課又は服務管理担当</u> の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	主査及び主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室、課又は服務管理担当</u> の特定事務を処理する。
	[略]	
	[略]	
教育事務所	主幹	[略]
	専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、 <u>教育事務所の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
	[略]	

3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職員	職	職務
[略]		
技術職員	主任技師、 技師、行政 専門員、上 席保健師、 主査保健師 、主任保健 師及び保健 師	[略]
[略]		

(職及び職務)

第45条 [略]

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
総合教育センター	[略]	
	主幹	[略]
	主任主査	[略]
	[略]	
生涯学習推進センター	主幹	[略]
	主任主査	[略]

職員	職	職務
[略]		
技術職員	主任技師、 技師、行政 専門員、 <u>専門幹保健師</u> 、上席保健 師、主査保 健師、主任 保健師及び 保健師	[略]
[略]		

(職及び職務)

第45条 [略]

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹、専門幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
総合教育センター	[略]	
	主幹	[略]
	<u>専門幹</u>	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、総合教育センターの特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
	[略]	
生涯学習推進センター	主幹	[略]
	<u>専門幹</u>	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、生涯学習推進センターの特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主任主査及	[略]

	[略]	
図書館	主幹	[略]
	主任主査	[略]
	[略]	
野外活動センター	主幹	[略]
	主任主査	[略]
	[略]	

3 [略]

	<u>び主任主査</u>	
	<u>行政専門員</u>	
	[略]	
図書館	主幹	[略]
	専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、図書館の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	<u>主任主査及び主任主査</u>	[略]
	<u>行政専門員</u>	[略]
	[略]	
野外活動センター	主幹	[略]
	専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、野外活動センターの特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	<u>主任主査及び主任主査</u>	[略]
	<u>行政専門員</u>	[略]
	[略]	

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月21日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一 男

理由

教育委員会の組織、職の改編に伴い、所要の改正を行おうとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

第1 改正の趣旨

令和6年度における教育委員会事務局の組織、職の改編に伴い、改めようとするものである。

第2 規則案の内容

- 1 服務管理監を新たに設置することに伴い、服務管理監の分掌事務を定めること。(第16条関係)

・教職員課の分掌事務について、服務管理監に移管するとともに、服務管理監の分掌事務を定めるもの。

- 2 職員の定年年齢引き上げによる職の新設及び服務管理監を新たに設置することに伴い規定を整理したこと。(第28条・第45条関係)

・服務管理監の設置に伴い、首席服務管理監及び服務管理監の職務を規定したこと。
・定年年齢の引き上げに伴い、本庁や教育事務所、教育機関に、次の職に係る職務を規定したこと。

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 本庁 | 企画指導監、技術企画指導監、専門幹、技術専門幹、主任主査行政専門員 |
| 2 | 教育事務所 | 専門幹、主任主査行政専門員 |
| 3 | 技術職員 | 専門幹保健師 |
| 4 | 教育機関 | 専門幹、主任主査行政専門員 |

第3 施行期日（附則関係）

令和6年4月1日から施行すること。

議案第51号

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(代決) 第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。				(代決) 第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。			
(1) 本庁における代決				(1) 本庁における代決			
決裁権者	代決権者			決裁権者	代決権者		
	第1順位者	第2順位者	第3順位者		第1順位者	第2順位者	第3順位者
教育長	[略]		主管の室長又は総括課長	教育長	[略]		首席服務管理監、主管の室長又は総括課長
教育局長	[略]	主管の室長又は総括課長		教育局長	[略]	首席服務管理監、主管の室長又は総括課長	
教育次長	主管の室長又は総括課長			教育次長	首席服務管理監、主管の室長又は総括課長		
				首席服務管理監	服務管理監（教育長があらかじめ指定する者に限る。第7条を除き、以下同じ。）		
室長	[略]			室長	[略]		
	[略]				[略]		
教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長又	室長又は総括課長があらかじめ指定する職員			教育企画推進監、学校教育企画監、 <u>服務管理監</u> 、課長	首席服務管理監、室長又は総括課長があらかじめ指定する職員		

は特命課 長			
-----------	--	--	--

(2) [略]

(教育局長の専決事項)

第5条の2 教育局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 教育次長、室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 教育次長、室長及び局付の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 教育次長、室長及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長の服務（休暇を除く。）に関すること。

(5)～(9) [略]

(室長等共通専決事項)

第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 室長又は総括課長の職務を代理する教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長又は特命課長の順位に関すること。

(6) 教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長及び特命課長（次号及び第8号において「教育企画推進監等」という。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(7)～(13) [略]

2 [略]

(教育企画推進監等共通専決事項)

第7条の2 本庁の教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 室長又は総括課長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 室長又は総括課長が指定する職員の休暇に関すること。

(5)～(16) [略]

(室長等指定職員専決事項)

第7条の3 本庁の室長又は総括課長が指定する職員（以下こ

、担当課 長又は特 命課長			
---------------------	--	--	--

(2) [略]

(教育局長の専決事項)

第5条の2 教育局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 教育次長、首席服務管理監、室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 教育次長、首席服務管理監、室長及び局付の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 教育次長、首席服務管理監、室長及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長の服務（休暇を除く。）に関すること。

(5)～(9) [略]

(首席服務管理監等共通専決事項)

第7条 本庁の首席服務管理監、室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 首席服務管理監、室長又は総括課長の職務を代理する教育企画推進監、学校教育企画監、服務管理監、課長、担当課長又は特命課長の順位に関すること。

(6) 教育企画推進監、学校教育企画監、服務管理監、課長、企画指導監、技術企画指導監、担当課長及び特命課長（次号及び第8号において「教育企画推進監等」という。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(7)～(13) [略]

2 [略]

(教育企画推進監等共通専決事項)

第7条の2 本庁の教育企画推進監、学校教育企画監、服務管理監、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 首席服務管理監、室長又は総括課長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 首席服務管理監、室長又は総括課長が指定する職員の休暇に関すること。

(5)～(16) [略]

(首席服務管理監等指定職員専決事項)

第7条の3 本庁の首席服務管理監、室長又は総括課長が指定

の条において「指定職員」という。)は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(5) [略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第10条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 技能職員等の任免及び分限に関する事。

(7)～(13) [略]

人事給与担当課長専決事項

(1) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員(市町村立小中学校に勤務する者を除く。)の職務に専念する義務の免除に関する事。

(2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員(市町村立小中学校に勤務する者を除く。)の営利企業等の従事許可に関する事。

(3) 岩手県教育委員会服務規程(昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号)第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事(軽易なもので所属長が承認したものを除く。)の承認に関する事。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

[略]

(生涯学習文化財課の総括課長等の専決事項)

第12条 [略]

する職員(以下この条において「指定職員」という。)は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(5) [略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第10条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 技能職員等の任免に関する事。

(7)～(13) [略]

人事給与担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

[略]

(生涯学習文化財課の総括課長等の専決事項)

第12条 [略]

(服務管理監の専決事項)

第12条の2 服務管理担当の分掌事務について、服務管理監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員(市町村立小中学校に勤務する者を除く。)の職務に専念する義務の免除に関する事。

(2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の営利企業等の従事許可に関すること。

(3) 岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事（軽易なもので所属長が承認したものを除く。）の承認に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月21日

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一 男

理由

教育委員会の組織改編等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令案要綱

第1 改正の趣旨

教育委員会の組織改編に伴い、所要の改正をするものである。

第2 訓令案の内容

1 服務管理監の設置及び新たに置く職の新設に伴い、所要の改正を行うこと。

(第3条、第5条の2、第7条、第7条の2、第7条の3、第10条、第12条の2関係)

- ・代決権者に首席服務管理監及び服務管理監を加えること。
- ・決裁権者が首席服務管理監及び服務管理監である場合の代決権者を定めること。
- ・教育局長の専決事項に首席服務管理監に係る事項を追加すること。
- ・首席服務管理監について、室長及び総括課長と同様の共通専決事項を定めること。
- ・服務管理監について、教育企画推進監等と同様の共通専決事項を定めること。
- ・首席服務管理監が指定する職員の専決事項を定めること。
- ・教職員課の分掌事務である服務に関する許可又は承認（営利企業従事等制限、職専免等）の事務について、服務管理担当へ移管することから、当該事務に係る規定を削ること。
- ・服務管理監の服務管理担当の分掌事務に係る専決事項を定めること。なお、専決事項は第10条に規定する教職員課から移管を受ける事務である。

2 職員の定年年齢引き上げによる職の新設に伴い、所要の改正を行うこと。

(第7条関係)

- ・首席服務管理監等共通専決事項に、企画指導監、技術企画指導監を規定すること。

3 施行期日（附則関係）

令和6年4月1日から施行すること。（附則関係）

